

## 第 2 章 食品衛生関係事業

第 1 節	許可事務	41
第 1 節	第 1 食品衛生法関係	41
第 2 節	第 2 食品製造業等取締条例関係	41
第 3 節	第 3 営業許可の有効期限	41
第 2 節	監視指導業務	41
第 1 節	第 1 監視指導	41
第 2 節	第 2 収去	62
第 3 節	第 3 G L P	63
第 3 節	食品衛生管理者	64
第 4 節	輸入食品対策	65
第 1 節	第 1 輸入食品対策実施結果	65
第 2 節	第 2 輸入農産物等の残留農薬検査結果	66
第 3 節	第 3 遺伝子組換え食品の検査結果について	76
第 4 節	第 4 都、特別区、八王子市及び町田市による輸入食品監視結果まとめ	78
第 5 節	食品中の放射性物質対策	80
第 1 節	第 1 都内流通食品の放射性物質検査	80
第 2 節	第 2 都内と畜牛肉の放射性物質検査	81
第 6 節	牛乳衛生	82
第 1 節	第 1 乳処理場の衛生	82
第 2 節	第 2 健康安全研究センターハサップ指導班	82
第 3 節	第 3 生乳の残留農薬検査及び抗生物質等検査	83
第 7 節	農畜水産食品衛生	84
第 1 節	第 1 と畜場及び食肉衛生検査所	84
第 2 節	第 2 市場衛生検査所	84
第 3 節	第 3 ふぐ	84
第 4 節	第 4 食鳥検査	89
第 8 節	食品汚染対策	90
第 1 節	第 1 魚介類等の水銀汚染調査結果	90
第 2 節	第 2 食品等の P C B 汚染調査結果	94
第 3 節	第 3 魚介類のビストリブチルスズオキシド ( T B T O ) 等汚染調査結果	98
第 4 節	第 4 東京湾産魚介類の化学物質汚染実態調査結果 (ダイオキシン類及び内分泌かく乱作用の疑われる化学物質)	101
第 5 節	第 5 流通魚介類の P C B、有機スズ等汚染実態調査	112
第 6 節	第 6 汚染米調査	119
第 9 節	J A S 法及び健康増進法に基づく食品表示対策	120
第 1 節	第 1 J A S 法等に基づく表示の適正化	120
第 2 節	第 2 D N A 鑑定等による食品の科学的検証	121
第 3 節	第 3 遺伝子組換え食品の表示検証	122

第4	健康増進法に基づく表示の適正化	124
第10節	食品衛生自主管理認証制度	125
第1	制度の概要	125
第2	平成25年度の主な取組	125
第11節	食品安全条例に基づく自主回収報告制度	126
第1	制度の概要	126
第2	平成25年度の自主回収情報の公表	126
第12節	東京都における「食の安全」普及啓発事業	127
第1	食の安全に関する相談	127
第2	衛生展、街頭相談等の開催	127
第3	情報誌及びその他の普及啓発資材等の製作、発行	128
第4	食品衛生講習会	128
第5	食の安全都民フォーラム	129
第6	その他の都民向けセミナー	130
第7	インターネットによる情報提供	130
第13節	その他の事業	131
第1	シアン化合物含有豆類の処理状況	131
第2	修学旅行時の食中毒等事故発生防止のための事前連絡件数	132

## 第2章 食品衛生関係事業

### 第1節 許可事務

#### 第1 食品衛生法関係

##### 1 許可を要するもの

食品衛生法(以下「法」という。)第51条の規定により都道府県が施設について基準を定め、法第52条の規定に基づく許可を要する営業として、食品衛生法施行令第35条により34業種が指定されている。

多摩(八王子市及び町田市を除く。)・島しょ地域においては、東京都保健所長委任規則(以下「委任規則」という。)により許可の権限が保健所長に委任されている。また、特別区、八王子市及び町田市においては特別区長、八王子市長及び町田市長の権限となっている。ただし、特別区の区域の卸売市場(花き市場を除く。)内については知事の許可権限となっている。

##### 2 報告するもの

食品衛生法施行細則第16条により、営業開始後十日以内に知事に届出すべき営業が10業種指定されている。

#### 第2 食品製造業等取締条例関係

##### 1 許可を要するもの

本条例第5条により許可を必要とする業種として、食料品等販売業、調味料等製造業等8業種が指定されている。許可権限は多摩(八王子市及び町田市を除く。)・島しょ地域では委任規則により保健所長に委任されており、特別区、八王子市及び町田市の区域においては特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例及び市町村における東京都の事務処理の特例

に関する条例(以下「特例条例」という。)により特別区、八王子市及び町田市が処理する事務とされている。ただし、特別区の区域の卸売市場(花き市場を除く。)内では、知事に許可の権限がある。

##### 2 届出を要するもの

同条例第3条により菓子、アイスクリーム類、魚介類(生きているものを除く。)及びその加工品、豆腐及びその加工品、弁当類、ゆでめん類又はそう菜類の行商人に対しては、届出を出させた上、鑑札及び記章の交付を行っている。

また、同条例第5条の3で卵選別包装業者、第5条の4で給食供給者の2業種が届出を要する業種と定められている。

届出の受理、鑑札及び記章の交付については、多摩(八王子市及び町田市を除く。)・島しょ地域では委任規則により保健所長に、特別区、八王子市及び町田市の区域においては特例条例により特別区長、八王子市長及び町田市長に委任されている。ただし、特別区の区域の卸売市場(花き市場を除く。)内では知事に権限がある。

#### 第3 営業許可の有効期限

施設の耐久性、保全性等の程度により、5年、6年、7年及び8年の4種に区別している。ただし、行商鑑札及び記章の有効期間は交付の日からその年の12月31日までである。

### 第2節 監視指導業務

#### 第1 監視指導

食品衛生監視員は、食品衛生法及び食品製造業等取締条例による許可営業、報告営業並びにその他の食品取扱営業施設に立ち入り、関係法規に基づく監視指導、収去検査等の業務に従事している。平成25年度の監視対象となった営業施設及び監視指導数は表2-2-1、2-2-2のとおりである。

第2章 食品衛生関係事業

表2-2-1 食品衛生関係施設数（その1）

	総計	（規第(1)定五食総計） （十品二衛業に法）	飲食店営業								
			小計	ホテル・テ館	キャバレー・	一般飲食店	民生食堂	すし屋	そば屋	仕出し屋	
24年度	全都	502,272	299,507	190,274	1,871	9,588	137,747	38	5,186	5,762	1,680
	都	100,575	49,151	27,245	717	625	18,553	-	755	885	346
	区	373,207	236,419	155,189	1,081	8,662	113,952	38	4,211	4,675	1,258
	市	28,490	13,937	7,840	73	301	5,242	-	220	202	76
25年度	全都	500,111	299,228	191,411	1,828	9,752	138,755	33	5,060	5,664	1,674
	都	99,618	48,696	27,355	688	622	18,651	-	740	870	347
	区	372,627	236,683	156,158	1,069	8,809	114,849	33	4,108	4,586	1,259
	市	27,866	13,849	7,898	71	321	5,255	-	212	208	68
千代田区	17,373	13,094	8,138	59	153	6,333	-	201	344	14	
中央区	22,423	15,911	11,160	63	1,986	7,414	1	448	291	40	
港区	30,127	22,777	15,554	62	1,342	11,858	1	400	338	64	
新宿区	27,286	19,391	14,640	144	1,854	11,231	-	244	253	62	
文京区	8,633	5,432	3,517	37	69	2,734	2	93	131	32	
台東区	15,769	10,559	7,695	205	365	5,422	5	215	255	41	
墨田区	13,325	7,021	4,736	35	455	3,091	8	117	157	45	
江東区	16,295	10,175	5,737	20	31	4,296	4	140	169	69	
品川区	15,252	9,631	6,100	59	271	4,284	4	202	198	54	
目黒区	8,435	5,628	3,851	8	89	2,873	-	115	108	54	
大田区	22,662	13,141	7,832	51	208	5,470	1	200	245	91	
世田谷区	25,036	12,766	8,058	6	43	6,175	1	210	243	118	
渋谷区	18,113	13,517	9,365	93	608	7,452	-	161	189	45	
中野区	9,662	5,549	3,745	3	116	2,927	1	132	121	31	
杉並区	14,423	8,253	5,544	10	83	4,281	-	134	170	55	
豊島区	14,649	9,767	6,731	96	403	5,070	1	161	199	50	
北区	11,572	6,283	4,113	11	104	3,110	-	98	120	45	
荒川区	7,277	3,854	2,461	14	16	1,770	3	77	106	30	
板橋区	13,707	8,293	4,980	5	51	3,664	1	124	180	76	
練馬区	13,550	8,217	4,784	4	127	3,393	-	173	173	76	
足立区	17,221	10,538	6,488	38	8	4,547	-	173	239	74	
葛飾区	14,107	7,354	4,808	13	132	3,247	-	121	199	53	
江戸川区	15,730	9,532	6,121	33	295	4,207	-	169	158	40	
八王子市	15,783	8,595	4,923	50	213	3,273	-	141	120	38	
町田市	12,083	5,254	2,975	21	108	1,982	-	71	88	30	
西多摩	13,322	7,148	4,147	111	100	2,719	-	109	124	49	
南多摩	8,108	4,521	2,413	11	27	1,633	-	50	79	42	
多摩立川	21,649	10,478	6,210	63	205	4,374	-	141	195	73	
多摩府中	30,478	14,642	8,527	35	222	6,046	-	250	280	113	
多摩小平	19,303	8,526	4,771	17	57	3,287	-	161	173	66	
大島	1,988	1,000	611	265	-	236	-	14	8	-	
三宅	482	207	124	52	-	48	-	1	1	1	
八丈	1,036	520	315	81	11	181	-	2	5	3	
小笠原	328	191	128	53	-	49	-	3	-	-	
市場	2,924	1,463	109	-	-	78	-	9	5	-	

(平成26年3月末現在)

		飲食店営業									
		弁 当 屋	そ う 菜 店	スエ コ ト ン ア ビ 等 ス ニ	移 動	臨 時	集 許 団 可 給 あ 食 る	自 動 車	自 動 販 売 機	天 ぷ ら 船	屋 形 船
24 年 度	全都	7,109	8,369	97	251	3,021	6,508	2,084	736	40	187
	都	1,347	1,339	20	36	679	1,507	393	43	-	-
	区	5,414	6,710	62	209	1,961	4,571	1,481	677	40	187
	市	348	320	15	6	381	430	210	16	-	-
25 年 度	全都	7,032	8,297	118	226	3,140	6,538	2,246	823	39	186
	都	1,355	1,330	21	36	679	1,529	432	55	-	-
	区	5,327	6,631	79	183	2,096	4,578	1,577	749	39	186
	市	350	336	18	7	365	431	237	19	-	-
	千代田区	241	335	-	1	65	305	30	57	-	-
	中央区	248	206	7	-	93	229	44	70	4	16
	港区	242	532	1	2	60	360	97	168	4	23
	新宿区	127	192	1	10	123	215	108	76	-	-
	文京区	143	76	4	8	4	135	5	44	-	-
	台東区	218	211	12	21	545	83	51	17	4	25
	墨田区	193	210	1	9	285	86	22	9	-	13
	江東区	282	228	5	14	26	271	112	26	7	37
	品川区	175	453	-	3	1	215	70	81	8	22
	目黒区	120	229	1	5	87	117	41	4	-	-
	大田区	396	396	1	5	308	309	90	47	4	10
	世田谷区	354	377	10	2	49	366	92	12	-	-
	渋谷区	215	173	-	22	79	165	107	56	-	-
	中野区	126	117	-	3	1	119	30	18	-	-
	杉並区	235	272	1	5	50	210	32	6	-	-
	豊島区	254	248	3	1	9	153	66	17	-	-
	北区	199	231	1	4	5	147	36	2	-	-
	荒川区	133	234	-	6	-	60	10	1	-	1
	板橋区	266	267	14	11	47	212	55	7	-	-
	練馬区	252	223	2	16	67	216	48	14	-	-
	足立区	344	666	-	13	8	210	156	7	-	5
	葛飾区	256	506	-	6	79	139	53	4	-	-
	江戸川区	308	249	15	16	105	256	222	6	8	34
	八王子市	185	164	16	4	348	269	89	13	-	-
	町田市	165	172	2	3	17	162	148	6	-	-
	西多摩	150	188	3	4	347	188	52	3	-	-
	南多摩	156	122	3	1	50	209	29	1	-	-
	多摩立川	328	311	4	8	80	288	129	11	-	-
	多摩府中	364	375	8	14	143	521	128	28	-	-
	多摩小平	304	275	3	4	42	286	89	7	-	-
	大島	27	36	-	3	10	10	2	-	-	-
	三宅	2	9	-	-	5	4	1	-	-	-
	八丈	13	10	-	-	2	6	1	-	-	-
	小笠原	9	3	-	2	-	8	1	-	-	-
	市場	2	1	-	-	-	9	-	5	-	-

市場は卸売市場(花き市場を除く。)内における知事許可施設数。

第2章 食品衛生関係事業

表2-2-1 食品衛生関係施設数(その2)

		喫茶店営業				菓子製造業						
		小計	店舗	自動販売機	自動車	小計	パン製造業	製生造菓業子	菓そ子の製造業の	移動	臨時	自動車
24年度	全都	25,983	2,159	23,712	112	17,577	4,027	5,437	7,148	30	584	351
	都	4,456	358	4,074	24	3,519	807	1,062	1,402	4	158	86
	区	20,339	1,713	18,554	72	12,924	2,960	4,125	5,279	26	324	210
	市	1,188	88	1,084	16	1,134	260	250	467	-	102	55
25年度	全都	24,301	2,207	21,970	124	18,147	4,095	5,402	7,659	28	599	364
	都	3,912	377	3,510	25	3,665	831	1,078	1,505	4	159	88
	区	19,341	1,749	17,512	80	13,322	3,003	4,072	5,661	24	343	219
	市	1,048	81	948	19	1,160	261	252	493	-	97	57
	千代田区	2,243	216	2,027	-	460	162	121	166	-	7	4
	中央区	1,755	222	1,533	-	627	150	305	151	-	16	5
	港区	2,984	135	2,843	6	911	249	267	384	1	4	6
	新宿区	1,286	96	1,183	7	687	127	203	301	-	44	12
	文京区	393	32	361	-	330	79	111	137	1	2	-
	台東区	583	93	486	4	656	72	173	269	3	127	12
	墨田区	370	53	317	-	423	56	133	221	-	9	4
	江東区	1,244	72	1,169	3	581	134	154	273	-	5	15
	品川区	1,083	39	1,043	1	429	108	107	204	-	1	9
	目黒区	313	60	244	9	387	92	127	157	-	-	11
	大田区	1,094	70	1,018	6	785	180	282	239	2	72	10
	世田谷区	618	102	505	11	1,156	267	365	502	1	9	12
	渋谷区	1,267	160	1,101	6	834	190	264	353	-	14	13
	中野区	284	26	257	1	320	58	102	157	-	2	1
	杉並区	341	64	273	4	582	156	148	272	1	-	5
	豊島区	615	77	536	2	509	137	169	188	1	1	13
	北区	374	22	350	2	363	78	119	150	1	3	12
	荒川区	212	16	196	-	253	63	70	115	1	-	4
	板橋区	610	33	577	-	548	122	169	243	1	2	11
	練馬区	477	65	408	4	693	152	187	325	5	11	13
	足立区	526	33	483	10	711	135	198	350	3	2	23
	葛飾区	302	27	274	1	484	106	141	220	2	9	6
	江戸川区	367	36	328	3	593	130	157	284	1	3	18
	八王子市	706	48	653	5	724	147	161	300	-	90	26
	町田市	342	33	295	14	436	114	91	193	-	7	31
	西多摩	582	47	534	1	561	103	182	197	1	63	15
	南多摩	464	44	418	2	376	99	89	156	-	25	7
	多摩立川	872	79	790	3	765	170	213	339	-	11	32
	多摩府中	1,241	136	1,090	15	1,093	243	331	464	3	35	17
	多摩小平	599	55	540	4	732	183	227	286	-	21	15
	大島	6	5	1	-	75	17	26	29	-	2	1
	三宅	2	2	-	-	19	3	1	13	-	2	-
	八丈	4	4	-	-	31	9	8	14	-	-	-
	小笠原	4	4	-	-	13	4	1	7	-	-	1
	市場	138	1	137	-	-	-	-	-	-	-	-

(平成26年3月末現在)

	あん類製造業	アイスクリーム製造業	乳処理業	さく別牛乳	乳製品製造業	集乳業	乳類販売業					
							小計	専業	売シヨーケリス	自動販売機	自動車	
24年度	全都	46	2,026	10	-	166	-	29,171	988	18,303	9,767	113
	都	6	378	8	-	40	-	5,846	240	3,700	1,892	14
	区	37	1,534	1	-	118	-	21,494	693	13,504	7,219	78
	市	3	114	1	-	8	-	1,831	55	1,099	656	21
25年度	全都	45	1,964	9	-	169	-	28,423	976	18,443	8,890	114
	都	5	366	7	-	43	-	5,623	234	3,668	1,706	15
	区	36	1,493	1	-	118	-	21,055	686	13,662	6,628	79
	市	4	105	1	-	8	-	1,745	56	1,113	556	20
千代田区	-	85	-	-	2	-	1,305	12	700	591	2	
中央区	1	97	-	-	14	-	928	9	522	397	-	
港区	1	131	-	-	12	-	1,616	9	839	766	2	
新宿区	1	79	-	-	12	-	1,275	26	787	460	2	
文京区	2	42	-	-	-	-	621	15	377	229	-	
台東区	1	89	-	-	2	-	625	17	453	154	1	
墨田区	1	65	-	-	1	-	599	30	404	163	2	
江東区	4	88	-	-	5	-	1,158	30	635	493	-	
品川区	1	47	-	-	3	-	946	22	568	352	4	
目黒区	-	36	-	-	5	-	486	20	326	140	-	
大田区	4	86	-	-	11	-	1,521	66	922	526	7	
世田谷区	1	78	-	-	14	-	1,265	73	915	271	6	
渋谷区	1	112	-	-	3	-	977	9	547	420	1	
中野区	1	30	-	-	1	-	507	26	364	116	1	
杉並区	1	45	-	-	2	-	744	31	585	128	-	
豊島区	1	74	-	-	6	-	821	17	556	248	-	
北区	1	38	-	-	11	-	630	20	432	178	-	
荒川区	2	20	-	-	1	-	373	19	271	83	-	
板橋区	5	38	-	-	4	-	937	44	667	225	1	
練馬区	-	48	-	-	-	-	889	25	730	129	5	
足立区	3	63	-	-	2	-	1,154	78	806	241	29	
葛飾区	3	49	1	-	4	-	707	41	501	151	14	
江戸川区	1	53	-	-	3	-	971	47	755	167	2	
八王子市	3	64	-	-	5	-	1,004	33	626	339	6	
町田市	1	41	1	-	3	-	741	23	487	217	14	
西多摩	1	50	1	-	9	-	792	45	518	224	5	
南多摩	-	42	-	-	3	-	601	23	381	195	2	
多摩立川	-	75	2	-	13	-	1,164	55	722	387	-	
多摩府中	2	140	2	-	10	-	1,745	47	1,128	570	-	
多摩小平	2	46	-	-	3	-	1,115	52	744	312	7	
大島	-	8	1	-	2	-	87	2	82	2	1	
三宅	-	-	-	-	-	-	18	1	17	-	-	
八丈	-	5	1	-	2	-	41	-	40	1	-	
小笠原	-	-	-	-	-	-	9	-	9	-	-	
市場	-	-	-	-	1	-	51	9	27	15	-	

市場は卸売市場(花き市場を除く。)内における知事許可施設数。

第2章 食品衛生関係事業

表2-2-1 食品衛生関係施設数（その3）

	食肉処理業	食肉販売業					製食肉造製業品	魚介類販売業				せ魚り介売業類	
		小計	一般	包装	自動販売機	自動車		小計	一般	包装	自動車		
24年度	全都	893	13,934	4,105	9,797	-	32	202	14,607	5,131	9,297	179	26
	都	142	2,705	846	1,851	-	8	46	3,687	1,898	1,745	44	25
	区	726	10,443	3,041	7,383	-	19	145	10,132	2,970	7,034	128	-
	市	25	786	218	563	-	5	11	788	263	518	7	1
25年度	全都	849	14,230	4,027	10,167	-	36	204	14,877	5,054	9,656	167	26
	都	137	2,750	834	1,907	-	9	46	3,720	1,885	1,792	43	25
	区	688	10,671	2,975	7,674	-	22	146	10,345	2,909	7,320	116	-
	市	24	809	218	586	-	5	12	812	260	544	8	1
千代田区	9	369	30	339	-	-	6	363	38	325	-	-	
中央区	15	485	135	350	-	-	5	534	205	325	4	-	
港区	23	630	118	508	-	4	8	606	101	499	6	-	
新宿区	43	620	147	468	-	5	5	589	128	458	3	-	
文京区	11	226	57	169	-	-	3	224	54	168	2	-	
台東区	25	372	114	258	-	-	8	374	124	247	3	-	
墨田区	21	358	119	237	-	2	3	327	93	228	6	-	
江東区	53	552	161	388	-	3	7	563	196	358	9	-	
品川区	44	442	116	325	-	1	7	415	103	309	3	-	
目黒区	12	249	79	170	-	-	5	226	56	170	-	-	
大田区	51	728	200	528	-	-	11	733	207	511	15	-	
世田谷区	23	704	221	481	-	2	12	689	217	463	9	-	
渋谷区	19	423	85	338	-	-	5	413	92	320	1	-	
中野区	19	284	104	180	-	-	6	283	95	187	1	-	
杉並区	15	455	139	316	-	-	7	419	120	298	1	-	
豊島区	27	445	102	343	-	-	11	417	105	312	-	-	
北区	23	321	104	217	-	-	1	300	93	201	6	-	
荒川区	36	205	84	121	-	-	3	195	79	113	3	-	
板橋区	40	502	138	364	-	-	9	479	127	348	4	-	
練馬区	40	590	176	409	-	5	11	562	174	383	5	-	
足立区	79	675	221	454	-	-	7	624	187	415	22	-	
葛飾区	25	432	155	277	-	-	1	403	141	258	4	-	
江戸川区	35	604	170	434	-	-	5	607	174	424	9	-	
八王子市	12	486	134	350	-	2	6	497	167	325	5	1	
町田市	12	323	84	236	-	3	6	315	93	219	3	-	
西多摩	15	399	125	268	-	6	10	371	111	248	12	-	
南多摩	4	275	77	197	-	1	6	271	79	190	2	-	
多摩立川	43	576	163	413	-	-	9	561	163	392	6	-	
多摩府中	21	830	222	608	-	-	11	813	222	578	13	-	
多摩小平	14	555	172	381	-	2	8	537	166	361	10	1	
大島	3	48	41	7	-	-	2	57	52	5	-	6	
三宅	-	14	13	1	-	-	-	15	14	1	-	1	
八丈	1	27	13	14	-	-	-	32	21	11	-	2	
小笠原	-	9	3	6	-	-	-	11	7	4	-	2	
市場	36	17	5	12	-	-	-	1,052	1,050	2	-	13	



(平成26年3月末現在)

	製魚 品肉 製ね 造業 り	食品の冷凍又は冷蔵業			照食 品の 射の 放射 業線	製清 涼 造飲 料 業水	製乳 酸 造菌 飲 業料	氷雪製造業				氷 雪 販 売 業	
		小 計	冷 凍 業	冷 蔵 業				小 計	氷 雪 製 造 業	製自 動 造 角 機氷	自 動 販 売 機		
24年度	全都	180	410	228	182	-	94	7	59	30	17	12	199
	都	40	114	70	44	-	32	4	29	16	13	-	32
	区	132	278	148	130	-	53	3	29	13	4	12	160
	市	8	18	10	8	-	9	-	1	1	-	-	7
25年度	全都	183	426	242	184	-	94	6	62	29	16	17	194
	都	40	121	76	45	-	33	3	27	15	12	-	33
	区	135	285	155	130	-	52	3	34	13	4	17	154
	市	8	20	11	9	-	9	-	1	1	-	-	7
千代田区	6	1	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	5
中央区	12	23	4	19	-	3	-	1	-	-	-	1	8
港区	3	20	10	10	-	4	-	17	1	-	-	16	9
新宿区	5	1	1	-	-	2	-	4	3	1	-	-	3
文京区	3	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6
台東区	1	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	14
墨田区	7	2	1	1	-	2	-	1	1	-	-	-	5
江東区	6	17	11	6	-	5	-	1	1	-	-	-	14
品川区	8	6	5	1	-	2	-	1	1	-	-	-	8
目黒区	3	1	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1
大田区	5	114	35	79	-	4	-	2	2	-	-	-	14
世田谷区	8	5	5	-	-	2	1	3	1	2	-	-	8
渋谷区	6	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3
中野区	3	5	5	-	-	2	1	-	-	-	-	-	1
杉並区	3	3	2	1	-	2	-	1	-	1	-	-	3
豊島区	9	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9
北区	4	3	3	-	-	2	-	-	-	-	-	-	9
荒川区	6	13	10	3	-	-	-	1	1	-	-	-	4
板橋区	4	23	21	2	-	-	-	-	-	-	-	-	7
練馬区	4	14	13	1	-	2	-	-	-	-	-	-	3
足立区	9	4	2	2	-	1	-	1	1	-	-	-	7
葛飾区	13	7	7	-	-	7	1	-	-	-	-	-	8
江戸川区	7	16	11	5	-	6	-	1	1	-	-	-	5
八王子市	7	19	11	8	-	7	-	1	1	-	-	-	5
町田市	1	1	-	1	-	2	-	-	-	-	-	-	2
西多摩	-	26	22	4	-	5	-	-	-	-	-	-	4
南多摩	2	10	10	-	-	3	-	-	-	-	-	-	1
多摩立川	5	21	17	4	-	4	2	-	-	-	-	-	3
多摩府中	7	15	8	7	-	6	1	-	-	-	-	-	7
多摩小平	5	10	6	4	-	4	-	-	-	-	-	-	5
大島	15	9	4	5	-	2	-	13	4	9	-	-	2
三宅	-	1	-	1	-	1	-	1	1	-	-	-	2
八丈	1	5	2	3	-	6	-	5	2	3	-	-	1
小笠原	2	4	2	2	-	2	-	2	2	-	-	-	-
市場	3	20	5	15	-	-	-	6	6	-	-	-	8

市場は卸売市場(花き市場を除く。)内における知事許可施設数。

第2章 食品衛生関係事業

表2-2-1 食品衛生関係施設数(その4)

	食用油脂製造業			製シマ ヨー ーガ リ ニ ン 又 は 業 グ は	み そ 製 造 業	し よ う 油 製 造 業	ソ ー ス 類 製 造 業	酒 類 製 造 業	豆 腐 製 造 業	納 豆 製 造 業	め ん 類 製 造 業	
	小 計	動 物 性 油 脂	植 物 性 油 脂									
24 年 度	全都	52	27	25	3	32	11	65	41	846	14	741
	都	14	6	8	-	16	5	20	22	194	5	180
	区	35	20	15	3	14	5	43	17	603	6	517
	市	3	1	2	-	2	1	2	2	49	3	44
25 年 度	全都	50	25	25	3	35	10	65	42	757	14	718
	都	13	4	9	-	18	5	22	21	181	5	172
	区	34	20	14	3	15	4	41	19	531	6	498
	市	3	1	2	-	2	1	2	2	45	3	48
千代田区	1	-	1	-	2	-	-	-	7	1	16	
中央区	-	-	-	-	-	-	2	-	15	-	30	
港区	-	-	-	-	-	-	6	1	16	-	14	
新宿区	3	2	1	1	-	-	1	3	15	-	18	
文京区	-	-	-	-	1	-	-	-	17	-	11	
台東区	1	-	1	-	2	-	2	1	21	-	26	
墨田区	12	12	-	-	-	-	2	3	14	2	22	
江東区	1	-	1	-	-	-	3	-	24	-	25	
品川区	-	-	-	-	1	-	2	3	20	-	24	
目黒区	-	-	-	-	-	-	-	-	11	-	10	
大田区	2	-	2	-	-	-	5	-	32	-	35	
世田谷区	-	-	-	-	2	1	3	-	39	1	27	
渋谷区	-	-	-	-	-	-	1	-	9	-	17	
中野区	-	-	-	-	1	1	-	1	19	-	5	
杉並区	-	-	-	-	1	1	3	3	19	-	18	
豊島区	-	-	-	-	-	-	-	-	31	-	27	
北区	1	-	1	-	-	-	1	1	31	1	24	
荒川区	3	3	-	-	-	-	-	1	20	-	15	
板橋区	3	1	2	-	-	-	1	-	23	-	28	
練馬区	1	-	1	-	2	-	2	-	30	-	21	
足立区	1	1	-	-	1	-	3	-	53	1	36	
葛飾区	3	1	2	1	2	1	3	-	30	-	25	
江戸川区	2	-	2	1	-	-	1	2	35	-	24	
八王子市	2	1	1	-	-	-	2	2	24	3	40	
町田市	1	-	1	-	2	1	-	-	21	-	8	
西多摩	2	2	-	-	8	2	5	6	28	1	42	
南多摩	-	-	-	-	1	-	1	-	12	-	9	
多摩立川	2	1	1	-	2	-	2	1	37	1	48	
多摩府中	2	1	1	-	3	-	10	3	45	1	40	
多摩小平	-	-	-	-	2	-	3	1	49	1	31	
大島	7	-	7	-	-	-	-	3	5	1	1	
三宅	-	-	-	-	-	-	-	1	2	-	-	
八丈	-	-	-	-	2	3	1	5	2	-	1	
小笠原	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	
市場	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	



第2章 食品衛生関係事業

表2-2-1 食品衛生関係施設数（その5）

		つけ物製造業	等製菓製造業	製粉末造食品	等そう菜半製品	製調味造料業等	魚介類加工業	食料品等販売業					液卵製造業	卵選別包装業
								小計	一般	包装	自動販売機	自動車		
24年度	全都	503	145	196	220	533	434	29,381	21,195	5,713	1,740	733	15	147
	都	142	60	60	59	108	115	5,746	4,170	1,258	225	93	6	76
	区	326	77	118	147	388	314	22,046	15,978	4,053	1,407	608	9	65
	市	35	8	18	14	37	5	1,589	1,047	402	108	32	-	6
25年度	全都	493	142	203	220	541	415	29,349	20,905	6,061	1,707	676	13	146
	都	146	59	63	58	114	120	5,706	4,071	1,331	215	89	4	77
	区	311	76	120	147	390	291	22,053	15,789	4,316	1,392	556	9	64
	市	36	7	20	15	37	4	1,590	1,045	414	100	31	-	5
	千代田区	1	-	1	-	11	2	1,617	1,211	231	160	15	1	6
	中央区	7	2	4	5	18	95	1,284	994	164	76	50	-	2
	港区	14	3	2	1	39	11	1,744	1,185	304	219	36	-	2
	新宿区	17	2	1	8	22	4	1,295	1,018	143	119	15	2	3
	文京区	3	1	1	5	9	7	603	363	172	61	7	-	-
	台東区	16	3	5	7	25	8	808	232	534	14	28	-	5
	墨田区	16	2	5	7	17	10	691	497	153	20	21	-	-
	江東区	13	4	7	7	16	35	1,117	809	123	135	50	1	3
	品川区	4	5	6	5	13	9	821	623	107	55	36	-	3
	目黒区	6	2	6	3	12	2	475	323	122	17	13	1	-
	大田区	16	5	8	13	16	10	1,487	1,074	200	167	46	-	1
	世田谷区	28	2	2	11	29	4	1,345	1,119	155	53	18	1	7
	渋谷区	2	4	2	2	20	2	958	798	20	127	13	-	1
	中野区	5	2	3	7	3	3	463	403	34	19	7	-	1
	杉並区	3	5	6	6	6	4	783	625	122	27	9	-	2
	豊島区	9	2	4	10	16	8	887	646	197	36	8	-	4
	北区	4	3	11	2	19	10	597	441	131	15	10	-	1
	荒川区	18	3	3	8	9	3	342	234	96	6	6	-	-
	板橋区	17	4	10	3	15	5	924	575	309	32	8	-	3
	練馬区	26	2	4	7	9	12	874	717	138	5	14	-	11
	足立区	47	6	13	9	24	8	1,239	767	373	16	83	2	3
	葛飾区	22	11	7	6	22	14	708	349	320	3	36	1	3
	江戸川区	17	3	9	15	20	25	991	786	168	10	27	-	3
	八王子市	22	5	16	8	27	3	973	631	248	84	10	-	2
	町田市	14	2	4	7	10	1	617	414	166	16	21	-	3
	西多摩	68	16	21	24	21	12	875	657	159	29	30	2	32
	南多摩	14	6	3	3	9	2	551	386	132	23	10	-	6
	多摩立川	20	3	5	7	11	5	1,073	716	299	47	11	1	5
	多摩府中	18	14	8	11	42	13	1,654	1,220	337	82	15	1	9
	多摩小平	15	10	11	10	13	9	1,025	687	289	27	22	-	2
	大島	4	3	3	-	6	25	108	96	11	-	1	-	12
	三宅	-	1	3	-	1	6	22	21	1	-	-	-	3
	八丈	3	1	9	1	8	13	57	51	6	-	-	-	3
	小笠原	3	5	-	2	3	4	13	9	4	-	-	-	-
	市場	1	-	-	-	-	31	328	228	93	7	-	-	5

(平成26年3月末現在)

	集団給食					ふぐの取扱規制条例に規定する営業			
	小計	幼学 稚校 園・ 園・	診病 療院 所・ 所・	事工 業場 所・ 所・	そ の 他	取ふ 扱 所ぐ	施製ふ 品ぐ 取加 設扱工	販加ふ 工 製 所品ぐ	
24 年度	全都	7,331	1,843	407	310	4,771	4,292	4,922	2,179
	都	1,714	321	109	58	1,226	476	836	511
	区	5,106	1,385	256	242	3,223	3,729	3,959	1,537
	市	511	137	42	10	322	87	127	131
25 年度	全都	7,502	1,857	405	307	4,933	4,179	5,663	-
	都	1,750	321	109	58	1,262	458	903	-
	区	5,238	1,394	259	239	3,346	3,639	4,611	-
	市	514	142	37	10	325	82	149	-
千代田区	91	15	8	26	42	253	386	-	
中央区	129	22	2	38	67	728	534	-	
港区	199	35	15	46	103	560	528	-	
新宿区	156	46	9	11	90	386	346	-	
文京区	136	43	10	3	80	90	125	-	
台東区	104	29	1	7	67	211	225	-	
墨田区	148	41	9	5	93	94	181	-	
江東区	326	84	5	14	223	114	216	-	
品川区	201	60	8	22	111	96	137	-	
目黒区	145	34	6	4	101	59	78	-	
大田区	330	91	16	6	217	101	153	-	
世田谷区	514	95	17	3	399	126	186	-	
渋谷区	119	29	7	6	77	165	221	-	
中野区	132	46	6	-	80	66	70	-	
杉並区	263	73	4	6	180	58	146	-	
豊島区	140	43	8	9	80	105	231	-	
北区	171	57	10	4	100	40	83	-	
荒川区	134	35	6	4	89	50	62	-	
板橋区	396	88	34	4	270	55	115	-	
練馬区	397	110	17	4	266	59	115	-	
足立区	397	117	31	14	235	88	160	-	
葛飾区	256	81	12	-	163	61	176	-	
江戸川区	354	120	18	3	213	74	137	-	
八王子市	303	87	23	1	192	55	92	-	
町田市	211	55	14	9	133	27	57	-	
西多摩	257	31	25	4	197	29	86	-	
南多摩	189	34	13	6	136	23	42	-	
多摩立川	304	49	21	19	215	67	147	-	
多摩府中	520	94	24	12	390	105	216	-	
多摩小平	415	101	24	4	286	47	103	-	
大島	25	8	-	-	17	1	6	-	
三宅	4	3	-	1	-	-	1	-	
八丈	19	1	1	1	16	1	1	-	
小笠原	6	-	1	-	5	1	-	-	
市場	11	-	-	11	-	184	301	-	

市場は卸売市場(花き市場を除く。)内における知事許可施設数。

第2章 食品衛生関係事業

表2-2-1 食品衛生関係施設数（その6）

		に行(4) （規細食 定則品 す第衛 計る十生 ）営六法 業条施	許可を要しない食品製造業				
			小 計	・製 精 粉 ・ 麦 精 業 米	製つ 造け 業 物	その他の 食品製造業	
						一 般 食 品	乳 肉 食 品
24 年 度	全都	151,406	5,987	3,345	1,224	1,309	109
	都	41,249	1,102	444	438	212	8
	区	98,211	4,605	2,708	748	1,048	101
	市	11,946	280	193	38	49	-
25 年 度	全都	151,018	5,948	3,301	1,217	1,332	98
	都	41,256	1,105	444	432	221	8
	区	98,248	4,597	2,698	747	1,062	90
	市	11,514	246	159	38	49	-
	千代田区	1,910	47	15	3	28	1
	中央区	3,698	95	45	4	27	19
	港区	4,177	74	48	4	22	-
	新宿区	5,608	109	91	-	18	-
	文京区	2,181	138	94	16	28	-
	台東区	3,756	129	95	18	16	-
	墨田区	5,064	116	93	5	7	11
	江東区	4,120	107	64	9	29	5
	品川区	4,306	202	144	25	31	2
	目黒区	1,990	306	116	125	54	11
	大田区	7,363	463	287	24	120	32
	世田谷区	9,969	437	215	103	119	-
	渋谷区	3,044	274	69	2	202	1
	中野区	3,331	163	151	9	2	1
	杉並区	4,860	308	149	109	49	1
	豊島区	3,407	210	132	17	58	3
	北区	4,345	387	206	154	27	-
	荒川区	2,784	158	94	42	22	-
	板橋区	3,854	48	8	16	24	-
	練馬区	3,816	109	56	33	20	-
	足立区	4,667	248	195	4	49	-
	葛飾区	5,458	163	114	9	40	-
	江戸川区	4,540	306	217	16	70	3
	八王子市	5,648	170	111	28	31	-
	町田市	5,866	76	48	10	18	-
	西多摩	4,687	302	52	176	72	2
	南多摩	2,734	75	62	8	5	-
	多摩立川	9,418	63	22	-	37	4
	多摩府中	13,182	384	191	132	59	2
	多摩小平	9,114	249	102	107	40	-
	大島	792	15	11	3	1	-
	三宅	234	3	1	-	2	-
	八丈	398	14	3	6	5	-
	小笠原	99	-	-	-	-	-
	市場	598	-	-	-	-	-

(平成26年3月末現在)

		許可を要しない食品販売業								
		小計	販売類加工品	乳製品販売業	アイスクリ	野菜果物	菓子(パン)	主食販売業	酒類・調味料	その他食品
24年度	全都	129,046	13,427	16,996	20,502	12,474	27,309	6,744	14,033	17,561
	都	34,458	4,069	4,965	5,682	3,225	5,926	1,479	4,284	4,828
	区	84,662	7,955	10,670	13,309	7,877	19,469	4,954	8,737	11,691
	市	9,926	1,403	1,361	1,511	1,372	1,914	311	1,012	1,042
25年度	全都	128,799	13,369	16,945	20,469	12,439	27,336	6,709	13,996	17,536
	都	34,467	4,069	4,965	5,682	3,225	5,932	1,479	4,285	4,830
	区	84,718	7,960	10,670	13,310	7,876	19,518	4,953	8,733	11,698
	市	9,614	1,340	1,310	1,477	1,338	1,886	277	978	1,008
千代田区		1,785	145	435	191	131	644	66	103	70
中央区		3,090	170	221	293	300	699	64	311	1,032
港区		3,583	426	424	429	446	456	425	480	497
新宿区		5,288	290	610	609	380	1,274	214	701	1,210
文京区		1,915	171	142	319	221	512	126	201	223
台東区		3,319	259	301	633	239	1,090	136	292	369
墨田区		4,846	533	572	1,267	323	1,131	193	490	337
江東区		3,630	399	326	559	306	874	225	243	698
品川区		3,153	340	576	433	336	349	349	363	407
目黒区		1,554	104	165	132	321	384	127	156	165
大田区		5,830	745	705	631	568	979	591	779	832
世田谷区		8,853	632	960	1,166	716	2,084	361	1,187	1,747
渋谷区		2,689	290	606	343	99	1,096	121	129	5
中野区		2,973	303	311	347	393	704	170	242	503
杉並区		4,106	389	653	714	464	756	189	255	686
豊島区		2,853	314	476	295	403	761	148	235	221
北区		3,479	396	470	557	302	640	222	381	511
荒川区		2,305	225	271	378	226	418	138	282	367
板橋区		3,429	172	253	759	271	877	250	343	504
練馬区		3,538	460	539	596	273	808	118	213	531
足立区		3,866	214	346	885	330	1,242	243	392	214
葛飾区		4,695	502	875	994	396	756	289	550	333
江戸川区		3,939	481	433	780	432	984	188	405	236
八王子市		4,573	677	704	851	589	1,020	168	385	179
町田市		5,041	663	606	626	749	866	109	593	829
西多摩		3,934	241	582	631	278	1,003	166	294	739
南多摩		2,380	212	288	406	205	448	122	337	362
多摩立川		7,560	909	1,122	1,003	661	1,310	260	1,154	1,141
多摩府中		11,166	1,390	1,576	2,181	815	1,798	352	1,435	1,619
多摩小平		7,536	1,178	1,248	1,290	568	1,146	488	873	745
大島		732	86	105	106	95	107	34	93	106
三宅		183	22	22	21	22	26	22	22	26
八丈		337	18	15	36	65	63	30	66	44
小笠原		83	13	7	8	8	16	5	11	15
市場		556	-	-	-	508	15	-	-	33

市場は卸売市場(花き市場を除く。)内における知事許可施設数。

第2章 食品衛生関係事業

表2-2-1 食品衛生関係施設数（その7）

		食器具容器包装おもちゃ					添加物製造業	添加物販売業	乳さく取業
		小計	包装器具製造業	包装器具販売業	おもちゃ製造業	おもちゃ販売業			
24年度	全都	8,246	148	5,092	196	2,810	29	7,931	167
	都	2,410	4	1,609	6	791	6	3,112	161
	区	4,861	144	2,954	181	1,582	23	4,059	1
	市	975	-	529	9	437	-	760	5
25年度	全都	8,187	148	5,056	196	2,787	28	7,893	163
	都	2,410	4	1,609	6	791	5	3,112	157
	区	4,854	144	2,944	181	1,585	23	4,055	1
	市	923	-	503	9	411	-	726	5
千代田区	50	-	26	1	23	2	26	-	
中央区	368	35	288	-	45	7	138	-	
港区	104	1	67	-	36	-	416	-	
新宿区	196	-	127	3	66	-	15	-	
文京区	106	2	67	3	34	-	22	-	
台東区	224	16	118	44	46	-	84	-	
墨田区	80	14	18	24	24	-	22	-	
江東区	163	1	89	1	72	-	220	-	
品川区	395	14	329	-	52	1	555	-	
目黒区	61	5	38	1	17	-	69	-	
大田区	907	3	551	6	347	-	163	-	
世田谷区	466	2	303	1	160	-	213	-	
渋谷区	73	-	49	-	24	3	5	-	
中野区	100	7	35	-	58	-	95	-	
杉並区	140	8	92	-	40	-	306	-	
豊島区	83	3	52	1	27	9	252	-	
北区	152	8	101	-	43	-	327	-	
荒川区	190	2	135	15	38	-	131	-	
板橋区	241	6	179	27	29	-	136	-	
練馬区	145	-	85	-	60	-	23	1	
足立区	106	6	55	16	29	-	447	-	
葛飾区	317	9	84	9	215	-	283	-	
江戸川区	187	2	56	29	100	1	107	-	
八王子市	435	-	214	-	221	-	470	-	
町田市	488	-	289	9	190	-	256	5	
西多摩	183	-	106	-	77	-	179	89	
南多摩	161	-	103	-	58	-	116	2	
多摩立川	539	-	437	-	102	-	1,215	41	
多摩府中	837	2	516	5	314	-	790	5	
多摩小平	541	-	343	-	198	1	770	17	
大島	29	2	18	-	9	2	13	1	
三宅	26	-	16	-	10	-	22	-	
八丈	36	-	20	1	15	2	7	2	
小笠原	16	-	8	-	8	-	-	-	
市場	42	-	42	-	-	-	-	-	



(平成26年3月末現在)

	に行(5) (規細食 再定則品 す第衛 掲る十生 )営七法 業条施	生食用食肉取扱施設				
		飲食店 営業	食肉 処理 業	食肉 販売 業	給 食 施 設	
24年度	全都	39	36	1	2	-
	都	1	1	-	-	-
	区	38	35	1	2	-
	市	-	-	-	-	-
25年度	全都	55	51	1	3	-
	都	1	1	-	-	-
	区	54	50	1	3	-
	市	-	-	-	-	-
千代田区	3	3	-	-	-	
中央区	11	11	-	-	-	
港区	16	13	-	3	-	
新宿区	3	3	-	-	-	
文京区	1	1	-	-	-	
台東区	2	2	-	-	-	
墨田区	-	-	-	-	-	
江東区	1	1	-	-	-	
品川区	2	2	-	-	-	
目黒区	2	2	-	-	-	
大田区	-	-	-	-	-	
世田谷区	2	2	-	-	-	
渋谷区	3	3	-	-	-	
中野区	-	-	-	-	-	
杉並区	-	-	-	-	-	
豊島区	1	1	-	-	-	
北区	1	1	-	-	-	
荒川区	-	-	-	-	-	
板橋区	-	-	-	-	-	
練馬区	6	5	1	-	-	
足立区	-	-	-	-	-	
葛飾区	-	-	-	-	-	
江戸川区	-	-	-	-	-	
八王子市	-	-	-	-	-	
町田市	-	-	-	-	-	
西多摩	-	-	-	-	-	
南多摩	-	-	-	-	-	
多摩立川	-	-	-	-	-	
多摩府中	-	-	-	-	-	
多摩小平	1	1	-	-	-	
大島	-	-	-	-	-	
三宅	-	-	-	-	-	
八丈	-	-	-	-	-	
小笠原	-	-	-	-	-	
市場	-	-	-	-	-	

市場は卸売市場(花き市場を除く。)内における知事許可施設数。

第2章 食品衛生関係事業

表 2-2-2 食品衛生関係施設監視指導数（その1）

	総計	（規定する営業に法） （総計）	食品衛生法 第五十二条 食品衛生営業	飲食店営業	喫茶店営業	菓子製造業	あん類製造業	アイスクリーム製造業	乳処理業	さく別牛乳 取処理業	乳製品製造業
24年度	全都	686,398	391,559	169,245	13,481	19,393	127	2,493	94	-	287
	都	362,809	187,239	38,661	3,863	4,616	16	491	82	-	154
	区	307,980	196,346	126,055	9,237	14,051	111	1,903	9	-	123
	市	15,609	7,974	4,529	381	726	-	99	3	-	10
25年度	全都	656,701	375,572	153,610	12,525	18,757	149	2,579	77	-	242
	都	351,217	183,475	31,608	2,724	4,734	18	545	68	-	130
	区	290,502	184,737	117,823	9,507	13,351	127	1,947	6	-	106
	市	14,982	7,360	4,179	294	672	4	87	3	-	6
千代田区	10,398	7,272	5,401	662	292	-	53	-	-	-	
中央区	13,707	8,687	5,970	604	479	2	137	-	-	13	
港区	20,104	15,388	10,375	2,120	704	-	136	-	-	5	
新宿区	15,877	13,227	8,563	606	888	8	114	-	-	5	
文京区	8,671	6,304	3,743	276	549	1	128	-	-	-	
台東区	17,351	12,789	9,865	368	806	1	109	-	-	2	
墨田区	8,913	5,563	3,617	143	463	2	48	-	-	1	
江東区	9,447	6,121	3,759	387	414	4	102	-	-	1	
品川区	6,138	3,493	2,124	379	143	2	18	-	-	-	
目黒区	12,171	8,926	7,339	144	410	-	48	-	-	6	
大田区	17,380	9,841	5,740	363	983	14	115	-	-	16	
世田谷区	17,011	9,048	4,789	415	1,009	-	88	-	-	5	
渋谷区	9,069	6,452	4,353	745	418	2	97	-	-	1	
中野区	6,498	3,368	1,735	102	264	2	32	-	-	-	
杉並区	18,633	9,537	5,343	420	919	-	84	-	-	-	
豊島区	22,081	14,138	9,287	528	1,144	6	274	-	-	11	
北区	10,665	7,107	4,058	177	558	11	63	-	-	15	
荒川区	5,163	2,397	1,340	68	214	7	15	-	-	-	
板橋区	10,450	5,198	2,843	190	494	40	36	-	-	4	
練馬区	14,044	7,649	3,740	332	793	-	68	-	-	-	
足立区	8,560	4,086	2,528	133	272	9	21	-	-	1	
葛飾区	18,814	12,420	7,897	231	820	16	83	6	-	18	
江戸川区	9,357	5,726	3,414	114	315	-	78	-	-	2	
八王子市	6,387	3,566	2,247	147	269	4	29	-	-	2	
町田市	8,595	3,794	1,932	147	403	-	58	3	-	4	
西多摩	11,214	4,244	2,522	194	390	-	52	1	-	9	
南多摩	14,420	5,764	2,894	245	771	-	94	5	-	8	
多摩立川	19,015	10,371	6,010	423	1,098	-	102	4	-	17	
多摩府中	24,574	11,428	6,837	504	1,047	4	209	-	-	5	
多摩小平	15,242	6,537	3,480	248	691	1	44	-	-	2	
大島	3,587	2,382	1,278	18	143	-	22	11	-	7	
三宅	1,689	833	416	7	63	-	-	-	-	-	
八丈	1,521	776	369	8	56	3	4	1	-	2	
小笠原	823	356	179	-	13	-	-	-	-	-	
市場	163,253	114,395	5,471	767	-	-	-	-	-	-	
センター	87,961	18,566	2,074	-	462	10	18	46	-	80	
芝浦食肉	7,918	7,823	78	310	-	-	-	-	-	-	

(平成26年3月末現在)

	集乳業	乳類販売業	食肉処理業	食肉販売業	食肉製品製造業	魚介類販売業	魚介類せり売業	製魚肉ねり製品	冷食品の冷蔵又は冷凍業	照食品の放射線	
24年度	全都	-	21,368	7,838	24,510	437	121,407	2,485	406	1,216	-
	都	-	6,110	6,847	11,036	158	108,515	2,482	183	933	-
	区	-	14,388	969	12,896	262	12,340	3	218	270	-
	市	-	870	22	578	17	552	-	5	13	-
25年度	全都	-	20,161	8,274	23,305	439	125,181	2,396	438	1,111	-
	都	-	5,432	7,473	11,193	180	113,105	2,394	229	839	-
	区	-	13,963	786	11,561	248	11,537	-	197	255	-
	市	-	766	15	551	11	539	2	12	17	-
千代田区	-	455	5	176	5	161	-	7	-	-	
中央区	-	320	5	404	4	607	-	11	6	-	
港区	-	916	18	389	20	485	-	-	14	-	
新宿区	-	1,119	71	860	11	803	-	2	-	-	
文京区	-	509	30	462	10	473	-	13	5	-	
台東区	-	663	34	380	14	361	-	1	-	-	
墨田区	-	385	20	316	3	409	-	9	9	-	
江東区	-	427	60	378	5	422	-	6	12	-	
品川区	-	315	26	235	2	167	-	12	3	-	
目黒区	-	306	20	293	11	252	-	9	-	-	
大田区	-	874	68	644	27	619	-	8	85	-	
世田谷区	-	1,095	3	833	7	675	-	9	1	-	
渋谷区	-	378	8	191	6	181	-	22	-	-	
中野区	-	411	17	334	11	360	-	-	7	-	
杉並区	-	960	20	799	6	809	-	24	3	-	
豊島区	-	834	19	1,010	9	889	-	17	1	-	
北区	-	751	38	593	4	627	-	6	14	-	
荒川区	-	239	19	197	2	183	-	-	11	-	
板橋区	-	452	56	409	52	403	-	5	25	-	
練馬区	-	883	54	743	20	787	-	7	29	-	
足立区	-	311	98	324	5	297	-	2	2	-	
葛飾区	-	855	51	1,055	2	998	-	21	13	-	
江戸川区	-	505	46	536	12	569	-	6	15	-	
八王子市	-	301	6	206	2	220	2	9	17	-	
町田市	-	465	9	345	9	319	-	3	-	-	
西多摩	-	347	10	252	10	206	-	-	16	-	
南多摩	-	634	16	456	20	437	-	9	29	-	
多摩立川	-	908	72	728	27	649	-	6	24	-	
多摩府中	-	1,057	29	720	16	717	-	18	15	-	
多摩小平	-	712	15	563	30	557	5	7	6	-	
大島	-	310	2	199	2	223	4	36	8	-	
三宅	-	113	-	110	-	105	-	-	-	-	
八丈	-	79	9	85	-	96	-	3	-	-	
小笠原	-	53	-	50	-	51	1	1	2	-	
市場	-	1,141	-	1,705	-	101,806	2,180	132	458	-	
センター	-	-	115	6,222	75	8,258	204	17	232	-	
芝浦食肉	-	78	7,205	103	-	-	-	-	49	-	

卸売市場法の適用を受ける卸売市場内において知事許可業種のうち、市場関係者に飲食等のサービスを提供する営業の7業種(飲食店営業、喫茶店営業、乳類販売業、行商、食料品等販売業、アイスクリーム類販売業、集団給食施設)の監視指導は各区で行っている。ただし、食料品等販売業は都も監視指導を行う。

第2章 食品衛生関係事業

表2-2-2 食品衛生関係施設監視指導数（その2）

		製清 涼 造飲 料 業水	製乳 酸 造菌 飲 業料	氷 雪 製 造 業	氷 雪 販 売 業	製食 用 造 油 業脂	製シマ ヨ ー ー ガ 造ト リ ニ ン 又 業グ は	み そ 製 造 業	し よ う 油 製 造 業	ソ ー ス 類 製 造 業	酒 類 製 造 業
24 年 度	全都	230	48	231	269	66	10	58	18	104	51
	都	119	37	208	213	36	3	27	8	41	34
	区	100	11	22	55	29	7	25	6	61	17
	市	11	-	1	1	1	-	6	4	2	-
25 年 度	全都	199	36	224	307	45	7	41	16	102	47
	都	116	28	204	232	21	2	18	7	51	25
	区	75	8	20	75	22	5	20	7	48	22
	市	8	-	-	-	2	-	3	2	3	-
千代田区	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-
中央区	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
港区	5	-	14	17	-	-	-	-	-	4	-
新宿区	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
文京区	-	-	-	3	-	-	3	-	-	-	-
台東区	4	-	-	15	1	-	3	-	-	2	1
墨田区	4	-	1	2	3	-	-	-	-	1	5
江東区	1	-	-	2	-	-	-	-	-	2	-
品川区	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	1
目黒区	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大田区	5	-	1	4	2	-	-	-	-	14	-
世田谷区	2	2	-	-	-	-	2	2	-	-	-
渋谷区	2	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
中野区	5	1	-	-	-	-	2	2	-	-	1
杉並区	-	-	1	2	-	-	-	1	-	2	5
豊島区	-	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-
北区	13	-	-	4	-	-	-	-	-	7	7
荒川区	-	-	2	-	2	-	-	-	-	-	1
板橋区	-	-	-	1	1	-	-	-	-	6	-
練馬区	5	-	-	1	3	-	4	-	-	-	-
足立区	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
葛飾区	17	5	-	14	5	3	6	2	-	8	-
江戸川区	9	-	1	-	3	2	-	-	-	1	1
八王子市	8	-	-	-	2	-	-	-	-	3	-
町田市	-	-	-	-	-	-	3	2	-	-	-
西多摩	6	-	-	3	2	-	11	6	-	7	4
南多摩	7	3	-	-	-	-	-	-	-	4	-
多摩立川	13	2	-	8	1	-	-	-	-	4	-
多摩府中	2	-	-	6	4	-	-	-	-	20	4
多摩小平	5	-	-	1	-	-	2	-	-	4	2
大島	2	-	33	2	8	-	-	-	-	-	3
三宅	2	-	-	2	-	-	-	-	-	-	2
八丈	7	-	7	4	-	-	1	1	-	1	3
小笠原	2	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1
市場	-	-	163	206	-	-	-	-	-	-	-
センター	70	23	-	-	6	2	4	-	-	11	6
芝浦食肉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(平成26年3月末現在)

		豆腐製造業	納豆製造業	めん類製造業	そうざい製造業	食べか 品ん詰 製ん詰 造又 業詰は	添 加 物 製 造 業	（す取食 締る品 総条例製 数営に規 業定業 ）	行 商	つ け 物 製 造 業	製製 菓 造材 料 業等
24 年度	全都	1,705	28	966	2,794	67	127	67,321	3,611	1,490	134
	都	570	21	317	1,392	22	44	34,046	372	792	64
	区	1,074	7	604	1,369	43	81	31,691	3,239	634	60
	市	61	-	45	33	2	2	1,584	-	64	10
25 年度	全都	1,639	20	900	2,576	46	123	63,320	3,568	700	129
	都	513	15	265	1,242	18	46	32,229	162	340	67
	区	1,056	5	603	1,255	26	76	29,641	3,393	336	60
	市	70	-	32	79	2	1	1,450	13	24	2
千代田区	13	-	9	31	-	-	800	6	-	-	
中央区	36	-	12	71	1	4	2,305	946	4	1	
港区	49	-	10	97	7	3	2,196	1,176	14	5	
新宿区	54	-	41	80	-	-	1,368	41	14	-	
文京区	59	-	17	21	-	2	1,158	59	12	2	
台東区	43	-	27	79	2	8	1,435	106	30	3	
墨田区	40	-	30	50	-	2	922	78	28	-	
江東区	56	-	27	54	1	1	1,328	285	3	-	
品川区	13	-	18	32	-	1	520	123	3	1	
目黒区	26	-	12	42	-	6	610	7	1	-	
大田区	71	-	35	138	5	10	1,792	59	25	9	
世田谷区	51	3	41	13	2	1	1,526	49	11	1	
渋谷区	16	-	11	19	-	1	825	169	1	1	
中野区	34	-	9	35	1	3	566	5	-	1	
杉並区	44	-	33	62	-	-	1,443	31	7	8	
豊島区	47	-	32	23	-	2	2,290	145	5	-	
北区	73	2	26	55	-	5	1,409	1	9	-	
荒川区	51	-	15	31	-	-	427	11	12	2	
板橋区	76	-	51	46	-	8	1,174	3	22	4	
練馬区	56	-	39	81	-	4	1,522	61	43	3	
足立区	12	-	11	58	-	1	754	-	32	-	
葛飾区	126	-	90	66	6	6	2,167	26	50	17	
江戸川区	10	-	7	71	1	8	1,104	6	10	2	
八王子市	40	-	25	24	2	1	807	4	12	2	
町田市	30	-	7	55	-	-	643	9	12	-	
西多摩	41	3	45	90	2	15	1,042	-	108	11	
南多摩	35	-	11	86	-	-	1,310	3	11	13	
多摩立川	86	1	91	90	2	5	1,620	22	11	2	
多摩府中	92	-	64	58	-	-	1,748	75	20	12	
多摩小平	100	3	31	25	2	1	1,497	-	12	7	
大島	12	2	3	48	-	6	475	4	5	7	
三宅	-	-	-	13	-	-	160	-	-	2	
八丈	2	-	1	34	-	-	193	4	5	1	
小笠原	-	-	-	1	1	-	90	2	6	6	
市場	-	-	-	366	-	-	10,245	52	125	-	
センター	145	6	19	431	11	19	13,778	-	37	6	
芝浦食肉	-	-	-	-	-	-	71	-	-	-	

卸売市場法の適用を受ける卸売市場内において知事許可業種のうち、市場関係者に飲食等のサービスを提供する営業の7業種(飲食店営業、喫茶店営業、乳類販売業、行商、食料品等販売業、アイスクリーム類販売業、集団給食施設)の監視指導は各区で行っている。ただし、食料品等販売業は都も監視指導を行う。

第2章 食品衛生関係事業

表2-2-2 食品衛生関係施設監視指導数（その3）

		粉末食品製造業	製そう菜半製品等	調味料等製造業	魚介類加工業	食料品等販売業	液卵製造業	卵選別包装業	集団給食	ふぐの取扱規制条例に規定する営業	
										取ふ扱所ぐ	施製ふ品ぐ取加工
24年度	全都	168	198	495	1,689	48,910	30	826	9,770	13,890	9,223
	都	81	87	185	1,402	27,406	24	810	2,823	9,054	5,359
	区	81	104	281	272	20,475	6	12	6,527	4,687	3,722
	市	6	7	29	15	1,029	-	4	420	149	142
25年度	全都	181	184	420	1,716	46,446	26	259	9,691	11,859	14,178
	都	88	64	151	1,417	26,916	18	244	2,762	7,629	9,822
	区	69	110	247	283	18,572	8	13	6,550	4,089	4,134
	市	24	10	22	16	958	-	2	379	141	222
千代田区	1	-	3	2	726	-	-	62	375	478	
中央区	2	1	10	105	1,066	-	-	170	564	305	
港区	-	2	11	-	710	-	-	278	218	176	
新宿区	-	4	11	10	1,042	-	-	246	437	125	
文京区	1	4	11	8	824	-	-	237	106	136	
台東区	6	7	23	10	1,035	-	6	209	229	140	
墨田区	-	5	7	15	588	-	-	201	139	132	
江東区	1	4	7	17	681	-	-	330	193	354	
品川区	-	1	7	2	238	-	-	145	101	113	
目黒区	6	-	11	1	334	5	-	245	237	219	
大田区	11	11	14	12	1,135	-	-	516	169	113	
世田谷区	2	3	10	3	1,364	-	-	83	156	75	
渋谷区	-	-	4	-	462	-	-	188	207	237	
中野区	-	3	2	-	408	-	-	147	66	63	
杉並区	1	4	13	3	970	-	-	406	86	194	
豊島区	2	8	1	15	1,909	-	-	205	133	237	
北区	8	12	16	13	925	-	-	425	106	186	
荒川区	-	9	6	1	221	-	-	165	64	84	
板橋区	13	1	15	6	635	-	-	475	67	164	
練馬区	3	6	5	14	849	-	5	533	108	121	
足立区	2	4	10	1	366	2	1	336	108	62	
葛飾区	2	8	44	28	1,387	1	1	603	140	245	
江戸川区	8	13	6	17	697	-	-	345	80	175	
八王子市	9	8	19	3	441	-	-	309	96	118	
町田市	15	2	3	13	517	-	2	70	45	104	
西多摩	12	14	26	15	514	1	6	335	4	82	
南多摩	5	7	4	7	671	-	4	585	108	114	
多摩立川	7	8	11	12	1,082	3	2	460	221	291	
多摩府中	15	13	38	18	1,110	4	5	438	229	440	
多摩小平	2	9	13	4	851	-	-	599	63	201	
大島	8	-	8	29	327	-	23	64	1	11	
三宅	6	-	-	18	122	-	-	12	-	6	
八丈	9	-	11	4	112	-	-	47	3	2	
小笠原	-	1	4	2	57	-	-	12	1	2	
市場	-	-	-	761	8,893	-	204	210	6,919	6,519	
センター	24	12	36	547	13,106	10	-	-	80	2,154	
芝浦食肉	-	-	-	-	71	-	-	-	-	-	

(平成26年3月末現在)

		（定細食品衛生法施行 する第十六条に 業規行） （総数）	食許可を要しない 食品製造業	食許可を要しない 食品販売業	製装器具・容器包 造・おもちゃ 販・売業	添加物製造業	添加物販売業	乳さく取業	（規細食品衛生法施行 する第十七条に 業行） （再掲）
24年度	全都	202,068	4,521	176,797	13,480	12	7,255	3	79
	都	125,243	1,410	109,686	9,155	6	4,983	3	4
	区	71,128	3,005	62,214	3,994	6	1,909	-	75
	市	5,697	106	4,897	331	-	363	-	-
25年度	全都	191,772	3,684	167,759	12,792	8	7,526	3	91
	都	118,062	1,248	103,301	8,299	8	5,203	3	1
	区	67,901	2,328	59,817	3,837	-	1,919	-	90
	市	5,809	108	4,641	656	-	404	-	-
千代田区	1,473	85	1,387	1	-	-	-	4	
中央区	1,846	11	1,825	10	-	-	-	6	
港区	2,126	3	2,123	-	-	-	-	25	
新宿区	720	29	671	19	-	1	-	3	
文京区	967	25	926	9	-	7	-	3	
台東区	2,758	73	2,511	126	-	48	-	4	
墨田区	2,157	324	1,773	53	-	7	-	-	
江東区	1,451	36	1,096	200	-	119	-	1	
品川区	1,911	-	1,529	191	-	191	-	2	
目黒区	2,179	20	2,094	34	-	31	-	6	
大田区	5,465	44	5,219	159	-	43	-	-	
世田谷区	6,206	154	5,228	436	-	388	-	2	
渋谷区	1,348	566	782	-	-	-	-	7	
中野区	2,435	4	2,429	-	-	2	-	-	
杉並区	7,373	237	5,867	895	-	374	-	1	
豊島区	5,283	55	4,975	171	-	82	-	3	
北区	1,857	132	1,410	134	-	181	-	5	
荒川区	2,191	42	1,800	248	-	101	-	-	
板橋区	3,847	21	3,481	286	-	59	-	-	
練馬区	4,644	196	4,286	154	-	8	-	18	
足立区	3,550	180	3,039	220	-	111	-	-	
葛飾区	3,842	86	3,238	390	-	128	-	-	
江戸川区	2,272	5	2,128	101	-	38	-	-	
八王子市	1,800	30	1,638	92	-	40	-	-	
町田市	4,009	78	3,003	564	-	364	-	-	
西多摩	5,842	614	4,809	223	4	192	-	-	
南多摩	7,124	96	6,675	182	-	171	-	-	
多摩立川	6,512	22	5,790	213	-	487	-	-	
多摩府中	10,729	185	9,665	517	-	362	-	-	
多摩小平	6,944	178	6,249	397	-	120	-	1	
大島	718	22	669	15	4	6	2	-	
三宅	690	-	690	-	-	-	-	-	
八丈	547	2	488	55	-	1	1	-	
小笠原	374	-	330	44	-	-	-	-	
市場	25,175	-	23,845	1,330	-	-	-	-	
センター	53,383	129	44,067	5,323	-	3,864	-	-	
芝浦食肉	24	-	24	-	-	-	-	-	

卸売市場法の適用を受ける卸売市場内において知事許可業種のうち、市場関係者に飲食等のサービスを提供する営業の7業種（飲食店営業、喫茶店営業、乳類販売業、行商、食料品等販売業、アイスクリーム類販売業、集団給食施設）の監視指導は各区で行っている。ただし、食料品等販売業は都も監視指導を行う。

## 第2章 食品衛生関係事業

### 第2 収去

食品衛生法第28条の規定に基づき、さまざまな食品、添加物、器具・容器包装等の収去検査を実施している。平成25年度の収去検査品目数は表2-2-3のとおりである。

表2-2-3 収去検査品目数

食品分類		項目	合計			細菌検査			化学検査		
			合計	国産品	輸入品	合計	国産品	輸入品	合計	国産品	輸入品
魚介類 等	魚介類		4695	3846	849	3019	2597	422	1676	1249	427
	魚介類加工品		3094	2952	142	1238	1195	43	1856	1757	99
冷凍 食品	無加熱摂取		467	156	311	82	46	36	385	110	275
	凍結前加熱済・加熱後摂取		388	362	26	136	131	5	252	231	21
	凍結前未加熱・加熱後摂取		851	161	690	136	62	74	715	99	616
	生食用冷凍鮮魚介類		182	0	182	100	0	100	82	0	82
肉・卵類及びその加工品			13209	8646	4563	4343	3264	1079	8866	5382	3484
乳・ 乳類等	牛乳・加工乳・その他の乳		1396	1396	0	479	479	0	917	917	0
	乳製品		1244	974	270	313	190	123	931	784	147
	乳類加工品		123	83	40	48	34	14	75	49	26
	アイスクリーム類・氷菓		429	429	0	345	345	0	84	84	0
農産物 等	穀類及びその加工品		1666	1360	306	277	275	2	1389	1085	304
	野菜類・果物及びその加工品		14340	7460	6880	3651	2917	734	10689	4543	6146
菓子類			5100	4742	358	2386	2344	42	2714	2398	316
飲料・ 氷雪・ 水	清涼飲料水		1937	1768	169	303	268	35	1634	1500	134
	酒精飲料		377	119	258	24	24	0	353	95	258
	氷雪		57	57	0	53	53	0	4	4	0
	水		487	487	0	476	476	0	11	11	0
その他 の食品	缶詰・びん詰		244	58	186	17	10	7	227	48	179
	調味料		2205	1873	332	888	786	102	1317	1087	230
	そうざい類及びその半製品		6855	6790	65	5336	5323	13	1519	1467	52
	上記以外の食品		5052	4815	237	3319	3291	28	1733	1524	209
添加物	別表第2の添加物及びその製剤		14	14	0	0	0	0	14	14	0
	その他添加物		15	15	0	14	14	0	1	1	0
器具等	器具及び容器包装		239	218	21	0	0	0	239	218	21
	おもちゃ		29	2	27	0	0	0	29	2	27
合計			64695	48783	15912	26983	24124	2859	37712	24659	13053



### 第3 GLP

#### 1 GLPとは

食品衛生法第28条第1項の規定に基づき都が収去した食品、添加物等の検査(試験品の採取及び運搬を含む。以下第3において同じ。)の実施にあたっては、同法第29条第3項の規定により検査の業務管理(GLP:Good Laboratory Practice)が義務付けられている。

具体的には、食品衛生法施行規則第37条の規定に基づき、標準作業書の作成、検査記録の保管等の他、以下の精度管理を行い、検査精度を確保している。

##### (1) 内部点検

信頼性確保部門責任者(健康安全研究センター精度管理室長)による検査施設等の立入調査を実施し、GLPの適正実施を確認するとともに、必要に応じて改善措置を要請する。

##### (2) 内部精度管理

検査施設で実施している精度管理について、必要に応じて信頼性確保部門責任者が検査部門責任者(各業務管理施設の責任者)に改善措置を要請する。

##### (3) 外部精度管理調査

外部機関による検査従事者の技能評価を受け、その結果を基に、必要に応じて信頼性確保部門責任者が検査部門責任者に改善措置を要請する。

#### 2 検査の精度管理の実施結果(平成25年度)

##### (1) 内部点検

ア 実施期間 平成25年6月から平成26年2月まで  
イ 実施者 健康安全研究センター精度管理室及び健康安全部食品監視課

ウ 点検実施施設数 33カ所

##### エ 実施結果

検査結果通知書の誤記入など、3施設の検査部門責任者に改善措置を要請した。

##### オ 改善措置要請後の対応

改善措置を要請した検査部門責任者から、改善措置について報告を求め、改善措置の適正な実施を確認した。

##### (2) 内部精度管理

ア 実施期間 平成25年4月から平成26年3月まで  
イ 実施者 健康安全研究センター精度管理室及び各業務管理施設

##### ウ 実施結果

微生物学的検査及び理化学的検査について、19施設を対象に精度管理を実施したところ、結果は良好で、改善措置の要請は行わなかった。

##### (3) 外部精度管理調査

ア 実施期間 平成25年6月から平成26年2月まで  
イ 実施者 (一財)食品薬品安全センター

##### ウ 実施結果

微生物学的検査及び理化学的検査について、延べ34施設を対象に技能評価を実施したところ、評価基準に合致しなかった1施設の検査部門責任者に改善措置を要請した。

##### エ 改善措置要請後の対応

改善措置を要請した検査部門責任者から、改善措置について報告を求め、適正な実施を確認した。

#### 3 その他

検査結果通知書の差し替えを行う事例の事務処理について見直しを行い、「東京都の食品衛生検査施設等の検査成績に対する指摘、苦情等事務処理要領」及び「東京都の食品衛生検査施設等の検査成績に対する指摘、苦情等事務処理実施マニュアル」を一部改正した。

## 第3節 食品衛生管理者

製造又は加工の工程において、特に衛生上の考慮を必要とする政令で定める食品又は添加物の製造又は加工を行う営業者は、その製造又は加工を衛生的に管理させるためその施設ごとに専任の食品衛生管理者を置き、食品衛生に違反することのないように製造又は加工に従事する者を監視しなければならない。

政令で定める食品又は添加物とは、全粉乳、加糖粉乳、調整粉乳、食肉製品、魚肉ハム、魚肉ソーセージ、放射線照射食品、食用油脂、マーガリン、ショートニング及び添加物である。（表2-3）

表2-3 食品衛生管理者数（資格・業種別）

食品 又は添加物	資格	医 歯 科 医 師	薬 劑 師	獣 医 師	医 学 ・ 歯 学 ・ 獣 医 学	畜 産 学	水 産 学	農 芸 化 学	登 録 養 成 施 設 を 修 了 し た 者	登 録 講 習 会 を 修 了 し た 者	総 数
平成25年度計		4	40	6	3	35	17	48	30	88	271
全粉乳、加糖粉乳 又は調整粉乳		-	-	-	-	1	-	4	-	-	5
食肉製品		3	4	4	1	25	11	3	14	49	114
魚肉ハム又は 魚肉ソーセージ		-	-	1	-	-	2	1	5	2	11
放射線照射食品		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食用油脂		-	3	-	-	1	-	5	-	1	10
マーガリン又は ショートニング		-	1	-	-	-	-	2	-	-	3
添 加 物		1	32	1	2	8	4	33	11	36	128

## 第4節 輸入食品対策

### 第1 輸入食品対策実施結果

平成25年度の我が国の食料自給率はカロリーベースで39%であり、平成10年以降横ばいで推移している。食品の輸入届出件数は過去最高（約219万件）であり、輸入食品無くして我が国の食生活は成り立たないものとなっている。

一方、農薬や動物用医薬品の残留、遺伝子組換え食品

の輸入等、輸入食品をめぐる都民の関心は高い。

このような都民の関心に応えるため、東京都は昭和63年から輸入食品安全対策を体系化し、毎年規模を拡大しつつ現在に至っている。

平成25年度の輸入食品対策実施結果は表2-4-1のとおりである。

表2-4-1 輸入食品対策実施結果

区 分	実 施 結 果
検 査 の 実 施	(1) 輸入農産物等の残留農薬検査 456品目 (2) 輸入食品の放射能検査 108品目
輸 入 業 者 等 へ の 立 入 指 導	輸入食品監視班による立入指導軒数 293軒 収去検体数 6,922検体
検 査 法 の 開 発	○ 指定外添加物（2物質） 4-ヘキシルレゾルシノール、カンタキサンチン ○ 農薬（3物質） ジプロジニル（殺菌剤）、シペルメトリン（殺虫剤）、塩酸ホルメタネート（殺虫剤） ○ 動物用医薬品（1物質） ゲンタマイシン
普 及 ・ 啓 発	輸入業者を対象とした「輸入食品関係事業者衛生講習会」を開催 ○ 開催日 平成25年10月4日 ○ 受講者数 416名 ○ 講習テーマ ①「食品等輸入事業者における自主管理推進のポイント」 東京都健康安全研究センター広域監視部食品監視第一課 中嶋 陽一 ②「輸入食品事業者に求められるリスクコミュニケーションとガバナンス」 特定非営利活動法人食品保健科学情報交流協議会 理事長 関澤 純

第2 輸入農産物等の残留農薬検査結果

海外からの野菜、果実等の農産物の輸入量が増加している一方、消費者は輸入農産物等に対して不安を感じており、これらに対する検査の充実が求められている。

東京都では、昭和63年度から、市場に入荷、あるいは都内に流通する輸入農産物等の残留農薬検査を実施してきたが、平成25年度の検査結果は以下のとおりである。

なお本集計は、各事業所において輸入食品対策事業として実施した結果を集計したものである。

1 実施期間

平成25年4月から平成26年3月まで

2 実施機関及び検査機関

健康安全研究センター及び市場衛生検査所

3 検査対象品目（表2-4-2）

野菜、果実、穀類、豆類、種実類、及びこれらの加工品等103種類456品目について検査した。

生産国の地域別では、アジア州が192品目(42.1%)と最も多く、以下、北米州99品目(21.7%)、中南米州53品目(11.6%)、ヨーロッパ州50品目(11.0%)、大

洋州40品目(8.8%)、アフリカ州18品目(3.9%)、中東州4品目(0.9%)であった。

生産国の上位5か国は、アメリカ(90品目)、中国(81品目)、フィリピン(39品目)、タイ(34品目)、ニュージーランド(28品目)であった。

4 検査対象農薬（表2-4-3）

食品衛生法で定められた残留基準、生産国における使用状況及び残留基準等を勘案し、136種類の農薬から、生産国及び農作物の種類に応じて選択した。

5 検査結果

241検体(137品目)から46種類の農薬を検出した(表2-4-4、表2-4-5)。

そのうち、「チアベンダゾール0.06ppmを検出したチコリ等、5検体(4品目)から残留基準を超える農薬を検出した(表2-4-6)。

表2-4-2 種類及び品目数

分類	種類数	品目数	種類 (品目数)	
野菜	生鮮	30	131	アスパラガス(10)、エシャロット(2)、エダマメ(1)、オクラ(6)、カボチャ(11)、キャベツ(1)、クワイ(1)、ゴボウ(2)、サトイモ(2)、サヤエンドウ(2)、シイタケ(1)、シシトウ(1)、ショウガ(7)、セロリ(2)、タケノコ(1)、タマネギ(4)、チコリ(9)、トレビス(8)、ニンジン(11)、ニンニク(1)、ニンニクの芽(2)、ネギ(2)、パースニップ(1)、パプリカ(23)、ブロッコリー(8)、ペコロス(1)、ベビーコーン(7)、マツタケ(2)、リーキ(1)、未成熟インゲン(1)
	冷凍	18	49	アスパラガス(2)、エダマメ(4)、オクラ(2)、カリフラワー(2)、ゴボウ(1)、コマツナ(2)、サトイモ(4)、シイタケ(1)、ソラマメ(1)、トウモロコシ(3)、ナバナ(2)、ニンジン(1)、ブロッコリー(6)、ハウレンソウ(4)、メキャベツ(1)、レンコン(1)、未成熟インゲン(8)、未成熟エンドウ(4)
	計	48	180	
果実	生鮮	22	141	アボカド(2)、イチゴ(1)、オウトウ(2)、オレンジ(18)、カキ(1)、キウイフルーツ(11)、グレープフルーツ(14)、ザクロ(1)、スウィーティー(3)、ドラゴンフルーツ(2)、パイナップル(14)、バナナ(19)、パパイヤ(5)、ブドウ(8)、ブルーベリー(3)、マンゴー(12)、マンゴスチン(1)、メロン(8)、ライチ(1)、ラズベリー(1)、リンゴ(3)、レモン(11)
	冷凍	5	36	イチゴ(6)、ブルーベリー(14)、マンゴー(9)、ライチ(2)、ラズベリー(5)
	乾燥	9	11	アンズ(1)、イチジク(2)、クランベリー(1)、ナツメ(1)、ナツメヤシ(1)、パイナップル(1)、バナナ(1)、マンゴー(2)、モモ(1)
	計	36	188	
穀類及びその加工品	5	8	麦芽(4)、オート麦(1)、ライ麦(1)、小麦(1)、米(1)	
豆類及びその加工品	5	15	インゲンマメ(4)、コーヒー(5)、ヒヨコマメ(2)、リョクトウ(1)、レンズマメ(3)	
種実類	5	6	アーモンド(1)、アマランサス(1)、カシューナッツ(1)、クルミ(2)、マカデミアナッツ(1)	
その他	4	59	ハーブ(15)、茶(14)、野菜加工品(13)、果実加工品(17)	
合計	103	456		

表 2-4-3 検査対象農薬

分類	用途	農薬
含ハロゲン系農薬 (9種類)	殺虫剤 (6種類)	BHC、DDT、アルドリン及びディルドリン、エンドリン、ジコホール、テフルトリン
	殺菌剤 (3種類)	ジクロラン、ピンクロゾリン、プロシミドン
有機リン系農薬 (44種類)	殺虫剤 (40種類)	EPN、アジンホスメチル、アセフェート、イソカルボホス、イソキサチオン、エチオン、エチルチオメトン、エトプロホス、エトリムホス、オメトエート、カズサホス、キナルホス、クロルピリホス、クロルピリホスメチル、クロルフェンビンホス、シアノホス、ジクロロホス及びナレド、ジスルホトン、ジメチルビンホス、ジメトエート、ダイアジノン、チオメトン、テルブホス、トリアゾホス、トリクロロホン、パラチオン、パラチオンメチル、ピラクロホス、ピリミホスメチル、フェニトロチオン、フェンチオン、フェントエート、プロチオホス、プロフェノホス、ホサロン、ホスチアゼート、ホスメット、マラチオン、メタミドホス、メチダチオン
	殺菌剤 (2種類)	エディフェンホス、トルクロホスメチル
	除草剤 (2種類)	ピペロホス、ブタミホス
ピレスロイド系農薬 (13種類)	殺虫剤 (12種類)	アクリナトリン、シハロトリン、シフルトリン、シベルメトリン、デルタメトリン及びビトラロメトリン、ハルフェンプロックス、ピフェントリン、フェンバレレート、フェンプロバトリン、フルシトリネート、フルバリネート、ペルメトリン
	共力剤 (1種類)	ピペロニルブトキシド
カーバメート系農薬 (17種類)	殺虫剤 (15種類)	アミノカルブ、アルジカルブ、アルドキシカルブ、イソプロカルブ、エチオフェンカルブ、オキサミル、カルバリル、カルボフラン、チオジカルブ及びメソミル、ピリミカーブ、フェノキシカルブ、フェノブカルブ、プロボキスル、ベンダイオカルブ、メチオカルブ
	殺菌剤 (1種類)	ジエトフェンカルブ
	除草剤 (1種類)	クロルプロファム
含窒素系農薬 (36種類)	殺虫剤 (10種類)	アセタミプリド、イミダクロプリド、クロチアニジン、ジノテフラン、チアクロプリド、チアメトキサム、テブフェンピラド、ピリダベン、ピリプロキシフェン、プロフェジン
	殺菌剤 (16種類)	アゾキシストロビン、オキサジキシル、クレソキシムメチル、ジフェノコナゾール、テトラコナゾール、テブコナゾール、トリアジメノール、トリアジメホン、ピラクロストロビン、フェナリモル、フルジオキソニル、フルシラゾール、フルトラニル、プロピコナゾール、マイクロブタニル、メタラキシル及びメフェノキサム
	除草剤 (9種類)	アラクロール、シマジン、テニクロール、トリフルラリン、ブタクロール、プレチラクロール、メトラクロール、メフェナセット、レナシル
	植物成長調整剤 (1種類)	パクロプロトラゾール
その他の農薬 (16種類)	殺虫剤 (1種類)	クロルベンジレート
	殺菌剤 (11種類)	カプタホール、キャプタン、クロロタロニル、ビテルタノール、ピリメタニル、ヒ素、フェンブコナゾール、ベナラキシル、ボスカリド、ホルペット、メプロニル
	除草剤 (1種類)	プロメトリン
	防ばい剤 (3種類)	イマザリル、オルトフェニルフェノール、チアベンダゾール
その他 (1種)		臭素

表 2-4-4 検出農薬別検査結果 (その1)

分類	農 薬	農産物	検出 検体数	検出範囲 (ppm)	残留基準* (ppm) (食品の分類)
有機リン系農薬	クロルピリホス	オレンジ	3	0.04 - 0.05	1 (オレンジ)
		スウィーティー	1	0.09	1 (その他のかんきつ類果実)
		バナナ	5	0.01 - 0.04	3 (バナナ)
		ブロッコリー	1	0.01	1 (ブロッコリー)
		ラズベリー	1	0.01	0.2 (ラズベリー)
		レモン	3	0.02 - 0.03	1 (レモン)
	ジノテフラン	パプリカ	5	0.02 - 0.05	3 (ピーマン)
	ジメトエート	ライチ	1	0.02	0.5 (その他の果実)
	ダイアジノン	パイナップル	1	0.01	0.1 (パイナップル)
	チアクロプリド	パプリカ	2	0.07 - 0.08	5 (ピーマン)
	ピラクロストロビン	オレンジ	1	0.03	2 (オレンジ)
		グレープフルーツ	3	0.01 - 0.04	2 (グレープフルーツ)
		ブドウ	3	0.05 - 0.09	3 (ぶどう)
		ブルーベリー	5	0.01 - 0.12	4 (ブルーベリー)
		ブロッコリー	1	0.02	5 (ブロッコリー)
		ラズベリー	1	0.01	3 (ラズベリー)
	ピリミホスメチル	ハーブ (マローブルー)	1	0.2	1.0 (その他の野菜)
	プロフェノホス	ハーブ (乾燥ローズ)	1	0.3	-
	マラチオン	ブルーベリー	4	0.01 - 0.04	0.5 (ブルーベリー)
	メチダチオン	オレンジ	1	0.01	5 (オレンジ)
スウィーティー		1	0.05	5 (その他のかんきつ類果実)	
ピレスロイド系農薬	シハロトリン	オウトウ	1	0.06	0.5 (おうとう)
		茶	1	0.1	15 (茶)
	シベルメトリン	茶	2	0.1 - 0.2	20 (茶)
		ブルーベリー	1	0.18	0.5 (ブルーベリー)
	ピフェントリン	茶	6	0.1 - 0.2	25 (茶)
		ブルーベリー	1	0.03	0.01 (ブルーベリー)
	フェンバレレート	サヤエンドウ	1	0.06	0.10 (未成熟えんどう)
	フェンプロパトリン	オウトウ	1	0.35	5 (おうとう)
		茶	1	0.3	25 (茶)
		ブルーベリー	1	0.11	5 (ブルーベリー)
ペルメトリン	メロン	1	0.03	0.1 (メロン類果実)	
カーバメート系農薬	ジエトフェンカルブ	野菜加工品	1	0.03	-
		パプリカ	1	0.02	5.0 (ピーマン)
	チオジカルブ及びメソミル	パプリカ	1	0.04	0.7 (ピーマン)
		未成熟いんげん	2	0.02 - 0.07	1 (未成熟いんげん)
含窒素系農薬	アセタミプリド	イチゴ	1	0.01	3 (いちご)
		パプリカ	4	0.01 - 0.06	1 (ピーマン)
		ブルーベリー	1	0.02	2 (ブルーベリー)
	アゾキシストロビン	オクラ	1	0.01	3 (おくら)
		グレープフルーツ	1	0.03	10 (グレープフルーツ)
		バナナ	1	0.02	3 (バナナ)
		パプリカ	2	0.03 - 0.16	3 (ピーマン)
		ブドウ	2	0.01 - 0.03	10 (ぶどう)
		ブルーベリー	1	0.37	5 (ブルーベリー)
		マンゴー	7	0.01 - 0.66	1 (マンゴー)

\*平成 26 年 3 月時点

表 2-4-4 検出農薬別検査結果 (その2)

分類	農 薬	農産物	検出 検体数	検出範囲 (ppm)	残留基準* (ppm) (食品の分類)
含窒素系農薬	イミダクロプリド	オウトウ	1	0.03	2 (おうとう)
		オクラ	2	0.01 - 0.03	0.7 (おくら)
		カボチャ	1	0.03	1 (かぼちゃ)
		パパイヤ	1	0.02	0.7 (パパイヤ)
		パブリカ	2	0.01 - 0.03	3 (ピーマン)
		ブドウ	2	0.09 - 0.31	3 (ぶどう)
		ブルーベリー	2	0.05 - 0.07	4 (ブルーベリー)
		ハウレンソウ	2	0.03 - 0.04	15 (ほうれんそう)
		マンゴー	1	0.01	1 (マンゴー)
		メロン	1	0.03	0.4 (メロン類果実)
		レモン	2	0.02 - 0.03	0.7 (レモン)
	クレソキシムメチル	パブリカ	2	0.02 - 0.04	2 (ピーマン)
		ブドウ	1	0.01	15 (ぶどう)
	クロチアニジン	パブリカ	3	0.01 - 0.02	3 (ピーマン)
	ジフェノコナゾール	サヤエンドウ	1	0.07	0.01 (未成熟えんどう)
	シマジン	レモン	1	0.01	0.2 (レモン)
	テトラコナゾール	パブリカ	4	0.01 - 0.12	1 (ピーマン)
	テブコナゾール	シシトウ	1	0.12	5 (その他のなす科野菜)
		ブドウ	2	0.17 - 0.78	10 (ぶどう)
	テブフェンピラド	パブリカ	1	0.07	0.5 (ピーマン)
	トリアジメノール	リーキ	1	0.08	0.2 (ねぎ)
		マンゴー	1	0.02	0.05 (マンゴー)
	トリフルラリン	ニンジン	1	0.03	1 (にんじん)
	ピリダベン	パブリカ	2	0.04 - 0.08	3 (ピーマン)
	ピリプロキシフェン	オレンジ	2	0.02 - 0.05	0.5 (オレンジ)
		グレープフルーツ	1	0.02	0.5 (グレープフルーツ)
	ブプロフェジン	オウトウ	1	0.03	5 (おうとう)
		グレープフルーツ	1	0.01	3 (グレープフルーツ)
		パパイヤ	1	0.03	0.9 (パパイヤ)
	フルジオキサニル	ブドウ	1	0.12	5 (ぶどう)
		マンゴー	1	0.76	0.01 (マンゴー)
	フルシラゾール	サヤエンドウ	1	0.05	0.01 (未成熟えんどう)
	ミクロブタニル	カボチャ	2	0.01 - 0.03	1 (かぼちゃ)
ブドウ		1	0.03	1 (ぶどう)	
メタラキシル及びメフェノキサム	イチゴ	1	0.03	7 (いちご)	
	パブリカ	1	0.03	2 (ピーマン)	
その他の農薬	イマザリル	オレンジ	13	0.01 - 2.4	5.0 (オレンジ)
		グレープフルーツ	7	0.02 - 1.5	5.0 (グレープフルーツ)
		スウィーティー	3	1.3 - 2.9	5.0 (その他のかんきつ類果実)
		レモン	4	0.13 - 3.8	5.0 (レモン)
オルトフェニルフェノール	果実加工品	1	0.02	-	
	グレープフルーツ	1	1.3	10 (グレープフルーツ)	
カルバリル	オレンジ	1	0.61	7 (オレンジ)	
	スウィーティー	1	1.3	7 (その他のかんきつ類果実)	

\*平成 26 年 3 月時点

表 2-4-4 検出農薬別検査結果 (その3)

分類	農 薬	農産物	検出 検体数	検出範囲 (ppm)	残留基準* (ppm) (食品の分類)
その他の農薬	チアベンダゾール	オレンジ	12	0.01 - 2.8	10 (オレンジ)
		グレープフルーツ	4	0.09 - 1.3	10 (グレープフルーツ)
		スウィーティー	3	0.94 - 2.6	10 (その他のかんきつ類果実)
		チコリ	1	0.06	0.05 (チコリ)
		レモン	2	0.66 - 1.9	10 (レモン)
	チアメトキサム	パプリカ	1	0.04	1 (ピーマン)
	ピリメタニル	イチゴ	1	0.04	10 (いちご)
		グレープフルーツ	1	0.02	10 (グレープフルーツ)
		ブドウ	1	0.49	10 (ぶどう)
		ラズベリー	2	0.01 - 0.08	10 (ラズベリー)
	フェンブコナゾール	グレープフルーツ	1	0.01	1 (グレープフルーツ)
	ボスカリド	イチゴ	3	0.03 - 0.05	15 (いちご)
		オウトウ	1	0.08	3 (おうとう)
		トレビス	2	0.02	40 (その他のきく科野菜)
		ニンジン	1	0.01	2 (にんじん)
		パプリカ	5	0.05 - 0.19	10 (ピーマン)
		ブドウ	3	0.12 - 0.18	10 (ぶどう)
ブルーベリー		9	0.01 - 1.2	10 (ブルーベリー)	
ラズベリー		2	0.01 - 0.19	10 (ラズベリー)	
その他	臭素	インゲンマメ	2	1 - 2	200 (小豆類)
		レンズマメ	1	2	200 (小豆類)
		イチゴ	1	9	30 (いちご)
		麦芽	4	1 - 3	50 (大麦)
		オレンジ	1	1	30 (オレンジ)
		イチジク	1	5	60 (その他の果実)
		ザクロ	1	2	60 (その他の果実)
		バナナ	3	1 - 4	20 (バナナ)
		リンゴ	1	2	20 (りんご)

\*平成 26 年 3 月時点



表 2-4-5 農産物別検出農薬 (その1)

分類	農産物	生産国	検出農薬及び検出値 (ppm)	実施機関
生鮮野菜	オクラ	タイ	イミダクロプリド 0.03	健康安全研究センター
		フィリピン	イミダクロプリド 0.01	健康安全研究センター
		フィリピン	アゾキシストロビン 0.01	健康安全研究センター
	カボチャ	メキシコ	イミダクロプリド 0.03	健康安全研究センター
		メキシコ	ミクロブタニル 0.03	健康安全研究センター
		メキシコ	ミクロブタニル 0.01	健康安全研究センター
	サヤエンドウ	タイ	ジフェノコナゾール 0.07	市場衛生検査所
			フェンバレレート 0.06	
			フルシラゾール 0.05	
	シシトウ	韓国	テブコナゾール 0.12	市場衛生検査所
	チコリ	ベルギー	チアベンダゾール 0.06	健康安全研究センター
	トレビス	アメリカ	ボスカリド 0.02	健康安全研究センター
		アメリカ	ボスカリド 0.02	健康安全研究センター
	ニンジン	ニュージーランド	ボスカリド 0.01	健康安全研究センター
		中国	トリフルラリン 0.03	市場衛生検査所
	パプリカ	オランダ	イミダクロプリド 0.03	健康安全研究センター
		オランダ	チアクロプリド 0.08	健康安全研究センター
		オランダ	チアクロプリド 0.07	健康安全研究センター
		ニュージーランド	チオジカルブ及びメソミル 0.04	健康安全研究センター
		韓国	ボスカリド 0.05	健康安全研究センター
			メタラキシル及びメフェノキサム 0.03	
		韓国	アセタミプリド 0.01	健康安全研究センター
			アゾキシストロビン 0.03	
			クレソキシムメチル 0.04	
			クロチアニジン 0.01	
			テトラコナゾール 0.05	
			ピリダベン 0.08	
		韓国	ボスカリド 0.08	健康安全研究センター
			ジノテフラン 0.03	
		韓国	ピリダベン 0.04	健康安全研究センター
			イミダクロプリド 0.01	
		韓国	ボスカリド 0.14	健康安全研究センター
			アセタミプリド 0.03	
韓国		ジノテフラン 0.03	健康安全研究センター	
		チアメトキサム 0.04		
		テトラコナゾール 0.04		
		ボスカリド 0.19		
韓国		アセタミプリド 0.04	健康安全研究センター	
	クロチアニジン 0.01			
	ジノテフラン 0.05			
	テブフェンピラド 0.07			
韓国	アゾキシストロビン 0.16	健康安全研究センター		
	クレソキシムメチル 0.02			
	テトラコナゾール 0.12			
	ボスカリド 0.17			
韓国	ジエトフェンカルブ 0.02	健康安全研究センター		
	ジノテフラン 0.05			
韓国	アセタミプリド 0.06	健康安全研究センター		
	クロチアニジン 0.02			
	ジノテフラン 0.02			
	テトラコナゾール 0.01			
リーキ	ニュージーランド	トリアジメノール 0.08	健康安全研究センター	
冷凍野菜	ブロッコリー	エクアドル	クロルピリホス 0.01	健康安全研究センター
			ピラクロストロビン 0.02	
	ハウレンソウ	中国	イミダクロプリド 0.04	健康安全研究センター
		中国	イミダクロプリド 0.03	健康安全研究センター
	未成熟インゲン	タイ	チオジカルブ及びメソミル 0.07	健康安全研究センター
タイ		チオジカルブ及びメソミル 0.02	健康安全研究センター	
生鮮果実	イチゴ	アメリカ	アセタミプリド 0.01	健康安全研究センター
			ボスカリド 0.03	
			臭素 9	

表 2-4-5 農産物別検出農薬（その2）

分類	農産物	生産国	検出農薬及び検出値 (ppm)	実施機関	
生鮮果実	オウトウ	アメリカ	イミダクロプリド	0.03	健康安全研究センター
			ブプロフェジン	0.03	
			ボスカリド	0.08	
		アメリカ	シハロトリン	0.06	市場衛生検査所
			フェンプロパトリン	0.35	
	オレンジ	アメリカ	イマザリル	1.9	健康安全研究センター
			チアベンダゾール	2.6	
		アメリカ	イマザリル	2	健康安全研究センター
			チアベンダゾール	2.4	
		アメリカ	イマザリル	0.03	健康安全研究センター
			チアベンダゾール	0.04	
		アメリカ	イマザリル	1.9	健康安全研究センター
			カルバリル	0.61	
		アメリカ	チアベンダゾール	1.4	健康安全研究センター
		アメリカ	イマザリル	0.01	健康安全研究センター
		アメリカ	イマザリル	1.9	健康安全研究センター
			クロルピリホス	0.04	
			チアベンダゾール	1.8	
		アメリカ	イマザリル	2.4	健康安全研究センター
			チアベンダゾール	1.8	
		アメリカ	イマザリル	1.7	健康安全研究センター
			チアベンダゾール	0.01	
		オーストラリア	イマザリル	0.83	健康安全研究センター
			チアベンダゾール	0.28	
		オーストラリア	イマザリル	0.81	健康安全研究センター
			クロルピリホス	0.04	
		オーストラリア	チアベンダゾール	1.2	健康安全研究センター
	オーストラリア	イマザリル	1.3	健康安全研究センター	
		チアベンダゾール	2.8		
		メチダチオン	0.01		
		臭素	1		
	オーストラリア	イマザリル	2.2	健康安全研究センター	
		クロルピリホス	0.05		
		チアベンダゾール	0.07		
	南アフリカ	イマザリル	1.1	健康安全研究センター	
		チアベンダゾール	0.19		
		ピラクロストロビン	0.03		
	アメリカ		ピリプロキシフェン	0.05	市場衛生検査所
	アメリカ		ピリプロキシフェン	0.02	市場衛生検査所
	グレープフルーツ	アメリカ	イマザリル	0.06	健康安全研究センター
			オルトフェニルフェノール	1.3	
			チアベンダゾール	0.35	
フェンプロコナゾール			0.01		
アメリカ		イマザリル	0.92	健康安全研究センター	
		チアベンダゾール	0.79		
南アフリカ			ピラクロストロビン	0.01	健康安全研究センター
南アフリカ		イマザリル	1.5	健康安全研究センター	
		チアベンダゾール	1.3		
		ピラクロストロビン	0.01		
南アフリカ		イマザリル	1.3	健康安全研究センター	
		ピラクロストロビン	0.04		
南アフリカ		イマザリル	1.4	健康安全研究センター	
		チアベンダゾール	0.09		
南アフリカ			イマザリル	0.02	健康安全研究センター
南アフリカ		アゾキシストロビン	0.03	健康安全研究センター	
	イマザリル	0.17			
	ピリメタニル	0.02			
	ブプロフェジン	0.01			
アメリカ		ピリプロキシフェン	0.02	市場衛生検査所	
ザクロ	アメリカ	臭素	2	健康安全研究センター	

表 2-4-5 農産物別検出農薬 (その3)

分類	農産物	生産国	検出農薬及び検出値 (ppm)	実施機関	
生鮮果実	スウィーティー	アメリカ	イマザリル	1.3	健康安全研究センター
			カルバリル	1.3	
			チアベンダゾール	2.6	
		イスラエル	イマザリル	2.9	健康安全研究センター
			チアベンダゾール	2	
		イスラエル	イマザリル	2	健康安全研究センター
			クロルピリホス	0.09	
			チアベンダゾール	0.94	
			メチダチオン	0.05	
	パイナップル	フィリピン	ダイアジノン	0.01	健康安全研究センター
	バナナ	エクアドル	臭素	2	健康安全研究センター
		フィリピン	臭素	1	健康安全研究センター
		フィリピン	クロルピリホス	0.03	健康安全研究センター
		フィリピン	クロルピリホス	0.01	健康安全研究センター
		フィリピン	アゾキシストロビン	0.02	健康安全研究センター
		エクアドル	クロルピリホス	0.04	市場衛生検査所
		フィリピン	クロルピリホス	0.02	市場衛生検査所
		フィリピン	クロルピリホス	0.02	市場衛生検査所
	パパイヤ	アメリカ	ブプロフェジン	0.03	健康安全研究センター
		アメリカ	イミダクロプリド	0.02	健康安全研究センター
	ブドウ	アメリカ	ピラクロストロビン	0.05	健康安全研究センター
			ボスカリド	0.18	
			ミクロブタニル	0.03	
		アメリカ	アゾキシストロビン	0.03	健康安全研究センター
		アメリカ	アゾキシストロビン	0.01	健康安全研究センター
		アメリカ	ピラクロストロビン	0.05	健康安全研究センター
			ピリメタニル	0.49	
			ボスカリド	0.14	
		チリ	イミダクロプリド	0.31	健康安全研究センター
			クレソキシムメチル	0.01	
			テブコナゾール	0.17	
		チリ	イミダクロプリド	0.09	健康安全研究センター
			テブコナゾール	0.78	
			ピラクロストロビン	0.09	
			ボスカリド	0.12	
	台湾	フルジオキシソニル	0.12	市場衛生検査所	
	ブルーベリー	アメリカ	アゾキシストロビン	0.37	健康安全研究センター
			ピラクロストロビン	0.03	
			ボスカリド	0.73	
			マラチオン	0.01	
		アメリカ	シペルメトリン	0.18	市場衛生検査所
	アメリカ	フェンプロパトリン	0.11	市場衛生検査所	
	マンゴー	タイ	アゾキシストロビン	0.02	健康安全研究センター
			トリアジメノール	0.02	
		タイ	アゾキシストロビン	0.01	健康安全研究センター
		フィリピン	アゾキシストロビン	0.66	健康安全研究センター
		メキシコ	アゾキシストロビン	0.04	健康安全研究センター
メキシコ		アゾキシストロビン	0.05	健康安全研究センター	
メキシコ		アゾキシストロビン	0.03	健康安全研究センター	
メキシコ		アゾキシストロビン	0.02	健康安全研究センター	
オーストラリア	フルジオキシソニル	0.76	市場衛生検査所		
メロン	メキシコ	イミダクロプリド	0.03	健康安全研究センター	
	メキシコ	ペルメトリン	0.03	市場衛生検査所	
リンゴ	ニュージーランド	臭素	2	健康安全研究センター	
レモン	アメリカ	チアベンダゾール	1.9	健康安全研究センター	
	アメリカ	イマザリル	2.6	健康安全研究センター	
		シマジン	0.01		
		チアベンダゾール	0.66		

表2-4-5 農産物別検出農薬（その4）

分類	農産物	生産国	検出農薬及び検出値 (ppm)	実施機関	
生鮮果実	レモン	チリ	イマザリル	1.6	健康安全研究センター
			クロルピリホス	0.03	
		チリ	イマザリル	3.8	健康安全研究センター
			イミダクロプリド	0.03	
		チリ	イマザリル	0.13	健康安全研究センター
			イミダクロプリド	0.02	
チリ	クロルピリホス	0.02	市場衛生検査所		
冷凍果実	イチゴ	アメリカ	ボスカリド	0.04	健康安全研究センター
		アメリカ	ボスカリド	0.05	健康安全研究センター
		中国	ピリメタニル	0.04	健康安全研究センター
			メトラキシル	0.03	
	ブルーベリー	アメリカ	イミダクロプリド	0.07	健康安全研究センター
			ボスカリド	0.01	
		アメリカ	ビフェントリン	0.03	健康安全研究センター
		アメリカ	アセタミプリド	0.02	健康安全研究センター
			イミダクロプリド	0.05	
			ピラクロストロビン	0.01	
			ボスカリド	0.09	
		アメリカ	マラチオン	0.01	健康安全研究センター
		カナダ	ピラクロストロビン	0.12	健康安全研究センター
			ボスカリド	1.2	
		カナダ	ボスカリド	0.13	健康安全研究センター
		カナダ	ピラクロストロビン	0.02	健康安全研究センター
			ボスカリド	0.37	
		カナダ	ボスカリド	0.4	健康安全研究センター
	マラチオン		0.04		
	カナダ	ピラクロストロビン	0.01	健康安全研究センター	
			ボスカリド		0.18
			マラチオン		0.02
	カナダ	ボスカリド	0.05	健康安全研究センター	
	マンゴー	台湾	イミダクロプリド	0.01	健康安全研究センター
	ライチ	中国	ジメトエート	0.02	健康安全研究センター
	ラズベリー	セルビア	クロルピリホス	0.01	健康安全研究センター
ピリメタニル			0.08		
ボスカリド			0.01		
セルビア		ピラクロストロビン	0.01	健康安全研究センター	
		ピリメタニル	0.01		
ボスカリド	0.19				
乾燥果実	イチジク	トルコ	臭素	5	健康安全研究センター
	バナナ	タイ	臭素	4	健康安全研究センター
豆類及びその加工品	インゲンマメ	イタリア	臭素	1	健康安全研究センター
		イタリア	臭素	2	健康安全研究センター
	レンズマメ	イタリア	臭素	2	健康安全研究センター
穀類及びその加工品	麦芽	イギリス	臭素	3	健康安全研究センター
		カナダ	臭素	1	健康安全研究センター
		カナダ	臭素	3	健康安全研究センター
		ドイツ	臭素	3	健康安全研究センター
その他	ハーブ	パキスタン	プロフェノホス	0.3	健康安全研究センター
		ハンガリー	ピリミホスメチル	0.2	健康安全研究センター
	茶	インド	シハロトリン	0.1	健康安全研究センター
			ビフェントリン	0.2	
			フェンプロパトリン	0.3	
		インド	ビフェントリン	0.2	健康安全研究センター
		中国	ビフェントリン	0.1	健康安全研究センター
		中国	シペルメトリン	0.1	健康安全研究センター
			ビフェントリン	0.2	
		中国	シペルメトリン	0.2	健康安全研究センター
	ビフェントリン		0.2		
	中国	ビフェントリン	0.2	健康安全研究センター	
野菜加工品	中国	ジエトフェンカルブ	0.03	健康安全研究センター	
果実加工品	アメリカ	オルトフェニルフェノール	0.02	健康安全研究センター	

表 2-4-6 基準を超過した農産物

分類	農産物	生産国	検出農薬及び検出値 (ppm)	残留基準* (ppm)	実施機関
生鮮 野菜	サヤエンドウ	タイ	フルシラゾール 0.05	0.01	市場衛生検査所
			ジフェノコナゾール 0.07	0.01	
	チコリ	ベルギー	チアベンダゾール 0.06	0.05	健康安全研究センター
生鮮 果実	ブルーベリー	アメリカ	ビフェントリン 0.03	0.01	健康安全研究センター
	マンゴー	オーストラリア	フルジオキシニル 0.76	0.01	市場衛生検査所

\*平成 26 年 3 月時点

### 第3 遺伝子組換え食品の検査結果について

遺伝子組換え食品については、平成13年4月から食品衛生法に基づく規格基準が制定され、表示が義務化された。

東京都は、平成13年度から遺伝子組換え食品の検査を実施しているが、平成25年度の実施結果は以下のとおりである。

#### 1 検査対象食品

##### (1) 食品衛生法に基づく定性検査\*<sup>1</sup>

米加工品（ビーフン、米粉等）、とうもろこし及びその加工品（コーンフラワー、コーングリッツ、スイートコーン、菓子等）、パパイヤ

##### (2) 食品衛生法に基づく定量検査\*<sup>2</sup>

大豆、とうもろこし及びその加工品（コーンフラワー、コーングリッツ）

##### (3) JAS法に基づく定性検査及び定量検査\*<sup>3</sup>

第2章第9節第3「遺伝子組換え食品の表示検証」を参照。

\*1 安全性未審査の遺伝子組換え食品である米(63Bt、NNBt、CpTI)、とうもろこし(スターリンク CBH351、Bt10)及びパパイヤ(PRSV-YK)が含まれているかどうかを確認する検査。また、パパイヤについては、安全性審査済みのパパイヤ(55-1)であるかを確認する検査。

\*2 安全性審査済みの遺伝子組換え食品の含有量を確認し、表示が適正に行われているかを確認する検査。

\*3 食品に遺伝子組換え食品が含まれているか(定性)、含まれている場合にはその含有量を確認(定量)し、表示が適正に行われているかを確認する検査。

#### 2 立入施設

食品製造施設、スーパー及びデパート等

#### 3 実施機関

都保健所、健康安全研究センター及び市場衛生検査所

#### 4 検査機関

健康安全研究センター

#### 5 実施期間

平成25年4月から平成26年3月

#### 6 実施結果

##### (1) 食品衛生法に基づく定性検査(表2-4-7)

食品衛生法に基づく定性試験を行った米加工品、とうもろこし及びその加工品、パパイヤ計81検体から、安全性未審査の遺伝子組換え食品の遺伝子は検出しなかった。

また、全てのパパイヤについて、安全性審査済の遺伝子組み換え食品の遺伝子は検出しなかった。

##### (2) 食品衛生法に基づく定量検査(表2-4-8)

食品衛生法に基づく定量検査を行った大豆、とうもろこし及びその加工品(コーンフラワー及びコーングリッツ)計32検体から、遺伝子組換え食品の遺伝子は検出しなかった。

表 2-4-7 食品衛生法に基づく定性検査結果

対象品目		検体数	検査結果		
			検出せず	検出	検査不能*1
米加工品	ビーフン	3	3	0	0
	米粉	10	10	0	0
	ライスペーパー	1	1	0	0
	製菓材料	3	3	0	0
	おこげ	2	2	0	0
	小計	19	19	0	0
とうもろこし		7	7	0	0
とうもろこし加工品	スナック菓子	7	7	0	0
	コーンスターチ	12	12	0	0
	ポップコーン	1	1	0	0
	スイートコーン	11	11	0	0
	コーンフラワー	6	6	0	0
	コーングリッツ	3	3	0	0
	コーンスープ	7	7	0	0
	その他のとうもろこし加工品	7	7	0	0
	小計	47	47	0	0
パパイヤ*2		8	8	0	0
合計		81	81	0	0

\*1：加工度が高い、あるいは残存遺伝子の割合が低い等の理由により検査不能なもの

\*2：パパイヤについては、安全性未審査及び安全性審査済みの遺伝子組換え食品の検査を実施

表 2-4-8 食品衛生法に基づく定量検査

対象品目		検体数	検査結果			
			検出せず	5%以下の検出	5%を超える検出	検査不能*1
農産物	大豆	17	17	0	0	0
	とうもろこし	7	7	0	0	0
	小計	24	24	0	0	0
とうもろこし加工品	コーンフラワー	5	5	0	0	0
	コーングリッツ	3	3	0	0	0
合計		32	32	0	0	0

\*1：加工度が高い、あるいは残存遺伝子の割合が低い等の理由により検査不能なもの

第4 都、特別区、八王子市及び町田市による輸入食品監視結果まとめ

表 2-4-9 輸入食品監視結果

食品分類	検査 検体数	違反 検体数	違反率 (%)	食品衛生法違反の主な内容				
				品名	原産国	違反条項	違反内容	残品の措置
魚介類	794	2	0.25	生ウニ	中国	11条2項	腸炎ビブリオ最確数 210/g 検出	違反通報
魚介類加工品	142	0	0					
無加熱摂取 冷凍食品	314	0	0					
加熱後摂取凍結前 加熱冷凍食品	26	0	0					
加熱後摂取凍結前 未加熱冷凍食品	685	0	0					
生食用 冷凍鮮魚介類	182	0	0					
肉・卵類及び その加工品	4,593	1	0.02	鶏モモ正肉	ブラジル	11条2項	ラサロンド 0.05 ppm 検出	販売禁止
牛乳・加工乳・ その他の乳	0	-	-					
乳製品	270	0	0					
乳類加工品	55	0	0					
アイスクリーム類・ 氷菓	0	-	-					
穀類及び その加工品	309	0	0					
野菜類・果物及び その加工品	7,534	8	0.11	サヤエンドウ	タイ	11条3項	ジフェノコナゾール 0.07 ppm フルシラズール 0.05 ppm 検出	違反通報
菓子類	417	0	0					
清涼飲料水	172	0	0					
酒精飲料	258	0	0					
氷雪	0	-	-					
水	0	-	-					
缶詰・びん詰	191	0	0					
調味料	480	1	0.21	調味料 (中華材料)	中国	11条2項	安息香酸 0.25 g/kg 検出	答申書、 始末書徴収
そうざい類及び その半製品	67	0	0					
上記以外の食品	469	0	0					
添加物及び その製剤	0	-	-					
その他添加物	0	-	-					
器具及び容器包装	18	0	0					
おもちゃ	27	0	0					
合計	17,003	12	0.07					

-:検査なし



表 2-4-10 輸入食品違反一覧

分類	品名	違反条項	違反内容	検査結果	発見	原産国
魚介類	生ウニ	11条2項	成分規格違反	腸炎ビブリオ最確数を210 /g 検出	市場衛生検査所	中国
魚介類	生ウニ	11条2項	成分規格違反	腸炎ビブリオ最確数を120 /g 検出	市場衛生検査所	中国
調味料	調味料(中華材料)	11条2項	添加物の対象外使用	安息香酸を0.25 g/kg 検出	目黒区	中国
肉・卵類及びその加工品	鶏モモ正肉	11条2項	抗生物質の残留基準違反	ラサロシドを0.05 ppm 検出	健康安全研究センター	ブラジル
野菜類・果物及びその加工品	チョコレート	11条2項	農薬の残留基準違反	チアベンダゾールを0.06 ppm 検出	健康安全研究センター	ベルギー
野菜類・果物及びその加工品	サヤエンドウ	11条3項	農薬の一律基準違反	ジフェノコナゾールを0.07 ppm、フルシラゾールを0.05 ppm 検出	市場衛生検査所	タイ
野菜類・果物及びその加工品	ブルーベリー	11条3項	農薬の一律基準違反	ピフエントリンを0.03 ppm 検出	健康安全研究センター	アメリカ
野菜類・果物及びその加工品	マンゴー	11条3項	農薬の一律基準違反	フルジオキソニルを0.76 ppm 検出	市場衛生検査所	オーストラリア
野菜類・果物及びその加工品	冷凍ブルーベリー	11条2項	放射性物質の基準違反	セシウム137を190 Bq/kg 検出	健康安全研究センター	セルビア
野菜類・果物及びその加工品	ブルーベリージャム	11条2項	放射性物質の基準違反	セシウム137を140 Bq/kg 検出	墨田区	イタリア
野菜類・果物及びその加工品	しょうゆ漬	19条2項	添加物表示無し	表示に無い食用赤色40号を検出	文京区	中国
野菜類・果物及びその加工品	しょうゆ漬	19条2項	添加物表示無し	表示に無い食用赤色40号を検出	文京区	中国

## 第5節 食品中の放射性物質対策

### 第1 都内流通食品の放射性物質検査

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、食品中の放射性物質については、各生産地において国の通知に基づいた検査計画を策定し、出荷前検査が実施されている。さらに、各自治体においては、生産地における出荷前検査の効果を検証するため、小売店等に流通している食品の放射性物質検査を計画的に実施している。

こうした中、東京都では、チェルノブイリ原子力発電所の事故を受けて昭和61年度から実施してきた輸入食品の放射性物質の検査に加え、平成23年度から都内の小売店等に流通している国産食品について、都民が日常的に摂取する食品、及び子供が継続的に摂取する食品を中心に、放射性物質の検査を実施している。

平成25年度の都内流通食品の放射性物質検査結果は以下のとおりである。

- 1 実施期間  
平成25年4月から平成26年3月まで
- 2 実施機関  
健康安全研究センター
- 3 検査機関  
健康安全研究センター、市場衛生検査所
- 4 実施対象施設  
デパート、スーパー等
- 5 検査対象食品  
生鮮食品、加工食品

### 6 検査機関及び使用機器等

検査機関	使用機器	測定対象	備考
・健康安全研究センター ・市場衛生検査所	ヨウ化ナトリウム(TL)・シンチレーション検出器	セシウム134及び137の定量	測定時間：1,800秒 測定下限値：50Bq/kg
健康安全研究センター	ゲルマニウム半導体検出器	γ線の核種分析及び放射性セシウムの定量	測定時間：2,000秒以上 ※上記の検査の結果、50Bq/kgを超えた検体について確定検査として実施した。

### 7 検査結果

検査結果は表2-5-1のとおり。

1,208品目の食品について放射性物質検査を実施した。

その結果、輸入の冷凍ブルーベリーから基準を超える

放射性物質（セシウム137）を検出した。

表2-5-1 平成25年度 都内流通食品の放射性物質検査

食品の分類	品目数		検出濃度区分 (Bq/kg)				
	国産	輸入	0～25	26～50	51～75	76～100	100を超える
野菜・果実及びその加工品	178	54	2	1			1
穀類・豆類・いも類・きのこ類及びその加工品	170	15	6				
肉類・卵類及びその加工品	120	28					
水産物及びその加工品	220		2				
乳製品	105	10					
その他の加工品（複合食品等）	102	1					
牛乳類	103		2				
乳児用食品	41						
飲料水	61						
合計	1,100	108	12	1	0	0	1

## 第2 都内と畜牛肉の放射性物質検査

中央卸売市場と協力し、平成23年12月7日から、都立芝浦と場々と畜した牛について検査を開始し、同年12月23日から、全頭検査を実施した。平成25年度は計97,024頭について検査を実施した。その結果、基準値を超える放射性セシウムを検出したものはなかった。

### <参考>都内産の農林水産物等に関する検査

東京都産業労働局は都内で生産された農林水産物等について検査を行った（表2-5-2）。

その結果、基準値を超えるものはなかった。

表2-5-2 都内産農林水産物の検査検体数内訳

(平成25年度)

	検査検体数	基準値を超えた検体数
農産物	256	0
林産物	23	0
水産物	410	0
原乳	15	0
茶・茶飲料	25	0
合計	729	0

## 第6節 牛乳衛生

### 第1 乳処理場の衛生

都内には、特別区に2施設、多摩地域に6施設及び島しょ地域に2施設の乳処理場がある。それぞれ、特別区及び多摩地域においては健康安全研究センターハサップ指導班及び管轄保健所が、島しょ地域においては島しょ

保健所が、生乳及び製品の検査並びに監視指導を行っている。都内の乳処理場における牛乳等の生産量については、表2-6-1のとおりである。

表2-6-1 都内牛乳等の生産量（単位：kℓ）（平成25年度）

種類別	特別牛乳	牛乳	低脂肪牛乳	加工乳	その他の乳
生産量	-	62,745	23,941	-	12,486

### 第2 健康安全研究センターハサップ指導班

健康安全研究センターハサップ指導班では、乳処理施設や乳製品製造工場について、生乳及び製品の検査並びに監視指導を行っている。

行うほか、承認したマニュアルの履行状況を詳細に確認するため外部検証を行っている。

また、厚生労働大臣による総合衛生管理製造過程の承認を得ている施設に対しては、監視に際して指導助言を

平成25年度における総合衛生管理製造過程承認状況は、表2-6-2のとおりである。また、検査については、表2-6-3及び表2-6-4のとおりである。

表2-6-2 都内乳処理場総合衛生管理製造過程承認状況（平成26年3月末現在）

品目	牛乳	乳飲料	発酵乳	乳酸菌飲料	脱脂乳	アイスクリーム
承認数	4	3	1	3	2	1

表2-6-3 牛乳等の成分規格等検査（健康安全研究センター搬入分）（平成25年度）

	総数			乳処理業等の監視			乳製品製造業等の監視		
	品目数	検体数	規格違反	品目数	検体数	規格違反	品目数	検体数	規格違反
合計	161	1,792	0	78	943	0	83	849	0
生乳	30	468	0	30	468	0			
製品	牛乳	23	161	0	23	161	0		
	成分調整牛乳	3	15	0	3	15	0		
	低脂肪牛乳	3	21	0	3	21	0		
	加工乳								
	クリーム	3	12	0				3	12
	乳飲料	13	131	0				13	131
	アイスクリーム類	10	128	0				10	128
	ナチュラルチーズ	7	107	0				7	107
	プロセスチーズ								
	バター								
	調製粉乳	3	30	0				3	30
	発酵乳	17	154	0				17	154
	乳酸菌飲料	6	58	0				6	58
	乳主原	5	50	0				5	50
	氷菓	2	24	0				2	24
	清涼飲料水	18	276	0	18	276	0		
	菓子類	10	136	0				10	136
その他									
小計	123	1,303	0	47	473	0	76	830	
その他	容器包装								
	その他	8	21	0	1	2	0	7	19
小計	8	21	0	1	2	0	7	19	

表 2-6-4 牛乳等の特殊検査等（ハサップ指導班実施分）

（平成 25 年度）

	総数		特殊検査						その他の検査		
			増菌検査			保存検査					
	品目数	検体数	品目数	検体数	陽性数	品目数	検体数	陽性数	品目数	検体数	
合計	150	654	57	228	0	78	368	0	15	58	
生乳	2	8							2	8	
製品	牛乳	55	239	21	84	0	21	105	0	13	50
	成分調整牛乳	6	27	3	12	0	3	15	0		
	低脂肪牛乳	4	18	2	8	0	2	10	0		
	加工乳										
	クリーム	6	27	3	12	0	3	15	0		
	乳飲料	23	103	12	48	0	11	55	0		
	発酵乳	16	64				16	64	0		
	乳酸菌飲料	5	20				5	20	0		
	乳主原	3	13	1	4	0	2	9	0		
	氷菓										
	清涼飲料水	30	135	15	60	0	15	75	0		
	菓子類										
	その他										
小計	148	646	57	228	0	78	368	0	13	50	
その他											

### 第3 生乳の残留農薬検査及び抗生物質等検査

牛乳の衛生確保のため、生乳の残留農薬及び抗生物質等の検査を実施している。

平成 25 年度の検査結果は、表 2-6-5 のとおりである。

表 2-6-5 生乳における残留農薬及び抗生物質等の検査結果（健康安全研究センター搬入分）

項目名	平成 25 年度			基準値 (ppm)	
	検体数	検出数	違反数		
残留農薬	γ-BHC	22	0	0	0.01
	総 DDT※ <sup>1</sup>	22	0	0	0.02
	アルドリン及びディルドリン	22	0	0	0.006
	エンドリン	22	0	0	0.005
	クロルデン	22	0	0	0.002
	ヘプタクロル	22	0	0	0.006
	ヘキサクロロベンゼン	22	0	0	0.01
	クロルピリホス	22	0	0	0.02
抗生物質等	オキシテトラサイクリン、 クロルテトラサイクリン及び テトラサイクリン※ <sup>2</sup>	30	0	0	0.1
	スピラマイシン	30	0	0	0.2
	チアベンダゾール及び 5-ヒドロキシチアベンダゾール	30	0	0	0.10
	ベンジルペニシリン※ <sup>2</sup>	30	0	0	0.004
	スルファジミジン※ <sup>2</sup>	30	0	0	0.025
	シロマジン	30	0	0	0.01

※<sup>1</sup> p, p'-DDE、p, p'-DDD、p, p'-DDT、o, p'-DDT の総和

※<sup>2</sup> 簡易法にて実施

## 第7節 農畜水産食品衛生

### 第1 と畜場及び食肉衛生検査所

食肉衛生検査所は、昭和32年に設置され、現在、芝浦食肉衛生検査所が都内3と畜場（うち、島しょ2施設）を所管している。

芝浦食肉衛生検査所では、と畜場法に基づき、と畜検査員が食用を目的に搬入される獣畜について、1頭ずつ生体検査、解体前検査及び解体後検査を実施し、さらに必要に応じて精密検査を行うことで、食用に適さない獣畜の肉を排除し、安全な食肉の供給に努めている。また、と畜場施設の衛生保持、食品衛生法に基づく搬入枝肉の検査やと畜場内での食肉の取扱い、食肉関係営業施設、食肉輸送車等の監視・指導を行っている。

なお、島しょにおいては、新島及び八丈島の各島に2と畜場があり、島しょ保健所の兼務と畜検査員が同様の業務を行っている。

平成25年度におけると畜検査数は表2-7-1のとおりで、これらのうち検査の結果、異常を認め処分した頭数は表2-7-2のとおりである。

平成13年10月18日から平成25年6月30日まで、と畜解体されるすべての牛について牛海綿状脳症(BSE)のスクリーニング検査を実施してきたが、省令改正により平成25年7月1日からスクリーニング検査の対象が48カ月齢を超える牛となった。この改正に伴い、都では同年7月1日以降、48カ月齢を超える牛及び生体検査においてと畜検査員が検査が必要と判断した牛を対象としてスクリーニング検査を実施している。

また、12ヶ月齢以上のめん羊及び山羊についても、伝達性海綿状脳症(TSE)のスクリーニング検査を実施している。

[平成25年度ふぐ調理師試験及び免許証の交付状況]

試験日時	学科試験 7月27日 実技試験 7月29日から7月31日まで
受験申込み者数	283名
合格者数	162名
合格率	57.2%
免許証交付数	190名

(条例制定以来平成25年度末までの免許証交付数 20,740件)

### 第2 市場衛生検査所

市場衛生検査所は、昭和29年に設置され、現在、築地市場内の本所のほかに2出張所を設け、特別区内の中央卸売市場(9市場)及び、地方卸売市場(1市場)を所管している。

ここでは、各卸売市場に常時入荷する生鮮食品はもとより、種々の食品の検査及びせり売り営業を始めとする市場内のすべての業態について監視・指導を行っている。平成25年度における業務の概要は表2-7-3、表2-7-4及び表2-7-5のとおりである。

なお、多摩地域の市場の監視・指導については、平成15年度から健康安全研究センターが行っている。

### 第3 ふぐ

ふぐの取扱いについては、全国の道府県に先駆けて、昭和24年に「ふぐ取扱業等取締条例」を制定して、ふぐ調理師試験による免許制度及び認証制度を定めて指導・取締りを行っている。

昭和58年12月の厚生省(現厚生労働省)通達「ふぐの衛生確保について」を受け、ふぐ加工製品の流通の多様化に対応するために、昭和61年3月に条例を全部改正し、「東京都ふぐの取扱い規制条例」として同年7月に施行した。

その後、平成24年3月30日、ふぐ調理師以外の者が取り扱えるふぐ加工製品について改正を行い、同年10月1日より施行した。

平成25年度のふぐ調理師試験及び免許証の交付状況等は次のとおりである。

表 2-7-1 と畜検査頭数の推移及び平成 25 年度と畜場別と畜検査頭数

畜種		総数	牛	馬	こ牛	豚	めん羊	山羊
平成 18 年度		363,193	95,050	55	26	268,019	-	43
平成 19 年度		301,280	93,966	-	1	207,281	-	32
平成 20 年度		303,939	92,570	-	2	211,311	-	56
平成 21 年度		274,878	90,746	-	1	184,102	-	29
平成 22 年度		269,252	94,763	-	8	174,470	-	11
平成 23 年度		254,226	89,164	-	16	165,032	-	14
平成 24 年度		275,999	94,325	-	-	181,665	-	9
平成 25 年度		322,202	97,031	-	-	225,161	-	10
平成 25 年度と畜 場別内訳	芝 浦	322,185	97,024	-	-	225,161	-	-
	新 島	-	-	-	-	-	-	-
	八丈島	17	7	-	-	-	-	10





表2-7-3 市場衛生検査所・事業所別実績（平成25年度）

区分	市場内監視指導		食品等の検査成績及び措置				
	対象業態数	監視指導件数	検査検体数	不良検体数	不利益処分		措置数
					件数	廃棄重量(kg)	
合計	2,884	163,299	5,659	384	0	0	380
築地	1,921	115,364	2,715	248	0	-	244
大田	592	30,664	1,311	79	0	-	81
足立	371	17,271	1,633	57	0	-	55

区分	検査			普及啓発		食中毒 関連調査	苦情・ 相談	表示違 反(件)
	検査件数	内 訳		回数	人数			
		理化学的試験	生物学的試験					
合計	58,174	25,536	32,638	191	5,882	24	502	111
築地	28,994	11,243	17,751	75	2,447	22	365	37
大田	17,363	9,469	7,894	54	1,546	0	76	61
足立	11,817	4,824	6,993	62	1,859	2	61	13

\*大田出張所は、大田市場、葛西市場、世田谷市場の監視指導を行っている。

また、足立出張所は、足立市場、豊島市場、淀橋市場、北足立市場、板橋市場、練馬青果地方卸売市場の監視指導を行っている。

表2-7-4 検査対象品目別検査数

(平成25年度)

検査対象		総数	魚介類	魚介類 加工品	青果物	乳肉製品	その他	
検査項目等	検査対象							
検 体 数		5,659	1,605	488	596	256	2,714	
検 査 件 数		58,174	8,469	6,951	15,503	1,314	25,937	
生物学的検査	細菌数	3,541	479	355	127	30	2,550	
	大腸菌群	3,401	402	355	127	30	2,487	
	大腸菌	3,474	479	355	127	30	2,483	
	黄色ブドウ球菌	3,417	446	355	127	30	2,459	
	腸炎ビブリオ	3,308	531	245	99	8	2,425	
	その他ビブリオ	6,826	1,062	488	188	10	5,078	
	サルモネラ	3,667	446	355	127	296	2,443	
	セレウス菌	3,399	446	355	127	30	2,441	
	腸管出血性大腸菌	420	216	30	162	9	3	
	ノロウイルス	148	148	0	0	0	0	
	抗菌性物質	0	0	0	0	0	0	
	寄生虫・寄生虫卵	0	0	0	0	0	0	
	T.T.C.テスト	0	0	0	0	0	0	
	その他	1,037	442	0	0	0	595	
小 計		32,638	5,097	2,893	1,211	473	22,964	
理化学的検査	保存料	5,229	1,467	1,503	1,026	225	1,008	
	殺菌料	124	0	124	0	0	0	
	漂白剤	550	5	270	167	2	106	
	着色料	4,000	0	1,428	1,196	300	1,076	
	甘味料	1,136	320	334	218	50	214	
	発色剤	30	0	27	0	0	3	
	リン酸	87	0	0	82	0	5	
	防カビ剤	295	0	0	284	0	11	
	残留農薬	11,267	320	0	10,586	0	361	
	P	144	144	0	0	0	0	
	C	重金属						
		水銀	555	550	0	0	0	5
	その他	252	0	0	252	0	0	
	放射能	1,089	228	120	303	264	174	
	硝酸・亜硝酸	96	0	0	96	0	0	
	抗菌性物質	226	218	0	0	0	8	
その他	456	120	252	82	0	2		
小 計		25,536	3,372	4,058	14,292	841	2,973	

表 2-7-5 検査対象品目別、検査の結果に基づく不利益処分及び措置

(平成 25 年度)

検査対象		総数	魚介類	魚介類加工品	青果物	乳肉製品	その他
検査項目等							
検査	検 体 数	5,659	1,605	488	596	256	2,714
	検 査 件 数	58,174	8,469	6,951	15,503	1,314	25,937
	不 良 検 体 数	384	25	15	10	1	333
不利益処分件数	営 業 禁 止	-	-	-	-	-	-
	販 売 禁 止	-	-	-	-	-	-
	廃 棄	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	-	-	-	-	-	-
	数 量 (kg)	-	-	-	-	-	-
廃棄数量	命 令 に 基 づ く 廃 棄	-	-	-	-	-	-
	命 令 廃 棄 数 量 (kg)	-	-	-	-	-	-
	任 意 廃 棄	-	-	-	-	-	-
	任 意 廃 棄 数 量 (kg)	-	-	-	-	-	-
措置件数	注 意 ・ 指 導	372	20	14	7	1	330
	始 末 書	2	-	-	2	-	-
	返 品	-	-	-	-	-	-
	違 反 通 報 等	6	2	1	3	-	-

## 第4 食鳥検査

食鳥肉に起因する衛生上の危害発生を防止するため、平成3年度に「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」が施行され、平成4年度から食鳥検査が開始された。同法では、食鳥処理事業を許可制として、食鳥の処理について必要な規制を行うこと、1羽ごとの検査制度を設けて疾病り患食鳥を排除することを柱としている。

現在都内には、食鳥検査の対象施設（年間処理羽数が30万羽を超える処理場）はない。食鳥検査を受ける義務が免除されている認定小規模食鳥処理場（同30万羽以下）が367施設あり（うち、東京都が管轄するのは40施設）、食鳥とたいから内臓を摘出するなど、年間約14.8万羽の食鳥処理が行われている。

これらの食鳥処理場では、一定の資格を有する食鳥処理衛生管理者を配置し、法の基準に基づく食鳥の異常の有無の確認、異常のある食鳥肉の排除及び食鳥処理等の衛生管理を行っている。

東京都では、保健所に所属する食鳥検査員が各食鳥処理場に立ち入り、食鳥処理衛生管理者による異常食鳥肉の排除等が適正に実施されるように、監視指導及び必要

な技術的助言を行っている。また、食鳥肉の安全を確認する目的で、抗菌性物質や農薬の残留等について収去検査を実施している。

平成25年度における食鳥の処理羽数及び廃棄状況は表2-7-6のとおり、食鳥処理関係施設数及び監視指導数は表2-7-7のとおり、食鳥肉の収去検査実績は表2-7-8のとおりである。

表2-7-6 食鳥の処理羽数及び廃棄状況（平成25年度）

処理羽数		147,708	
基準適合羽数		147,664	
基準不適合羽数 (廃棄羽数の合計)	全部廃棄	20	
	一部廃棄	24	
	小計	44	
理由内訳 基準不適合	生体の基準	廃棄	-
	体表の基準	全部廃棄	20
		一部廃棄	19
	体壁内側の基準	廃棄	-
	内臓の基準	当該臓器廃棄	4
内臓全部廃棄		1	

表2-7-7 食鳥処理関係施設数及び監視指導数（平成25年度）

保健所名 事業所名	食鳥処理場			届出食肉販売業者	
	施設数	食鳥処理 衛生管理者数	監視指導数	施設数	監視指導数
西多摩	3	3	...	-	...
南多摩	3	3	6	-	...
多摩立川	6	6	31	1	6
多摩府中	13	19	61	5	17
多摩小平	12	16	25	-	...
島しょ	3	3	9	-	...
健康安全研究センター	(1)	(1)	5	(2)	5
東京都計	40	51	137	6	28
《参考》特別区計	324	...	420	34	30
《参考》八王子市	3	...	8	-	...
《参考》町田市	-	-	...	1	-

注 ( ) 内の数字は再掲

表2-7-8 食鳥肉の収去検査実績（平成25年度）

	細菌	抗菌性物質	農薬	内寄生虫用剤・殺虫剤
検体数	128	97	20	88
検査項目数	512	1,769	160	264

## 第8節 食品汚染対策

魚介類等の水銀、各種食品のPCB及び魚介類等のビストリブチルスズオキシド(TBTO)等の環境汚染物質の調査を前年度に引き続き実施した。結果は次のとおりである。

### 第1 魚介類等の水銀汚染調査結果

魚介類中に蓄積された有機水銀による健康障害、いわゆる水俣病が明らかになり、大きな社会問題となった。このため国は、昭和48年「魚介類の暫定的規制値」を定め、暫定的規制値の定められた魚介類等の検査の強化など、その運用について通知した。都は、本通知に基づき、同年から魚介類等の汚染実態の調査を開始した。

一方、魚介類は、自然界に存在する水銀を食物連鎖の過程で体内に蓄積するため、特定の地域等にかかわりなく、一部の魚介類については水銀濃度が他の魚介類と比較して高いものも見受けられる。

都は、都民の食生活の安全確保のため、食物連鎖による水銀含有等も含め、都内流通魚介類の水銀含有の実態について、継続してモニタリング調査を行い、汚染食品の流通防止を図っている。

#### 1 実施期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

#### 2 実施対象

中央卸売市場に入荷する魚介類及び市販されている各種食品

#### 3 実施機関

- (1) 健康安全研究センター
- (2) 市場衛生検査所

### 4 調査結果

#### (1) 魚介類の水銀汚染

ア 調査対象魚介類等の内訳 (表2-8-1)

#### イ 検査結果

総水銀については、合計426検体を調査した結果、最大値1.31ppm、最小値検出限界未満であった。また、メチル水銀については、77検体について調査を行い、その結果は、最大値0.69ppm、最小値0.08ppmであった(表2-8-2)。平成25年度の調査において、都内に流通していた規制対象魚のうち暫定的規制値総水銀0.4ppmを超え、かつメチル水銀0.3ppmを超えた検体は、東京都産クロムツ1検体であった。また、東京都が自主規制を行っている魚種について、暫定的規制値総水銀0.4ppmを超え、かつメチル水銀0.3ppmを超えた検体は、長崎県産クロムツ1検体、長崎県産ユメカサゴ3検体であった。

表2-8-1 調査対象魚介類等の内訳 (平成25年度)

内訳		魚種数	検体数
魚介類	魚類等	120	348
	貝	17	58
	小計	137	406
その他	魚介類加工品等	—	20
	小計	—	20
合計		137	426

〔参考〕 都が行っている自主規制措置 (平成26年3月現在)

魚種	出荷地	措置年月日	備考
ハモ	熊本県三角町	48.7.12	
スズキ	東京湾産	48.7.12	50.09.03 全長60cm以下解除
スズキ	岩手県陸前高田市	48.7.19	
スズキ	岩手県大船渡市	48.7.19	
スズキ	千葉県銚子市	49.3.12	
ムツ	長崎県長崎市	50.4.17	50.09.10 尾叉長30cm以下解除
ムツ	静岡県下田市	50.4.17	51.05.14 尾叉長30cm以下解除
ムツ	静岡県東伊豆町	50.4.17	51.05.14 尾叉長30cm以下解除
アカアマダイ	福岡県福岡市	50.4.17	52.10.27 全長40cm以下解除
ユメカサゴ	長崎県長崎市	50.9.03	54.09.10 体長20cm以下解除

表2-8-2 魚介類等の水銀調査結果(その1)

(平成25年度)

番号	魚種	総水銀				メチル水銀				漁獲地		
		検体数	検出検体数	検出量(ppm)			検体数	検出検体数	検出量(ppm)			
				最大	最小	平均			最大		最小	平均
1	アイナメ	5	5	0.29	0.88	0.18	0	0	—	—	—	北海道、青森、宮城
2	アオダイ	1	1	0.12	0.12	0.12	0	0	—	—	—	鹿児島
3	アオハタ	2	2	0.40	0.18	0.29	1	1	0.16	0.16	0.16	長崎
4	アオリイカ	1	1	0.10	0.10	0.10	0	0	—	—	—	長崎
5	アカアマダイ	4	4	0.28	0.12	0.19	0	0	—	—	—	山口、宮崎、中国
6	アカウオ	3	3	0.14	0.08	0.12	0	0	—	—	—	アイスランド、ドイツ
7	アカカマス	4	4	0.30	0.19	0.26	0	0	—	—	—	千葉、神奈川
8	アカガレイ	1	1	0.06	0.06	0.06	0	0	—	—	—	北海道
9	アカハタ	1	1	0.21	0.21	0.21	0	0	—	—	—	東京
10	アカヤガラ	1	1	0.10	0.10	0.10	0	0	—	—	—	長崎
11	アサバガレイ	1	1	0.04	0.04	0.04	0	0	—	—	—	アメリカ
12	アジ	1	1	0.03	0.03	0.03	0	0	—	—	—	タイ
13	アマエビ	3	3	0.20	0.17	0.18	0	0	—	—	—	青森、石川
14	イサキ	3	3	0.23	0.05	0.13	0	0	—	—	—	愛媛、福岡、長崎
15	イシガキダイ	2	2	0.05	0.03	0.04	0	0	—	—	—	山口、鹿児島
16	イシダイ	2	2	0.29	0.17	0.23	0	0	—	—	—	長崎、熊本
17	イトヨリダイ	3	3	0.19	0.07	0.14	0	0	—	—	—	山口、長崎
18	イボダイ	3	3	0.08	0.02	0.04	0	0	—	—	—	千葉、三重
19	イワシ	2	2	0.02	0.02	0.02	0	0	—	—	—	岩手
20	ウシエビ	4	4	0.02	0.01	0.02	0	0	—	—	—	インドネシア
21	ウスメバル	3	3	0.11	0.05	0.08	0	0	—	—	—	北海道、青森
22	オキメダイ	1	1	0.11	0.11	0.11	0	0	—	—	—	ニュージーランド
23	カサゴ	1	1	0.23	0.23	0.23	0	0	—	—	—	長崎
24	カタクチイワシ	2	2	0.08	0.07	0.07	0	0	—	—	—	千葉
25	カツオ	3	3	0.27	0.16	0.23	0	0	—	—	—	宮城、千葉、宮崎
26	カラスカレイ	2	2	0.27	0.16	0.22	0	0	—	—	—	カナダ、アイスランド
27	カラフトマス	1	1	0.10	0.10	0.10	0	0	—	—	—	青森
28	カワハギ	4	4	0.16	0.03	0.08	0	0	—	—	—	和歌山、長崎、大分
29	カンパチ	4	4	0.22	0.10	0.15	0	0	—	—	—	宮城、愛媛、鹿児島
30	キアンコウ	1	1	0.12	0.12	0.12	0	0	—	—	—	北海道
31	キチジ	4	4	0.53	0.08	0.22	1	1	0.24	0.24	0.24	北海道、三陸、アラスカ
32	キビナゴ	1	1	0.03	0.03	0.03	0	0	—	—	—	熊本
33	キングサーモン	1	1	0.03	0.03	0.03	0	0	—	—	—	ニュージーランド
34	ギンダラ	2	2	0.51	0.32	0.41	0	0	—	—	—	アメリカ、カナダ
35	キンメダイ	6	6	0.87	0.45	0.62	6	6	0.39	0.24	0.32	千葉、東京、静岡、高知、ニュージーランド
36	クルマエビ	2	2	0.03	0.03	0.03	0	0	—	—	—	鹿児島
37	クロウシノシタ	2	2	0.03	0.03	0.03	0	0	—	—	—	長崎
38	クロソイ	3	3	0.35	0.06	0.19	1	1	0.14	0.14	0.14	北海道、青森
39	クロダイ	3	3	0.47	0.07	0.26	0	0	—	—	—	愛知、大阪、鹿児島
40	クロマグロ	6	6	0.86	0.13	0.38	4	4	0.28	0.15	0.21	青森、岩手、千葉、長崎、カナダ、アメリカ
41	クロムツ	22	22	0.80	0.17	0.34	18	18	0.42	0.16	0.23	東京、長崎
42	ケンサキイカ	2	2	0.05	0.04	0.04	0	0	—	—	—	福岡、長崎
43	コウイカ	5	5	0.05	0.01	0.02	0	0	—	—	—	神奈川、兵庫、長崎、熊本
44	コショウダイ	1	1	0.34	0.34	0.34	1	1	0.18	0.18	0.18	長崎
45	コノシロ	3	3	0.01	0.01	0.01	0	0	—	—	—	熊本
46	ゴマサバ	1	1	0.32	0.32	0.32	1	1	0.14	0.14	0.14	三重
47	コロダイ	1	1	0.13	0.13	0.13	0	0	—	—	—	長崎
48	サクラエビ	2	2	0.01	0.01	0.01	0	0	—	—	—	静岡
49	サワラ	4	4	0.07	0.03	0.05	0	0	—	—	—	岩手、三陸、千葉、韓国
50	サンマ	4	4	0.08	0.06	0.07	0	0	—	—	—	北海道、岩手、宮城
51	シシャモ	3	3	0.03	0.02	0.02	0	0	—	—	—	北海道
52	シバエビ	1	1	0.01	0.01	0.01	0	0	—	—	—	福岡
53	シマアジ	4	4	0.21	0.14	0.17	0	0	—	—	—	高知、大分、鹿児島
54	ショウサイフグ	2	2	0.09	0.06	0.07	0	0	—	—	—	茨城、千葉

表2-8-2 魚介類等の水銀調査結果(その2)

(平成25年度)

番号	魚種	総水銀					メチル水銀					漁獲地
		検体数	検出検体数	検出量(ppm)			検体数	検出検体数	検出量(ppm)			
				最大	最小	平均			最大	最小	平均	
55	シラウオ	2	1	0.01	ND	0.01	0	0	—	—	—	中国
56	シロギス	3	3	0.06	0.05	0.05	0	0	—	—	—	兵庫
57	シログチ	1	1	0.07	0.07	0.07	0	0	—	—	—	熊本
58	シロサケ	2	2	0.03	0.02	0.03	0	0	—	—	—	北海道、三陸
59	スケトウダラ	2	2	0.07	0.03	0.05	0	0	—	—	—	北海道
60	スズキ	8	8	0.25	0.08	0.16	0	0	—	—	—	千葉、愛知、三重、大阪、愛媛
61	スルメイカ	2	2	0.04	0.04	0.04	0	0	—	—	—	青森、三陸
62	タカベ	2	2	0.13	0.06	0.10	0	0	—	—	—	東京
63	タチウオ	3	3	0.10	0.08	0.09	0	0	—	—	—	三重、愛媛
64	タラバガニ	2	2	0.02	0.02	0.02	0	0	—	—	—	ロシア
65	チダイ	3	3	0.23	0.09	0.17	0	0	—	—	—	茨城、長崎
66	トビウオ	2	2	0.06	0.04	0.05	0	0	—	—	—	千葉、三重
67	トラフグ	4	4	0.40	0.07	0.16	1	1	0.18	0.18	0.18	秋田、山口、長崎
68	ニシン	3	3	0.02	0.02	0.02	0	0	—	—	—	北海道
69	ニベ	1	1	0.07	0.07	0.07	0	0	—	—	—	千葉
70	ハタハタ	2	2	0.12	0.12	0.12	0	0	—	—	—	韓国
71	ハチジョウアカムツ	1	1	0.48	0.48	0.48	1	1	0.15	0.15	0.15	東京
72	バナメイエビ	1	1	0.01	0.01	0.01	0	0	—	—	—	インドネシア
73	ハマダイ	2	2	0.20	0.11	0.15	0	0	—	—	—	東京、鹿児島
74	ハマチ	3	3	0.19	0.09	0.15	0	0	—	—	—	愛媛、鹿児島
75	ハモ	1	1	0.31	0.31	0.31	1	1	0.20	0.20	0.20	宮崎
76	ヒメダイ	1	1	0.16	0.16	0.16	0	0	—	—	—	鹿児島
77	ヒラスズキ	2	2	0.12	0.08	0.10	0	0	—	—	—	三重、鹿児島
78	ヒラマサ	1	1	0.29	0.29	0.29	0	0	—	—	—	青森
79	ヒラメ	7	7	0.28	0.04	0.11	1	1	0.15	0.15	0.15	北海道、千葉、鳥取、長崎、韓国
80	ブリ	4	4	0.25	0.09	0.20	2	2	0.15	0.11	0.13	北海道、岩手、新潟、静岡
81	ホウボウ	2	2	0.17	0.12	0.14	0	0	—	—	—	愛知、愛媛
82	ホッケ	3	3	0.24	0.03	0.11	0	0	—	—	—	北海道
83	ボラ	1	0	ND	ND	ND	0	0	—	—	—	千葉
84	マアジ	8	8	0.18	0.03	0.08	0	0	—	—	—	千葉、京都、和歌山、島根、山口、長崎
85	マイワシ	10	10	0.03	0.02	0.02	0	0	—	—	—	北海道、三陸、千葉、神奈川、富山、三重、大阪
86	マカジキ	2	2	0.55	0.42	0.48	2	2	0.21	0.19	0.20	宮城、長崎
87	マガレイ	2	2	0.07	0.04	0.06	0	0	—	—	—	北海道
88	マコガレイ	2	2	0.05	0.04	0.05	0	0	—	—	—	青森
89	マゴチ	2	2	0.17	0.14	0.15	0	0	—	—	—	三重
90	マサバ	7	7	0.40	0.04	0.17	1	1	0.15	0.15	0.15	北海道、青森、宮城、千葉、兵庫、長崎、アイスランド
91	マダイ	7	7	0.35	0.11	0.24	1	1	0.23	0.23	0.23	三重、山口、愛媛、長崎、大分、鹿児島
92	マダラ	3	3	0.13	0.09	0.11	0	0	—	—	—	青森、岩手
93	マトウダイ	2	2	0.23	0.23	0.23	1	1	0.13	0.13	0.13	千葉
94	マナガツオ	3	3	0.10	0.05	0.08	0	0	—	—	—	山口、長崎
95	マナマコ	1	0	ND	ND	—	0	0	—	—	—	兵庫
96	マハタ	2	2	0.21	0.09	0.15	0	0	—	—	—	三重
97	ミズダコ	2	2	0.05	0.02	0.03	0	0	—	—	—	北海道
98	ミナミマグロ	2	2	0.73	0.34	0.53	2	2	0.28	0.12	0.20	オーストラリア、南アフリカ
99	ミンククジラ	1	1	0.17	0.17	0.17	0	0	—	—	—	北西太平洋
100	ムツ	6	6	0.27	0.13	0.22	6	6	0.16	0.08	0.14	静岡
101	メカジキ	2	2	1.19	1.15	1.17	2	2	0.65	0.45	0.55	沖縄、オーストラリア
102	メジナ	1	1	0.06	0.06	0.06	0	0	—	—	—	千葉
103	メダイ	2	2	0.07	0.06	0.07	0	0	—	—	—	長崎
104	メバチ	3	3	1.31	0.55	1.06	3	3	0.69	0.24	0.43	宮城、千葉、大西洋
105	メバル	1	1	0.09	0.09	0.09	0	0	—	—	—	青森
106	メルルーサ	1	1	0.28	0.28	0.28	1	1	0.27	0.27	0.27	ニュージーランド
107	メロ	1	1	0.34	0.34	0.34	1	1	0.47	0.47	0.47	韓国
108	ユメカサゴ	21	21	0.55	0.19	0.31	17	17	0.35	0.13	0.21	長崎
109	ヨロイイタチウオ	1	1	0.29	0.29	0.29	1	1	0.19	0.19	0.19	長崎
110	ワラサ	1	1	0.20	0.20	0.20	0	0	—	—	—	神奈川
小計		321	318				77	77				

表2-8-2 魚介類等の水銀調査結果(その3)

(平成25年度)

番号	魚種	総水銀					メチル水銀					漁獲地
		検体数	検出検体数	検出量(ppm)			検体数	検出検体数	検出量(ppm)			
				最大	最小	平均			最大	最小	平均	
貝												
1	アカガイ	5	2	0.03	0.01	0.02	0	0	—	—	—	韓国、中国
2	アサリ	11	2	0.01	ND	0.01	0	0	—	—	—	千葉、愛知、中国
3	イワガキ	1	1	0.03	0.03	0.03	0	0	—	—	—	京都
4	ウバガイ	3	2	0.01	ND	0.01	0	0	—	—	—	北海道
5	エッチュウバイ	1	1	0.18	0.18	0.18	0	0	—	—	—	山口
6	サザエ	1	1	0.03	0.03	0.03	0	0	—	—	—	島根
7	タイラギ	3	3	ND	ND	—	0	0	—	—	—	愛知、韓国
8	トリガイ	1	0	ND	ND	—	0	0	—	—	—	東京
9	ナミガイ	2	0	ND	ND	—	0	0	—	—	—	愛知
10	ハマグリ	6	3	0.03	ND	0.02	0	0	—	—	—	千葉、中国
11	ホタテガイ	6	3	0.02	ND	0.01	0	0	—	—	—	北海道、宮城
12	ホンビノスガイ	3	0	ND	ND	—	0	0	—	—	—	千葉
13	マガキ	5	4	0.02	ND	0.01	0	0	—	—	—	北海道、岩手、宮城、韓国
14	マテガイ	3	1	0.01	ND	0.01	0	0	—	—	—	山口
15	ムラサキイガイ	4	0	ND	ND	—	0	0	—	—	—	愛知、チリ
16	モエギイガイ	1	1	ND	ND	—	0	0	—	—	—	ニュージーランド
17	ヤマトシジミ	2	1	0.01	ND	0.01	0	0	—	—	—	青森
小計		58	25				0	0				
淡水魚												
1	アユ	3	3	0.16	0.14	0.14	0	0	—	—	—	静岡、中国
2	イワナ	3	3	0.18	0.13	0.16	0	0	—	—	—	宮城、静岡
3	ウナギ	1	1	0.13	0.13	0.13	0	0	—	—	—	静岡
4	ギンザケ	2	0	ND	ND	—	0	0	—	—	—	チリ
5	コイ	2	2	0.05	0.03	0.04	0	0	—	—	—	群馬
6	スジエビ	2	0	ND	ND	—	0	0	—	—	—	中国
7	ドジョウ	4	4	0.08	0.04	0.06	0	0	—	—	—	中国
8	ニジマス	1	1	0.17	0.17	0.17	0	0	—	—	—	静岡
9	ヤマメ	3	3	0.10	0.10	0.10	0	0	—	—	—	宮城、栃木
10	ワカサギ	6	6	0.07	0.03	0.04	0	0	—	—	—	北海道、京都、中国
小計		27	25				0	0				
魚介類加工品		20	15	0.14	ND	0.06	0	0	—	—	—	
総計		426	383				77	77				

注1 NDは、検出限界値(0.01ppm)未満のもの

注2 平均値は、検出した検体数の平均値

第2 食品等のPCB汚染調査結果

昭和40年代にカネミ油症事件の原因物質であるPCBが、広く環境を汚染していると同時に食品等も汚染していることが明らかになり、昭和47年に製造が中止された。PCBは、安定性が高く分解されにくい物質であるため、自然界に残留することが懸念された。

このため、国は、昭和47年に「食品中に残留するPCBの規制について」を定めた。都は、昭和48年から魚介類、乳製品、食品等の汚染実態を把握するため、継続してモニタリング調査を行い、汚染食品の流通防止を図っている。

1 実施期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

2 実施対象

中央卸売市場に入荷する魚介類、各種市販食品及び容器包装

3 実施機関

- (1) 健康安全研究センター
- (2) 市場衛生検査所
- (3) 芝浦食肉衛生検査所

4 調査結果

各種食品等のPCB検査結果は表2-8-3及び表2-8-4のとおりであるが、暫定的規制値を超えたものはなかった。

表2-8-3 各種食品等のPCB検査結果

(平成25年度)

品目	規制値 (ppm)	検体数	検出 検体数	検出値 (ppm)			
				最大	最小	平均	
魚介類	遠洋沖合魚介類	0.5	84	40	0.26	ND	0.04
	内海内湾魚介類	3.0	206	64	0.15	ND	0.03
	小計	—	290	104			
牛乳	0.1	8	0	ND	ND	—	
乳製品(チーズ・ヨーグルト類)	1.0	5	0	ND	ND	—	
育児用粉乳	0.2	5	0	ND	ND	—	
食肉	牛肉	0.5	4	0	ND	ND	—
	豚肉		4	0	ND	ND	—
	鶏肉		4	0	ND	ND	—
	牛肝臓		4	0	ND	ND	—
	豚肝臓		4	0	ND	ND	—
	鶏肝臓等		4	0	ND	ND	—
	小計		—	24	0		
卵類	0.2	16	0	ND	ND	—	
器具・容器包装	5.0	10	0	ND	ND	—	
その他	魚介類加工品等	—	60	9	0.07	0.01	0.04
	食用油脂類	—	14	0	ND	ND	—
	ベビーフード等	—	18	0	ND	ND	—
合計	—	450	113				

注1：NDは、検出限界値（0.01ppm）未満のもの

注2：平均値は、検出した検体の平均値



表2-8-4 魚介類のPCB調査結果(その1)

(平成25年度)

番号	規制値	種類	検体数	検出 検体数	検出値 (ppm)			漁獲地
					最大	最小	平均	
1	0.5 ppm	アカガレイ	1	0	ND	ND	—	北海道
2		アサバガレイ	1	0	ND	ND	—	アメリカ
3		カツオ	3	0	ND	ND	—	宮崎、千葉
4		カラスカレイ	3	2	0.05	ND	0.05	青森、アイスランド、カナダ
5		キアンコウ	1	0	ND	ND	—	北海道
6		キチジ	3	1	0.01	ND	0.01	北海道、宮城、アラスカ
7		キングサーモン	1	0	ND	ND	—	ニュージーランド
8		ギンザケ	2	0	ND	ND	—	チリ
9		ギンダラ	2	2	0.08	0.02	0.05	アラスカ、カナダ
10		クロウシノシタ	1	1	0.04	0.04	0.04	長崎
11		クロマグロ	6	4	0.26	ND	0.11	青森、岩手、千葉、長崎、アメリカ、カナダ
12		ゴマサバ	1	1	0.01	0.01	0.01	三重
13		サンマ	3	1	0.01	ND	0.01	北海道、岩手、宮城
14		シロサケ	2	2	0.01	0.01	0.01	北海道、岩手
15		スケトウダラ	2	0	ND	ND	—	北海道
16		スルメイカ	2	0	ND	ND	—	青森、三陸沖
17		タラバガニ	2	2	0.01	0.01	0.01	ロシア
18		トビウオ	2	1	0.01	ND	0.01	千葉、三重
19		ニシン	2	1	0.01	ND	0.01	北海道
20		ニベ	1	1	0.04	0.04	0.04	千葉
21		ハタハタ	1	1	0.05	0.05	0.05	韓国
22		ヒラメ	6	2	0.04	ND	0.03	北海道、千葉、鳥取、長崎、韓国
23		ホッケ	3	1	0.02	ND	0.02	北海道
24		マイワシ	8	4	0.07	ND	0.03	北海道、岩手、千葉、神奈川、三重、大阪、富山
25		マカジキ	2	2	0.07	0.01	0.04	宮城、長崎
26		マガレイ	2	0	ND	ND	—	北海道
27		マコガレイ	2	0	ND	ND	—	青森
28		マサバ	7	4	0.04	ND	0.03	北海道、宮城、千葉、兵庫、長崎、アイスランド
29		マダラ	3	3	ND	ND	—	青森、岩手、宮城
30		ミナミマグロ	2	1	0.01	ND	0.01	オーストラリア、南アフリカ
31		ミンククジラ	1	0	ND	ND	—	北西太平洋
32		メカジキ	2	1	0.02	ND	0.02	沖縄、オーストラリア
33		メバチ	3	2	0.02	ND	0.02	宮城、千葉、大西洋
34		メルルーサ	1	0	ND	ND	—	ニュージーランド
小計			84	40				
1	3 ppm	アイナメ	5	2	0.01	ND	0.01	北海道、青森、宮城
2		アオダイ	1	0	ND	ND	—	鹿児島
3		アオハタ	2	0	ND	ND	—	長崎
4		アオリイカ	1	0	ND	ND	—	長崎
5		アカアマダイ	4	1	0.02	ND	0.02	山口、宮崎、中国
6		アカウオ	3	3	0.02	0.01	0.02	アイスランド、ドイツ
7		アカガイ	3	1	0.05	ND	0.05	中国
8		アカカマス	3	3	0.12	0.01	0.06	千葉、神奈川、三重
9		アカハタ	1	0	ND	ND	—	東京
10		アカヤガラ	1	1	0.01	0.01	0.01	長崎
11		アサリ	6	0	ND	ND	—	千葉、愛知、中国
12		アジ	1	0	ND	ND	—	タイ
13		アマエビ	2	0	ND	ND	—	青森、石川
14		アユ	1	0	ND	ND	—	静岡
15		イサキ	3	1	0.01	ND	0.01	愛媛、長崎、福岡
16		イシガキダイ	2	0	ND	ND	—	山口、鹿児島
17		イシダイ	2	1	0.02	ND	0.02	長崎、熊本
18		イトヨリダイ	3	0	ND	ND	—	山口、長崎
19		イボダイ	2	1	0.01	ND	0.01	千葉、三重
20		イワガキ	1	0	ND	ND	—	京都
21		イワナ	1	0	ND	ND	—	宮城
22		ウシエビ	2	0	ND	ND	—	インドネシア

表 2-8-4 魚介類のPCB調査結果 (その2)

(平成 25 年度)

番号	規制値	種類	検体数	検出 検体数	検出値 (ppm)			漁獲地
					最大	最小	平均	
23		ウスメバル	2	1	0.04	ND	0.04	北海道、青森
24		ウナギ	1	0	ND	ND	—	静岡
25		エッチュウバイ	1	1	0.02	0.02	0.02	山口
26		オキメダイ	1	0	ND	ND	—	ニュージーランド
27		カキ	1	0	ND	ND	—	韓国
28		カサゴ	1	0	ND	ND	—	長崎
29		カワハギ	4	1	0.02	ND	0.02	和歌山、長崎、大分
30		カンパチ	3	2	0.05	ND	0.05	宮城、愛媛、鹿児島
31		キビナゴ	1	0	ND	ND	—	熊本
32		キンメダイ	5	2	0.02	ND	0.02	千葉、東京、静岡、ニュージーランド
33		クロソイ	3	0	ND	ND	—	北海道、青森
34		クロダイ	3	2	0.04	0.01	0.03	愛知、大阪、長崎
35		クロムツ	2	1	0.15	0.15	0.15	東京、長崎
36		ケンサキイカ	2	0	ND	ND	—	福岡、長崎
37		コウイカ	4	0	ND	ND	—	兵庫、長崎、熊本
38		コショウダイ	1	0	ND	ND	—	長崎
39	3	コノシロ	2	0	ND	ND	—	熊本
40	ppm	コロダイ	1	0	ND	ND	—	長崎
41		サザエ	1	0	ND	ND	—	島根
42		サワラ	4	3	0.06	0.01	0.03	岩手、千葉、韓国
43		シシャモ	2	0	ND	ND	—	北海道
44		シバエビ	1	0	ND	ND	—	福岡
45		シマアジ	3	1	0.03	ND	0.03	高知、大分、鹿児島
46		ショウサイフグ	2	0	ND	ND	—	茨城、千葉
47		シラウオ	1	0	ND	ND	—	中国
48		シロギス	2	0	ND	ND	—	兵庫
49		シログチ	1	0	ND	ND	—	熊本
50		スジエビ	1	0	ND	ND	—	中国
51		スズキ	7	7	0.13	0.01	0.06	千葉、愛知、大阪、三重、愛媛
52		タイラギ	3	0	ND	ND	—	愛知、韓国
53		タカベ	2	0	ND	ND	—	東京
54		タチウオ	3	3	0.06	0.01	0.03	三重、愛媛
55		チダイ	2	1	0.03	ND	0.03	茨城、長崎
56		トラフグ	3	0	ND	ND	—	秋田、山口、長崎
57		ナミガイ	2	1	0.02	ND	0.02	愛知、愛媛
58		ニジマス	1	0	ND	ND	—	静岡
59		ハチジョウアカムツ	1	0	ND	ND	—	東京
60		バナメイエビ	1	0	ND	ND	—	インドネシア
61		ハマグリ	5	0	ND	ND	—	千葉、中国
62		ハマダイ	2	0	ND	ND	—	東京、鹿児島
63		ハマチ	2	2	0.04	0.02	0.03	愛媛、鹿児島
64		ハモ	1	0	ND	ND	—	宮崎
65		ヒメダイ	1	0	ND	ND	—	鹿児島
66		ヒラスズキ	2	2	0.10	0.04	0.07	三重、鹿児島
67		ヒラマサ	1	0	ND	ND	—	青森
68		ブリ	4	3	0.03	ND	0.02	北海道、岩手、新潟、静岡
69		ホウボウ	2	0	ND	ND	—	愛知、愛媛
70		ホタテガイ	3	1	0.01	ND	0.01	北海道、宮城
71		ホッキガイ	2	0	ND	ND	—	北海道
72		ボラ	1	1	0.02	0.02	0.02	千葉
73		ホンビノスガイ	2	1	0.02	ND	0.02	千葉
74		マアジ	6	0	ND	ND	—	千葉、京都、和歌山、島根、長崎
75		マガキ	2	0	ND	ND	—	北海道、宮城
76		マゴチ	1	1	0.02	0.02	0.02	三重
77		マダイ	5	2	0.03	ND	0.02	山口、愛媛、長崎、大分
78		マテガイ	2	0	ND	ND	—	山口
79		マトウダイ	2	1	0.02	ND	0.02	千葉
80		マナガツオ	3	3	0.03	0.01	0.02	山口、長崎

表2-8-4 魚介類のPCB調査結果(その3)

(平成25年度)

番号	規制値	種類	検体数	検出 検体数	検出値 (ppm)			漁獲地
					最大	最小	平均	
81	3 ppm	マナマコ	1	1	0.02	0.02	0.02	兵庫
82		マハタ	2	1	0.01	ND	0.01	三重
83		ミズダコ	2	0	ND	ND	—	北海道
84		ムツ	6	2	0.01	ND	0.01	静岡
85		ムラサキイガイ	2	1	0.04	ND	0.04	愛知、チリ
86		メジナ	1	1	0.03	0.03	0.03	千葉県
87		メダイ	2	0	ND	ND	—	青森、長崎
88		メバル	1	0	ND	ND	—	青森
89		メロ	1	0	ND	ND	—	韓国
90		モエギイガイ	1	0	ND	ND	—	ニュージーランド
91		ヤマメ	1	0	ND	ND	—	宮城
92		ユメカサゴ	1	0	ND	ND	—	長崎
93		ヨロイイタチウオ	1	0	ND	ND	—	長崎
94		ワカサギ	3	0	ND	ND	—	北海道、京都、中国
95		ワラサ	1	1	0.09	0.09	0.09	神奈川
小計			206	64				
魚介類計			290	104				
食品等			160	9				
総計			450	113				

注1 NDは検出限界値(0.01ppm)未満

注2 平均値は、検出した検体の平均値

第3 魚介類のビストリブチルスズオキシド（TBTO）等汚染調査結果

環境汚染物質として注目されているTBTO等の化学物質による魚介類の汚染実態を把握する。

1 実施期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

2 実施対象

中央卸売市場に入荷する魚介類

3 検査実施機関

- (1) 健康安全研究センター
- (2) 市場衛生検査所

4 調査結果

TBTOについては、124魚種206検体を調査した結果、最大値0.04ppm、最小値検出限界値未満であった(表2-8-6)。昭和60年4月に国が設定したTBTOの暫定の1日許容摂取量(1.6μg/kg/日)と国民一人当たりの魚介類摂取量から算出した濃度0.96ppmを指標として、この濃度を超えた検体はなかった。

また、トリフェニルスズ化合物(TPT)、クロルデン類及びドリソリン類の調査結果は表2-8-5のとおりである。今後とも魚介類の汚染実態を把握するため、経年的に調査を行っていく。

表2-8-5 TPT等の検査結果

(平成25年度)

物質名	検体数	検出 検体数	検出値 (ppm)			
			最大	最小	平均	
TPT	166	20	0.06	ND	0.02	
クロルデン類	Trans-クロルデン	40	1	0.001	ND	0.001
	Cis-クロルデン	40	4	0.002	ND	0.002
	オキシクロルデン	40	3	0.002	ND	0.002
	Trans-ノナクロル	40	0	ND	ND	—
	Cis-ノナクロル	40	15	0.006	ND	0.002
ドリソリン類	アルドリソリン	40	0	ND	ND	—
	デルタドリソリン	40	0	ND	ND	—
	エンドリソリン	40	2	0.002	ND	0.002
その他農薬	16	0	ND	ND	—	

注1 NDは、検出限界値未満のもの  
 TPT・その他の農薬：0.01ppm  
 クロルデン類・ドリソリン類：0.001ppm  
 注2 平均値は、検出した検体の平均値

表2-8-6 魚介類のTBT調査結果(その1)

(平成25年度)

番号	区分	魚種	検体数	検出 検体数	検出値 (ppm)			出荷地
					最大	最小	平均	
1	I 群 魚網又はいけすを 使用して養殖される 魚介類	アユ	2	0	ND	ND	—	静岡、愛知
2		イワナ	2	0	ND	ND	—	宮城
3		ウナギ	1	0	ND	ND	—	静岡
4		カワハギ	2	0	ND	ND	—	三重、大分
5		カンパチ	5	0	ND	ND	—	三重、愛媛、鹿児島
6		キングサーモン	1	0	ND	ND	—	ニュージーランド
7		クロマグロ	2	0	ND	ND	—	鹿児島、メキシコ
8		コイ	1	0	ND	ND	—	群馬
9		シマアジ	3	0	ND	ND	—	愛媛、大分、鹿児島
10		スズキ	3	2	0.03	0.01	0.02	三重、愛媛
11		タイセイヨウサケ	2	0	ND	ND	—	イギリス、オーストラリア
12		トラフグ	2	0	ND	ND	—	長崎
13		ハマチ	2	0	ND	ND	—	鹿児島
14		ヒラメ	6	0	ND	ND	—	韓国
15		ブリ	2	0	ND	ND	—	高知、鹿児島
16		マサバ	2	0	ND	ND	—	兵庫、愛媛
17		マスノサケ	1	0	ND	ND	—	ニュージーランド
18		マダイ	5	0	ND	ND	—	三重、愛媛、高知
19		マハタ	3	1	0.01	ND	0.01	三重
20		ミナミマグロ	2	0	ND	ND	—	オーストラリア、ニュージーランド
小計			49	3				
1	II 群 内湾で養殖される 魚介類	イワカキ	1	0	ND	ND	—	京都
2		ウシエビ	4	0	ND	ND	—	インドネシア、ミャンマー
3		エゾアワビ	1	0	ND	ND	—	韓国
4		クルマエビ	3	0	ND	ND	—	長崎、鹿児島、沖縄
5		クロアワビ	1	0	ND	ND	—	韓国
6		天使のエビ	2	0	ND	ND	—	ニューカレドニア
7		トコブシ	1	0	ND	ND	—	台湾
8		バナナエビ	1	0	ND	ND	—	インドネシア
9		バナメイ	2	0	ND	ND	—	タイ、インドネシア
10		ハマグリ	2	0	ND	ND	—	中国
11		ビクトリアアワビ	1	0	ND	ND	—	オーストラリア
12		ホタテガイ	4	0	ND	ND	—	北海道、青森、宮城
13		マガキ	4	1	0.02	ND	0.02	北海道、岩手、宮城
14		ムラサキイガイ	1	0	ND	ND	—	宮城
小計			28	1				
1	III 群 内湾で漁獲される 魚介類	アイナメ	3	0	ND	ND	—	青森、岩手、宮城
2		アカガイ	3	0	ND	ND	—	中国
3		アカカマス	2	0	ND	ND	—	茨城、神奈川
4		アサリ	7	0	ND	ND	—	千葉、愛知、熊本、中国
5		イイダコ	1	0	ND	ND	—	兵庫
6		イサキ	1	0	ND	ND	—	東京
7		イトヨリダイ	1	0	ND	ND	—	長崎
8		イボダイ	1	0	ND	ND	—	兵庫
9		イワガキ	1	0	ND	ND	—	富山
10		ウチムラサキ	1	0	ND	ND	—	愛知
11		ウマヅラハギ	1	0	ND	ND	—	山口
12		エッチュウバイ	1	0	ND	ND	—	山口
13		キンメダイ	1	0	ND	ND	—	東京
14		クロムツ	1	0	ND	ND	—	長崎
15		ケンサキイカ	1	0	ND	ND	—	長崎
16		コウイカ	1	0	ND	ND	—	山口
17		コノシロ	1	0	ND	ND	—	熊本
18		サクラエビ	1	0	ND	ND	—	静岡
19		サクラマス	1	0	ND	ND	—	北海道
20		サザエ	1	0	ND	ND	—	長崎
21		サワラ	1	0	ND	ND	—	大分
22		シバエビ	1	0	ND	ND	—	福岡
23		シロギス	1	0	ND	ND	—	千葉
24		スジエビ	1	0	ND	ND	—	中国
25		スズキ	2	0	ND	ND	—	千葉
26		タイラギ	2	0	ND	ND	—	千葉
27		タチウオ	1	0	ND	ND	—	兵庫
28		チダイ	1	0	ND	ND	—	千葉
29		ドジョウ	2	0	ND	ND	—	中国
30		トリガイ	1	0	ND	ND	—	千葉
31		ナミガイ	2	0	ND	ND	—	愛知
32		ハマダイ	1	0	ND	ND	—	東京
33		ハモ	1	0	ND	ND	—	熊本
34		ヒラスズキ	1	0	ND	ND	—	鹿児島
35		ヒラマサ	1	0	ND	ND	—	秋田
36		ブリ	1	0	ND	ND	—	千葉
37		ホウボウ	1	0	ND	ND	—	宮崎
38		ホタテガイ	1	0	ND	ND	—	北海道
39		ホタルイカ	1	0	ND	ND	—	富山
40		ホッキガイ	1	0	ND	ND	—	北海道

表2-8-6 魚介類のTBT調査結果(その2)

(平成25年度)

番号	区分	魚種	検体数	検出 検体数	検出値 (ppm)			出荷地
					最大	最小	平均	
41	Ⅲ 内湾で漁獲される魚介類	ホッコクアカエビ	2	0	ND	ND	—	北海道、石川
42		ホンビノスガイ	2	1	0.02	ND	0.02	千葉
43		マアジ	2	0	ND	ND	—	神奈川、福岡
44		マアナゴ	2	0	ND	ND	—	岩手、神奈川
45		マイワシ	3	0	ND	ND	—	岩手、石川、大阪
46		マダコ	1	0	ND	ND	—	三重
47		マテガイ	1	0	ND	ND	—	山口
48		マナマコ	1	0	ND	ND	—	兵庫
49		ムールガイ	1	0	ND	ND	—	愛知
50		ムツ	6	0	ND	ND	—	静岡
51		メダイ	2	0	ND	ND	—	千葉、東京
52		メバル	1	0	ND	ND	—	青森
53		モロトゲアカエビ	1	0	ND	ND	—	北海道
54		ヤマトシジミ	1	0	ND	ND	—	青森
55		ヤリイカ	1	0	ND	ND	—	千葉
56		ユメカサゴ	1	0	ND	ND	—	長崎
57		ワカサギ	3	0	ND	ND	—	北海道、青森、中国
小計			86	1				
1	Ⅳ 遠洋沖合等で漁獲される魚介類	アイナメ	1	0	ND	ND	—	青森
2		アカガレイ	2	0	ND	ND	—	北海道
3		アカヤガラ	1	0	ND	ND	—	長崎
4		ウスメバル	1	0	ND	ND	—	青森
5		カツオ	3	0	ND	ND	—	千葉、長崎、宮崎
6		カンパチ	1	0	ND	ND	—	宮崎
7		キアンコウ	1	0	ND	ND	—	北海道
8		キチジ	1	0	ND	ND	—	北海道
9		キンメダイ	1	0	ND	ND	—	高知
10		クロマグロ	3	0	ND	ND	—	青森、宮城、アメリカ
11		ゴマサバ	2	0	ND	ND	—	三重
12		サンマ	1	0	ND	ND	—	北海道
13		ショウサイフグ	1	0	ND	ND	—	茨城
14		シロサケ	2	0	ND	ND	—	北海道、宮城
15		スケトウダラ	1	0	ND	ND	—	北海道
16		スズキ	1	0	ND	ND	—	愛知
17		スルメイカ	1	0	ND	ND	—	青森
18		セグロイワシ	1	0	ND	ND	—	千葉
19		トビウオ	1	0	ND	ND	—	鹿児島
20		ハモ	1	0	ND	ND	—	宮崎
21		ヒラスズキ	1	0	ND	ND	—	長崎
22		ヒラメ	1	0	ND	ND	—	長崎
23		ブリ	1	0	ND	ND	—	新潟
24	マアジ	1	0	ND	ND	—	長崎	
25	マコガレイ	2	0	ND	ND	—	青森	
26	マゴチ	1	0	ND	ND	—	千葉	
27	マサバ	2	0	ND	ND	—	青森、宮城	
28	マダイ	1	0	ND	ND	—	鹿児島	
29	マダラ	2	0	ND	ND	—	岩手、宮城	
30	ミナミマグロ	1	0	ND	ND	—	ニュージーランド	
31	メカジキ	1	0	ND	ND	—	インド洋	
32	メバチ	1	0	ND	ND	—	千葉	
33	ヨロイイタチウオ	1	0	ND	ND	—	長崎	
小計			43	0				
総計			206	5				

注1 NDは、検出限界値 (0.01ppm) 未満のもの

注2 平均値は、検出した検体の平均値

## 第4 東京湾産魚介類の化学物質汚染実態調査結果（ダイオキシン類及び内分泌かく乱作用の疑われる化学物質）

東京湾では現在も漁業が営まれ、江戸前の魚として流通しているほか、都民が釣りや潮干狩りなどのレジャーを通じて湾内の魚介類を摂食する機会は少なくない。一方、東京湾は首都圏大都市に囲まれており、廃棄物の焼却過程等で非意図的に生成された PCDD 及び PCDF や、過去に製造された PCB 製品に由来すると思われるコプラナーPCB などのダイオキシン類が河川から流入しやすい環境にある。

東京都では、都民の食の安全性確保の一環として、東京湾で漁獲される魚介類中の化学物質について調査を行っている。

平成 25 年度の調査結果は以下のとおりである。

## 1 調査方法

## (1) 調査対象生物及び検体数

ボラ、スズキ、マコガレイ各 8 検体、アサリ 6 検体、計 30 検体

## (2) 採取地点

東京湾の次の地点

魚類：隅田川河口、城南島北側沿岸（漁場1）、羽田空港北側沿岸（漁場2）

アサリ：三枚洲、羽田沖（多摩川河口部）

## (3) 採取方法

魚類は刺網により、アサリはジョレン等を用いて採集した。なお、採集については、いずれも民間調査機関に委託した。

## (4) 検体の処理

魚類は可食部（筋肉部分、ただしマコガレイは皮付き）約 1 kg、貝類はむき身約 1 kg を 1 検体とした。なお、1 個体で必要量を確保できない場合は、複数個体を合わせて 1 検体とした。

## (5) 分析項目

## ア ダイオキシン類

水分含有量、脂肪含有量、ダイオキシン類濃度（ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）14 種類、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）15 種類、及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナー PCB、Co-PCB）12 種類の異性体）

ダイオキシン類内訳及び検出下限は表 2-8-7 のとおり。

## イ 内分泌かく乱作用が疑われる化学物質等

水分含有量、脂肪含有量、PCB、DDT 及びその代謝物、TBT、TPT、アルキルフェノール類、ベンゾフェノン、アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル、ペンタクロロフェノール、2,4-ジクロロフェノール化学物質内訳及び検出下限は表 2-8-8 のとおり。

## (6) 分析方法

## ア 水分含有量

五訂日本食品標準成分表による常圧加熱乾燥法

## イ 脂肪含有量

五訂日本食品標準成分表によるソックスレー・エーテル抽出法

## ウ ダイオキシン類

「ダイオキシン類に係る水生生物調査暫定マニュアル」（旧環境庁水質保全局水質管理課、平成 10 年 9 月）に準じた。

## エ 内分泌かく乱作用が疑われる化学物質

## (ア) PCB

GC/ECD を用いて測定

## (イ) TBT、TPT

GC/FPD を用いて測定

## (ウ) DDT、DDE、DDD、アルキルフェノール類、ベンゾフェノン、アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル、ペンタクロロフェノール、2,4-ジクロロフェノール

GC/MS を用いて測定

## (7) 分析機関

健康安全研究センター

表2-8-7 ダイオキシン類の分析項目 (内訳)

分類	項目名	検出下限	
PCDD	4 塩化物	2, 3, 7, 8-TCDD、1, 3, 6, 8-TCDD、1, 3, 7, 9-TCDD、その他	0.01 pg/g
	5 塩化物	1, 2, 3, 7, 8-PCDD、1, 2, 3, 4, 7-PCDD、その他	
	6 塩化物	1, 2, 3, 6, 7, 8-TCDD、1, 2, 3, 4, 7, 8-TCDD、 1, 2, 3, 7, 8, 9-TCDD、その他	0.05 pg/g
	7 塩化物	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8-TCDD、その他	
		Octa-CDD	0.1 pg/g
PCDF	4 塩化物	2, 3, 7, 8-TCDF、1, 3, 6, 8-TCDF、その他	0.01 pg/g
	5 塩化物	2, 3, 4, 7, 8-PCDF、1, 2, 3, 7, 8-PCDF、その他	
	6 塩化物	1, 2, 3, 4, 7, 8-TCDF、1, 2, 3, 6, 7, 8-TCDF、 1, 2, 3, 7, 8, 9-TCDF、2, 3, 4, 6, 7, 8-TCDF、その他	0.05 pg/g
	7 塩化物	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8-TCDF、1, 2, 3, 4, 7, 8, 9-TCDF、その他	
		Octa-CDF	0.1 pg/g
コプラナーPCB (non-ortho)	4 塩化物	3, 3', 4, 4'-TCB (#77)、3, 4, 4', 5-TCB (#81)	0.1 pg/g
	5 塩化物	3, 3', 4, 4', 5-PCB (#126)	
	6 塩化物	3, 3', 4, 4', 5, 5'-HCB (#169)	
コプラナーPCB (mono-ortho)	5 塩化物	2, 3, 3', 4, 4'-PCB (#105)、2, 3, 4, 4', 5-PCB (#114)、 2, 3', 4, 4', 5-PCB (#118)、2', 3, 4, 4', 5-PCB (#123)	0.1 pg/g
	6 塩化物	2, 3, 3', 4, 4', 5-HCB (#156)、 2, 3, 3', 4, 4', 5'-HCB (#157)、 2, 3', 4, 4', 5, 5'-HCB (#167)	
	7 塩化物	2, 3, 3', 4, 4', 5, 5'-HCB (#189)	

#:IUPAC No



表2-8-8 内分泌かく乱作用が疑われる化学物質の検査項目（内訳）

物質名	内訳	検出下限
PCB		0.01 $\mu\text{g/g}$
ペンタクロロフェノール		0.001 $\mu\text{g/g}$
DDT	o, p'-DDT、p, p'-DDT	0.001 $\mu\text{g/g}$
DDE、DDD (DDT 代謝物)	o, p'-DDE、p, p'-DDE、o, p'-DDD、p, p'-DDD	0.001 $\mu\text{g/g}$
TBT		0.001 $\mu\text{g/g}$
TPT		0.001 $\mu\text{g/g}$
アルキルフェノール類	4-t-ブチルフェノール、 4-n-ペンチルフェノール、 4-n-ヘキシルフェノール、 4-t-オクチルフェノール、 4-n-オクチルフェノール、 4-n-ヘプチルフェノール	0.0015 $\mu\text{g/g}$
	ノニルフェノール	0.02 $\mu\text{g/g}$
2,4-ジクロロフェノール		0.001 $\mu\text{g/g}$
アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル		0.01 $\mu\text{g/g}$
ベンゾフェノン		0.001 $\mu\text{g/g}$

## 2 調査結果

### (1) ダイオキシン類（表2-8-9から表2-8-12）

表2-8-7に示したダイオキシン類の濃度の総計を「ダイオキシン類総計」、PCDD及びPCDFに分類される項目の濃度の総計を「PCDDs+PCDFs」、コプラナーPCBに分類される項目の濃度の総計を「コプラナーPCBs」として、検体あるいは脂肪1g当たりの2,3,7,8-TCDD等量濃度に換算し、検体別、及び採取地点別の平均を結果に示した。

なお、検体別及び採取地点別の結果について、検出下限未満（ND）の値を0（表2-8-9、表2-8-10）、あるいは検出下限値の1/2（LOD/2）（表2-8-11、表2-8-12）として換算した。

ア 検査に供した魚類全体のダイオキシン類濃度（ND=0）は、隅田川河口部が0.90 pg-TEQ/g、漁場1が1.13 pg-TEQ/g、漁場2が0.83 pg-TEQ/gであった。

イ アサリのダイオキシン類濃度（ND=0）は0.10 pg-TEQ/gであり、魚類より低い値を示した。

ウ 「平成24年度 食事由来の化学物質曝露量推計調査（東京都福祉保健局、トータルダイエット調査）」によると、都民の平均的な食事から摂取されるダイオキシン類は0.75 pg-TEQ/kg・bw/day、そのうち魚介類由来は0.53 pg-TEQ/kg・bw/dayである。このう

ち内海内湾産魚介類が全て東京湾産であると仮定し、(ア)から(キ)に示すとおり、ダイオキシン類摂取量を試算した。

その結果、魚介類由来のダイオキシン類摂取量は0.60 pg-TEQ/kg・bw/day、魚介類以外を含む食事全体からのダイオキシン類摂取量は0.82 pg-TEQ/kg・bw/dayであり、ダイオキシン類対策特別措置法に規定する耐容一日摂取量：4 pg-TEQ/kg・bw/dayを下回った。

### (ア) 内海内湾産魚介類と遠洋沖合産魚介類の摂取量

内海内湾産： 857千トン

遠洋沖合産：1,970千トン

参考：平成24年食料需給表（農林水産省）

### (イ) 生魚類の摂取量（一日体重50kg当たり）

26.5 g/day

参考：平成24年度都民の健康・栄養状況（東京都福祉保健局）

### (ウ) 内海内湾産魚介類の摂取量

$26.5(\text{g/day}) \times 857 / (857 + 1970) \div 8.0(\text{g/day})$

### (エ) 内海内湾産魚介類（東京湾産と仮定、本調査結果の魚類・漁場全体の平均を充用）由来の体重当たりダイオキシン類摂取量

## 第2章 食品衛生関係事業

$$0.96 \text{ (pg-TEQ/g)} \times 8.0 \text{ (g/day)} \div 50 \text{ (kg}\cdot\text{bw)}$$
$$= 0.15 \text{ pg-TEQ/kg}\cdot\text{bw/day}$$

(オ) 内海内湾産以外の生魚介類、及び魚介加工品由来の体重当たりダイオキシン類摂取量

$$0.53 \text{ (pg-TEQ/kg}\cdot\text{bw/day)} \times (55.9 - 8.0) \text{ (g)} / 55.9 \text{ (g)}$$
$$= 0.45 \text{ pg-TEQ/kg}\cdot\text{bw/day}$$

(カ) 魚介類以外の食品からのダイオキシン類摂取量

$$0.22 \text{ pg-TEQ/kg}\cdot\text{bw/day}$$

(キ) 食事全体からのダイオキシン類摂取量

$$(エ) + (オ) + (カ) = 0.82 \text{ pg-TEQ/kg}\cdot\text{bw/day}$$

(2) 内分泌かく乱作用が疑われる化学物質等

(表 2-8-13 から表 2-8-15)

各物質について、検体別、及び採取地点別の平均を結果に示した。採取地点別の結果においては、検出下限未満 (ND) の値を 0 (表 2-8-14)、あるいは検出下限値の 1/2 (LOD/2) (表 2-8-15) として換算した。

ア PCB 及び TBT は、検査に供した全ての魚類から検出された。魚類全体の平均 PCB 濃度は、隅田川河口部が 0.04  $\mu\text{g/g}$ 、漁場 1 が 0.07  $\mu\text{g/g}$ 、漁場 2 が 0.04  $\mu\text{g/g}$ 、平均 TBT 濃度は全ての採取地点で 0.004  $\mu\text{g/g}$  であった。また、TBT は検査に供した全てのアサリから検出され、三枚洲、羽田沖ともに 0.002  $\mu\text{g/g}$  であった。

イ p,p'-DDE は、検査に供した全ての魚類から検出された。アルキルフェノール類は全ての検体から検出されなかった。

表 2-8-9 平成 25 年度 検体別 ダイオキシン類濃度 (ND=0) (単位: pg-TEQ/g) WHO-2006 TEF を使用

魚種	採取地点	検体 番号	総脂肪 (%)	検体 1 g 当たり 2, 3, 7, 8-TCDD 等量濃度			脂肪 1 g 当たり 2, 3, 7, 8-TCDD 等量濃度		
				ダイオキシン 類 総計	PCDDs +PCDFs	コプラナー PCBs	ダイオキシン 類 総計	PCDDs +PCDFs	コプラナー PCBs
ボラ	隅田川 河口部	1	5.3	0.82	0.26	0.56	15	4.8	11
		2	4.1	0.93	0.23	0.70	23	5.6	17
	漁場 1	3	5.2	1.32	0.28	1.04	25	5.5	20
		4	5.7	0.70	0.20	0.49	12	3.6	9
		5	4.5	1.02	0.21	0.81	23	4.7	18
	漁場 2	6	4.1	0.51	0.15	0.37	13	3.6	9
		7	4.5	0.82	0.16	0.67	18	3.5	15
		8	5.7	1.01	0.28	0.73	18	4.9	13
スズキ	隅田川 河口部	9	2.6	0.65	0.11	0.54	25	4	21
		10	2.1	0.78	0.24	0.54	37	11.6	26
	漁場 1	11	2.5	1.01	0.20	0.80	40	8.1	32
		12	2.2	0.88	0.19	0.69	41	8.7	32
		13	3.3	0.80	0.19	0.61	24	5.7	18
	漁場 2	14	2.4	0.73	0.16	0.57	30	6.6	23
		15	2.4	0.60	0.13	0.47	25	5.4	19
		16	2.3	0.56	0.13	0.42	24	6	18
マコガレイ	隅田川 河口部	17	1.0	0.74	0.19	0.55	74	19	55
		18	1.3	1.50	0.41	1.10	113	30	82
	漁場 1	19	0.8	0.94	0.21	0.73	122	27	95
		20	0.9	1.06	0.29	0.77	115	31	84
		21	0.9	2.48	0.30	2.18	290	35	254
	漁場 2	22	0.7	0.89	0.23	0.66	131	34	96
		23	0.9	1.30	0.32	0.98	151	37	114
		24	0.8	1.03	0.28	0.75	129	35	94
アサリ	三枚洲	25	0.9	0.10	0.03	0.07	10	3.3	7
		26	0.9	0.12	0.06	0.06	13	5.9	7
		27	1.0	0.09	0.03	0.06	9	3.1	6
	羽田沖	28	0.9	0.10	0.05	0.05	11	5.5	6
		29	0.9	0.11	0.06	0.05	12	6.6	6
		30	0.8	0.10	0.05	0.06	12	5.7	7

NDであった項目を0として換算

第2章 食品衛生関係事業

表 2-8-10 平成 25 年度 採取地点別平均 ダイオキシン類濃度 (ND=0) (単位: pg-TEQ/g) WHO-2006 TEF を使用

魚種	採取地点	総脂肪 (%)	検体 1 g 当たり 2, 3, 7, 8-TCDD 等量濃度			脂肪 1 g 当たり 2, 3, 7, 8-TCDD 等量濃度		
			ダイオキシン類 総計	PCDDs +PCDFs	コプラナー PCBs	ダイオキシン類 総計	PCDDs +PCDFs	コプラナー PCBs
ボラ	隅田川河口部	4.7	0.87	0.24	0.63	19	5	14
	漁場 1	5.1	1.01	0.23	0.78	20	5	16
	漁場 2	4.8	0.78	0.19	0.59	16	4	12
	漁場全体	4.9	0.89	0.22	0.67	18	5	14
スズキ	隅田川河口部	2.3	0.71	0.18	0.54	31	8	23
	漁場 1	2.7	0.89	0.19	0.70	35	8	27
	漁場 2	2.4	0.63	0.14	0.49	26	6	20
	漁場全体	2.5	0.75	0.17	0.58	31	7	24
マコガレイ	隅田川河口部	1.2	1.12	0.30	0.83	93	25	69
	漁場 1	0.9	1.50	0.27	1.23	176	31	144
	漁場 2	0.8	1.07	0.28	0.80	137	35	102
	漁場全体	0.9	1.24	0.28	0.97	140	31	109
魚類全体	隅田川河口部	2.7	0.90	0.24	0.66	48	13	35
	漁場 1	2.9	1.13	0.23	0.90	77	14	62
	漁場 2	2.6	0.83	0.20	0.62	60	15	45
	漁場全体	2.8	0.96	0.22	0.74	63	14	49
アサリ	三枚州	1.0	0.10	0.04	0.06	11	4	7
	羽田沖	0.9	0.11	0.05	0.05	12	6	6
	漁場全体	0.9	0.10	0.05	0.06	11	5	6

ND であった項目を 0 として換算

表 2-8-11 平成 25 年度 検体別 ダイオキシン類濃度 (ND=LOD/2) (単位: pg-TEQ/g) WHO-2006 TEF を使用

魚種	採取地点	検体 番号	総脂肪 (%)	検体 1 g 当たり 2, 3, 7, 8-TCDD 等量濃度			脂肪 1 g 当たり 2, 3, 7, 8-TCDD 等量濃度		
				ダイオキシン 類 総計	PCDDs +PCDFs	コプラナー PCBs	ダイオキシン 類 総計	PCDDs +PCDFs	コプラナー PCBs
ボラ	隅田川 河口部	1	5.3	0.83	0.27	0.56	16	5.1	11
		2	4.1	0.95	0.25	0.70	23	6.1	17
	漁場 1	3	5.2	1.34	0.30	1.04	26	5.8	20
		4	5.7	0.72	0.22	0.49	13	3.9	9
		5	4.5	1.04	0.23	0.81	23	5.1	18
	漁場 2	6	4.1	0.53	0.17	0.37	13	4.1	9
		7	4.5	0.84	0.17	0.67	19	3.9	15
		8	5.7	1.02	0.30	0.73	18	5.2	13
スズキ	隅田川 河口部	9	2.6	0.66	0.13	0.54	26	5	21
		10	2.1	0.80	0.26	0.54	38	12.5	26
	漁場 1	11	2.5	1.02	0.22	0.80	41	8.9	32
		12	2.2	0.90	0.21	0.69	42	9.5	32
		13	3.3	0.82	0.21	0.61	24	6.3	18
	漁場 2	14	2.4	0.75	0.18	0.57	31	7.3	23
		15	2.4	0.62	0.15	0.47	26	6.2	19
		16	2.3	0.57	0.15	0.42	25	6	18
マコガレイ	隅田川 河口部	17	1.0	0.75	0.20	0.55	75	20	55
		18	1.3	1.51	0.41	1.10	113	31	82
	漁場 1	19	0.8	0.95	0.22	0.73	124	28	95
		20	0.9	1.07	0.29	0.77	116	32	84
		21	0.9	2.49	0.31	2.18	291	36	254
	漁場 2	22	0.7	0.90	0.24	0.66	132	36	96
		23	0.9	1.30	0.32	0.98	152	38	114
		24	0.8	1.04	0.29	0.75	130	36	94
アサリ	三枚洲	25	0.9	0.13	0.06	0.07	14	6.3	7
		26	0.9	0.14	0.07	0.06	15	7.8	7
		27	1.0	0.12	0.06	0.06	12	5.9	6
	羽田沖	28	0.9	0.13	0.07	0.05	14	7.9	6
		29	0.9	0.14	0.08	0.05	15	8.8	6
		30	0.8	0.13	0.07	0.06	15	8.3	7

ND であった項目を LOD/2 として換算

第2章 食品衛生関係事業

表 2-8-12 平成 25 年度 採取地点別平均 ダイオキシン類濃度 (ND=L0D/2) (単位 : pg-TEQ/g) WHO-2006 TEF を使用

魚種	採取地点	総脂肪 (%)	検体 1 g 当たり 2, 3, 7, 8-TCDD 等量濃度			脂肪 1 g 当たり 2, 3, 7, 8-TCDD 等量濃度		
			ダイオキシン類 総計	PCDDs +PCDFs	コプラナー PCBs	ダイオキシン類 総計	PCDDs +PCDFs	コプラナー PCBs
ボラ	隅田川河口部	4.7	0.89	0.26	0.63	20	6	14
	漁場 1	5.1	1.03	0.25	0.78	20	5	16
	漁場 2	4.8	0.80	0.21	0.59	17	4	12
	漁場全体	4.9	0.91	0.24	0.67	19	5	14
スズキ	隅田川河口部	2.3	0.73	0.19	0.54	32	9	23
	漁場 1	2.7	0.91	0.21	0.70	36	8	27
	漁場 2	2.4	0.65	0.16	0.49	27	7	20
	漁場全体	2.5	0.77	0.19	0.58	31	8	24
マコガレイ	隅田川河口部	1.2	1.13	0.30	0.83	94	25	69
	漁場 1	0.9	1.50	0.27	1.23	177	32	144
	漁場 2	0.8	1.08	0.29	0.80	138	37	102
	漁場全体	0.9	1.25	0.29	0.97	141	32	109
魚類全体	隅田川河口部	2.7	0.92	0.25	0.66	48	13	35
	漁場 1	2.9	1.15	0.25	0.90	78	15	62
	漁場 2	2.6	0.84	0.22	0.62	61	16	45
	漁場全体	2.8	0.98	0.24	0.74	64	15	49
アサリ	三枚州	1.0	0.13	0.06	0.06	13	7	7
	羽田沖	0.9	0.13	0.08	0.06	14	8	6
	漁場全体	0.9	0.13	0.07	0.06	14	7	6

ND であった項目を LOD/2 として換算

表 2-8-13 平成 25 年度 検体別 内分泌かく乱作用が疑われる化学物質濃度

単位：µg/g(湿重量)

生物種	採取地点	検体番号	水分 %	脂肪分 %	PCB	DDT o,p'-DDT p,p'-DDT	o,p'-DDE DDE	o,p'-DDD DDD	o,p'-DDD DDD	TBT	TPT	4-tert-ブチルフェノール	4-tert-ペンチルフェノール	4-tert-ヘキシルフェノール	4-tert-オクチルフェノール	4-tert-ノニルフェノール	アルキルフェノール類	ベンゾフェノン	ベンゾクロロフェノール	2,4-ジクロロフェノール		
ボラ	隅田川河口部	1	73.6	5.3	0.04	ND	ND	0.003	ND	ND	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
		2	74.6	4.1	0.05	ND	ND	0.003	ND	0.001	0.002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	漁場 1	3	74.0	5.2	0.07	ND	ND	0.005	ND	0.001	0.002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		4	73.8	5.7	0.04	ND	ND	0.003	ND	ND	0.001	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		5	74.6	4.5	0.08	ND	ND	0.002	0.007	ND	0.002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
スズキ	漁場 2	6	74.9	4.1	0.03	ND	ND	0.002	0.001	ND	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		7	74.5	4.5	0.06	ND	ND	0.003	0.002	ND	0.001	0.002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	隅田川河口部	8	73.3	5.7	0.06	ND	ND	0.001	0.005	0.002	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		9	76.9	2.6	0.04	ND	ND	0.005	ND	0.001	0.008	0.002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		10	76.9	2.1	0.03	ND	ND	0.003	ND	ND	0.005	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
マコガレイ	漁場 1	11	76.6	2.5	0.06	ND	ND	0.005	ND	0.001	0.009	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
		12	76.5	2.2	0.06	ND	ND	0.002	0.007	ND	0.011	0.002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
	漁場 2	13	75.4	3.3	0.06	ND	ND	0.004	ND	ND	0.009	0.003	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
		14	76.5	2.4	0.04	ND	ND	0.003	ND	ND	0.009	0.003	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
		15	76.0	2.4	0.04	ND	ND	0.003	ND	ND	0.007	0.003	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
アサリ	隅田川河口部	16	76.5	2.3	0.03	ND	ND	0.002	ND	0.009	0.003	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
		25	78.8	1.0	0.04	ND	ND	0.003	ND	ND	0.003	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
	漁場 1	26	78.2	1.3	0.06	ND	ND	0.006	ND	ND	0.004	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
		27	79.2	0.8	0.05	ND	ND	0.003	ND	ND	0.003	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
		28	79.1	0.9	0.05	ND	ND	0.004	ND	ND	0.002	0.004	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
漁場 2	29	78.8	0.9	0.14	ND	ND	0.005	ND	ND	0.002	0.004	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND		
	30	79.2	0.7	0.04	ND	ND	0.003	ND	ND	0.002	0.005	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND		
アサリ	三枚州	31	79.5	0.9	0.05	ND	ND	0.005	ND	0.002	0.003	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
		32	79.5	0.8	0.04	ND	ND	0.004	ND	ND	0.001	0.002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
	羽田沖	33	84.8	0.9	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
		34	85.3	0.9	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
		35	84.7	1.0	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	

表 2-8-14 平成 25 年度 採取地点別平均 内分泌かく乱作用が疑われる化学物質濃度 (ND=0)

単位：µg/g (湿重量)

生物種	採取地点	水分 %	脂肪分 %	PCB	DDT o,p'-DDT p,p'-DDT	DDE, DDD o,p'-DDE p,p'-DDD	TBT	TPT	アルキルフェノール類 4-tert-ブチルフェノール 4-n-ブチルフェノール 4-n-ペンチルフェノール 4-n-ヘキシルフェノール 4-n-オクチルフェノール	ベンゾフェノン	ジフェニルエーテル -2-エチル ヘキシル	ハロゲン 化 フェノール	2,4-ジ クロ フェノール
ボラ	隅田川河口部	74.1	4.7	0.05	-	0.003	0.002	-	-	-	-	-	-
	漁場 1	74.1	5.1	0.06	-	0.001	0.001	0.000	-	-	-	-	-
	漁場 2	74.2	4.8	0.05	-	0.000	0.001	0.001	-	-	-	-	-
スズキ	隅田川河口部	76.9	2.3	0.04	-	0.004	0.007	0.002	-	-	-	-	-
	漁場 1	76.2	2.7	0.06	-	0.001	0.010	0.003	-	-	-	-	-
	漁場 2	76.3	2.4	0.04	-	0.003	0.008	0.003	-	-	-	-	-
マコ ガレイ	隅田川河口部	78.5	1.2	0.05	-	0.004	0.004	0.001	-	-	-	-	-
	漁場 1	79.0	0.9	0.08	-	0.004	0.002	0.003	-	-	-	-	-
	漁場 2	79.4	0.8	0.04	-	0.000	0.002	0.003	-	-	-	-	-
魚類全体	隅田川河口部	76.5	2.7	0.04	-	0.004	0.004	0.001	-	-	-	-	-
	漁場 1	76.4	2.9	0.07	-	0.001	0.004	0.002	-	-	-	-	-
	漁場 2	76.7	2.6	0.04	-	0.000	0.004	0.002	-	-	-	-	-
アサリ	漁場全体	76.5	2.8	0.05	-	0.000	0.004	0.002	-	-	-	-	-
	三枚洲	85.0	1.0	-	-	-	0.002	-	-	-	-	-	-
	羽田沖	85.2	0.9	-	-	-	0.002	-	-	-	-	-	-

ND であった項目を 0 として換算  
-: 全検体において ND



表 2-8-15 平成 25 年度 採取地点別平均 内分泌かく乱作用が疑われる化学物質濃度 (ND=L0D/2)

単位: µg/g(湿重量)

生物種	採取地点	水分 %	脂肪分 %	PCB	DDT o,p'-p,p'- DDT	DDE, DDD o,p'-p,p'- DDE	DDE, DDD o,p'-p,p'- DDD	TBT	TPT	アルキルフェノール類 4-tert-ブチルフェニル 4-n-ブチルフェニル 4-n-ペンチルフェニル 4-n-ヘキシルフェニル 4-n-ヘプタシルフェニル 4-n-オクタシルフェニル 4-n-ノナシルフェニル 4-n-デカシルフェニル 4-n-ウンデシルフェニル 4-n-ドデカシルフェニル	ベンゾフェニン	フジベン 酸 -2-エチル ヘキシル	ヘンタ クロ フェニル	2,4- ジクロ フェニル
ボラ	隅田川河口部	74.1	4.7	0.05	0.001	0.001	0.003	0.001	0.001	0.0008	0.0008	0.0008	0.001	0.001
	漁場1	74.1	5.1	0.06	0.001	0.001	0.005	0.001	0.001	0.0008	0.0008	0.0008	0.001	0.001
	漁場2	74.2	4.8	0.05	0.001	0.001	0.003	0.002	0.001	0.0008	0.0008	0.0008	0.001	0.001
スズキ	隅田川河口部	76.9	2.3	0.04	0.001	0.001	0.004	0.001	0.007	0.0008	0.0008	0.0008	0.001	0.001
	漁場1	76.2	2.7	0.06	0.001	0.001	0.005	0.001	0.010	0.0008	0.0008	0.0008	0.001	0.001
	漁場2	76.3	2.4	0.04	0.001	0.001	0.003	0.001	0.008	0.0008	0.0008	0.0008	0.001	0.001
マコ ガレイ	隅田川河口部	78.5	1.2	0.05	0.001	0.001	0.004	0.001	0.004	0.0008	0.0008	0.0008	0.001	0.001
	漁場1	79.0	0.9	0.08	0.001	0.001	0.004	0.001	0.002	0.0008	0.0008	0.0008	0.001	0.001
	漁場2	79.4	0.8	0.04	0.001	0.001	0.004	0.001	0.002	0.0008	0.0008	0.0008	0.001	0.001
魚類全体	隅田川河口部	76.5	2.7	0.04	0.001	0.001	0.004	0.001	0.004	0.0008	0.0008	0.0008	0.001	0.001
	漁場1	76.4	2.9	0.07	0.001	0.001	0.005	0.001	0.004	0.0008	0.0008	0.0008	0.001	0.001
	漁場2	76.7	2.6	0.05	0.001	0.001	0.004	0.001	0.004	0.0008	0.0008	0.0008	0.001	0.001
アサリ	漁場全体	76.5	2.8	0.05	0.001	0.001	0.004	0.001	0.004	0.0008	0.0008	0.0008	0.001	0.001
	三枝洲	85.0	1.0	0.01	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	0.0008	0.0008	0.0008	0.001	0.001
	羽田沖	85.2	0.9	0.01	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	0.0008	0.0008	0.0008	0.001	0.001

NDであった項目を LOD/2 として換算  
斜体: 全検体において ND

第5 流通魚介類のPCB、有機スズ等汚染実態調査

PCB、有機スズ等の化学物質による流通魚介類の汚染状況を把握するため、東京都では、従来より実態調査を実施しているところである。

平成25年度の結果は以下のとおりである。

1 調査期間

平成25年4月から平成26年3月まで

2 調査の概要

中央卸売市場に流通する魚介類（可食部）を検体とした。調査対象物質及び検体数は表2-8-16、分析方法及び検出下限は表2-8-17のとおりである。

表2-8-16 調査対象物質及び検体数

対象物質（略称）		魚種	検体数
ポリ塩化ビフェニール（PCB）		97	146
トリブチルスズ（TBT）		84	120
トリフェニルスズ（TPT）		84	120
ドリン類	アルドリン	31	40
	エンドリン	31	40
	ディルドリン	31	40
クロロデン類	t-クロロデン	31	40
	c-クロロデン	31	40
	オキシクロロデン	31	40
	t-ノナクロル	31	40
	c-ノナクロル	31	40

表2-8-17 分析方法及び検出下限

対象物質（略称）		分析方法	検出下限（ppm）
ポリ塩化ビフェニール（PCB）		溶媒抽出、GC/ECD法	0.01
トリブチルスズ（TBT）		溶媒抽出、GC/FPD法	0.001
トリフェニルスズ（TPT）		溶媒抽出、GC/FPD法	0.001
ドリン類	アルドリン	溶媒抽出、GC/MS法	0.001
	エンドリン	溶媒抽出、GC/MS法	0.001
	ディルドリン	溶媒抽出、GC/MS法	0.001
クロロデン類	t-クロロデン	溶媒抽出、GC/MS法	0.001
	c-クロロデン	溶媒抽出、GC/MS法	0.001
	オキシクロロデン	溶媒抽出、GC/MS法	0.001
	t-ノナクロル	溶媒抽出、GC/MS法	0.001
	c-ノナクロル	溶媒抽出、GC/MS法	0.001

3 検査機関

健康安全研究センター、一般財団法人日本食品分析センター

4 調査結果

結果は表2-8-18、表2-8-19のとおり。魚種毎の検

出結果は表2-8-20から2-8-24のとおり。

(1) ポリ塩化ビフェニール（PCB）

検査に供した146検体中29検体（19.9%）からPCBを検出した。最大値はスズキの0.13ppmであった。

近海性、及び遠海性魚介類に分類したところ、近海性魚介類は75魚種中16魚種（21.3%）からPCBが検出され、平均値は0.04ppmであった。遠海性魚介類は22魚種中6魚種（27.2%）からPCBが検出され、平均値は0.05ppmであった。

近海性魚介類と遠海性魚介類に有意差は見られなかった（ $P>0.05$ ）。

※ 近海性魚介類及び遠海性魚介類の分類は、昭和47年8月24日付環食第442号「食品中に残留するPCBの規制について」を参考にした。

(2) トリブチルスズ（TBT）

検査に供した120検体中52検体（43.3%）からTBTが検出された。最大値はスズキの0.025ppmであった。

近海性、及び遠海性魚介類に分類したところ、近海性魚介類は68魚種中31魚種（45.6%）からTBTが検出され、平均値は0.005ppmであった。遠海性魚介類は16魚種中6魚種（37.5%）からTBTが検出され、平均値は0.002ppmであった。

近海性魚介類と遠海性魚介類に有意差は見られなかった（ $P>0.05$ ）。

(3) トリフェニルスズ（TPT）

検査に供した120検体中79検体（65.8%）からTPTが検出された。最大値はクロムツの0.057ppmであった。

近海性、及び遠海性魚介類に分類したところ、近海性魚介類は68魚種中41魚種（60.3%）からTPTが検出され、平均値は0.010ppmであった。遠海性魚介類は16魚種中12魚種（75.0%）からTPTが検出され、平均値は0.006ppmであった。

近海性魚介類と遠海性魚介類に有意差は見られなかった（ $P>0.05$ ）。

(4) 農薬類（ドリン類及びクロロデン類）

40検体を検査に供した。

ドリン類のうち、ディルドリンがカラスガレイ 1

検体から 0.002 ppm、マサバ 1 検体から 0.001 ppm 検出された。アルドリノ及びエンドリンは検出されなかった。

クロルデン類のうち、trans-クロルデン、cis-クロルデン、オキシクロルデン及び cis-ノナクロルが、14 検体（のべ 23 検体）から、0.001 から 0.006 ppm の範囲で検出された。trans-ノナクロルは検出されなかった。

## 5 まとめ

- (1) PCB が 146 検体中 29 検体（19.9 %）から検出されたが、全て暫定的規制値（遠洋沖合魚介類 0.5 ppm、

内海内湾魚介類 3 ppm）以下であった。TBT が 120 検体中 52 検体（43.3 %）、TPT が 120 検体中 79 検体（65.8 %）から検出された。

- (2) 近海性魚介類及び遠海性魚介類における PCB、TBT、TPT の検出状況に有意差は見られなかった。
- (3) ディルドリンが 40 検体中 2 検体（5.0 %）、trans-クロルデンが 40 検体中 1 検体（2.5 %）、cis-クロルデンが 40 検体中 4 検体（10.0 %）、オキシクロルデンが 40 検体中 3 検体（7.5 %）、cis-ノナクロルが 40 検体中 15 検体（37.5 %）から検出された。

表 2-8-18 平成 25 年度 流通魚介類の PCB、有機スズ等汚染実態調査結果

(ND=0)

物質名	検体数 (魚種数)	検出数	検出率 (%)	検出値 (ppm)		
				最大	最小	平均値
PCB	146 (97)	29	19.9	0.13	ND	0.01
TBT	120 (84)	52	43.3	0.025	ND	0.002
TPT	120 (84)	79	65.8	0.057	ND	0.005
ドリノ類	アルドリノ	40	0	0.0	ND	—
	エンドリン	40	0	0.0	ND	—
	ディルドリン	40	2	5.0	0.002	ND
クロルデン類	trans-クロルデン	40	1	2.5	0.001	ND
	cis-クロルデン	40	4	10.0	0.002	ND
	オキシクロルデン	40	3	7.5	0.002	ND
	trans-ノナクロル	40	0	0.0	ND	—
	cis-ノナクロル	40	15	37.5	0.006	ND

表 2-8-19 平成 25 年度 近海性魚介類及び遠海性魚貝類の比較

(ND=0)

物質名	分類	検査魚種数	検出魚種数	検出率 (%)	検出値 (ppm)	
					平均	中央値
PCB	全体	97	22	22.7	0.04	0.03
	近海性魚介類	75	16	21.3	0.04	0.03
	遠海性魚介類	22	6	27.2	0.05	0.06
TBT	全体	84	37	44.0	0.005	0.003
	近海性魚介類	68	31	45.6	0.005	0.003
	遠海性魚介類	16	6	37.5	0.002	0.002
TPT	全体	84	53	63.1	0.009	0.005
	近海性魚介類	68	41	60.3	0.010	0.005
	遠海性魚介類	16	12	75.0	0.006	0.007

表 2-8-20 平成 25 年度 流通魚介類の PCB 検出結果

(ND=0、単位：ppm)

魚種	検体数	検出数	最大値	最小値	平均	分類	魚種	検体数	検出数	最大値	最小値	平均	分類
アイナメ	2	0	ND	-	-	近	タチウオ	2	2	0.06	0.01	0.04	近
アオハタ	1	0	ND	-	-	近	タラバガニ	1	0	ND	-	-	遠
アオリイカ	1	0	ND	-	-	近	チダイ	1	0	ND	-	-	近
アカアマダイ	1	0	ND	-	-	近	トビウオ	1	0	ND	-	-	遠
アカウオ	1	1	0.02	-	0.02	近	トラフグ	1	0	ND	-	-	近
アカガイ	1	0	ND	-	-	近	ナミガイ	1	0	ND	-	-	近
アカカマス	1	1	0.12	-	0.12	近	ニベ	1	1	0.04	-	0.04	遠
アカハタ	1	0	ND	-	-	近	ハチジョウアカムツ	1	0	ND	-	-	近
アサリ	2	0	ND	-	-	近	バナメイエビ	1	0	ND	-	-	近
アマエビ	1	0	ND	-	-	近	ハマグリ	4	0	ND	-	-	近
イサキ	2	0	ND	-	-	近	ハマダイ	1	0	ND	-	-	近
イシガキダイ	2	0	ND	-	-	近	ハマチ	1	1	0.04	-	0.04	近
イシモチ	1	0	ND	-	-	近	ヒラスズキ	1	1	0.04	-	0.04	近
イトヨリダイ	2	0	ND	-	-	近	ヒラマサ	1	0	ND	-	-	近
イボダイ	1	0	ND	-	-	近	ヒラメ	3	1	0.04	ND	0.01	遠
インドマグロ	1	0	ND	-	-	遠	ブリ	2	1	0.02	ND	0.01	近
ウスメバル	1	0	ND	-	-	近	ホウボウ	2	0	ND	-	-	近
エッチュウバイ	1	1	0.02	-	0.02	近	ホタテ	1	0	ND	-	-	近
オキメダイ	1	0	ND	-	-	近	ホッキガイ	1	0	ND	-	-	近
カツオ	2	0	ND	-	-	遠	ホッケ	2	0	ND	-	-	遠
カマス	1	1	0.01	-	0.01	近	ホンビノスガイ	1	0	ND	-	-	近
カラスガレイ	1	1	0.04	-	0.04	近	マアジ	4	0	ND	-	-	近
カワハギ	2	0	ND	-	-	近	マイワシ	4	0	ND	-	-	遠
キチジ	1	0	ND	-	-	遠	マガキ	3	0	ND	-	-	近
キピナゴ	1	0	ND	-	-	近	マカジキ	1	1	0.07	-	0.07	遠
ギンザケ	1	0	ND	-	-	遠	マガレイ	2	0	ND	-	-	近
ギンダラ	1	1	0.08	-	0.08	遠	マコガレイ	1	0	ND	-	-	近
キンメダイ	3	1	0.02	ND	0.01	近	マサバ	3	0	ND	-	-	遠
クロソイ	3	0	ND	-	-	近	マダイ	2	0	ND	-	-	近
クロダイ	1	0	ND	-	-	近	マダラ	2	0	ND	-	-	遠
クロマグロ	3	1	0.04	ND	0.01	遠	マテガイ	1	0	ND	-	-	近
クロムツ	1	0	ND	-	-	近	マトウダイ	1	0	ND	-	-	近
ケンサキイカ	1	0	ND	-	-	近	マナガツオ	3	3	0.03	0.01	0.02	近
コウイカ	2	0	ND	-	-	近	ミズダコ	1	0	ND	-	-	近
コショウダイ	1	0	ND	-	-	近	ミンククジラ	1	0	ND	-	-	近
コハダ	1	0	ND	-	-	近	ムツ	6	2	0.01	ND	0.00	近
サザエ	1	0	ND	-	-	近	メカジキ	1	1	0.02	-	0.02	遠
サワラ	3	2	0.06	ND	0.02	近	メジナ	1	1	0.03	-	0.03	近
サンマ	2	0	ND	-	-	遠	メダイ	1	0	ND	-	-	近
シシャモ	1	0	ND	-	-	近	メバチマグロ	1	0	ND	-	-	遠
シバエビ	1	0	ND	-	-	近	メバル	1	0	ND	-	-	近
シマアジ	1	0	ND	-	-	近	メルルーサ	1	0	ND	-	-	遠
ショウサイフグ	1	0	ND	-	-	近	メロ	1	0	ND	-	-	近
シロギス	1	0	ND	-	-	近	モエギイガイ	1	0	ND	-	-	近
シロサケ	1	0	ND	-	-	遠	ユメカサゴ	1	0	ND	-	-	近
スケトウダラ	1	0	ND	-	-	遠	ワカサギ	2	0	ND	-	-	近
スズキ	3	3	0.13	0.02	0.08	近	ワラサ	1	1	0.09	-	0.09	近
スルメイカ	1	0	ND	-	-	遠							
タイラギ	1	0	ND	-	-	近	総計	146	29	0.13	ND	0.01	
タカベ	1	0	ND	-	-	近							

ND：検出せず

表2-8-21 平成25年度 流通魚介類のTBT検出結果

(ND=0、単位：ppm)

魚種	検体数	検出数	最大値	最小値	平均	分類	魚種	検体数	検出数	最大値	最小値	平均	分類
アイナメ	2	0	ND	-	-	近	トビウオ	1	0	ND	-	-	遠
アカガイ	2	2	0.010	0.002	0.006	近	ナミガイ	1	0	ND	-	-	近
アカカマス	2	2	0.003	0.002	0.003	近	バナナエビ	1	0	ND	-	-	近
アカガレイ	1	0	ND	-	-	近	バナメイ	2	0	ND	-	-	近
アサリ	2	2	0.003	0.001	0.002	近	ハマグリ	1	0	ND	-	-	近
アユ	1	0	ND	-	-	近	ハマダイ	1	0	ND	-	-	近
イイダコ	1	1	0.004	-	0.004	近	ハモ	1	0	ND	-	-	近
イサキ	1	0	ND	-	-	近	ビクトリアアワビ	1	0	ND	-	-	近
イトヨリダイ	1	0	ND	-	-	近	ヒラスズキ	1	1	0.003	-	0.003	近
イボダイ	1	1	0.002	-	0.002	近	ヒラマサ	1	0	ND	-	-	近
イワガキ	2	1	0.002	ND	0.001	近	ヒラメ	3	0	ND	-	-	遠
ウシエビ	2	0	ND	-	-	近	ブリ	3	1	0.003	ND	0.001	近
ウチムラサキ	1	1	0.002	-	0.002	近	ホウボウ	1	0	ND	-	-	近
ウマヅラハギ	1	0	ND	-	-	近	ホタテ	3	3	0.005	0.001	0.004	近
エゾアワビ	1	0	ND	-	-	近	ホタルイカ	1	1	0.001	-	0.001	近
エッチュウバイ	1	1	0.001	-	0.001	近	ホッキガイ	1	1	0.002	-	0.002	近
カツオ	3	1	0.002	ND	0.001	遠	ホッコクアカエビ	1	1	0.002	-	0.002	近
カワハギ	1	1	0.007	-	0.007	近	ホンビノスガイ	1	1	0.021	-	0.021	近
カンパチ	2	1	0.002	ND	0.001	近	マアジ	2	0	ND	-	-	近
キチジ	1	0	ND	-	-	遠	マアナゴ	2	1	0.009	ND	0.005	近
キンメダイ	1	0	ND	-	-	近	マイワシ	2	2	0.003	0.002	0.003	遠
クルマエビ	2	0	ND	-	-	近	マガキ	3	3	0.023	0.003	0.011	近
クロアワビ	1	0	ND	-	-	近	マコガレイ	1	0	ND	-	-	近
クロマグロ	4	3	0.005	ND	0.002	遠	マゴチ	1	1	0.003	-	0.003	近
クロムツ	1	0	ND	-	-	近	マサバ	2	1	0.007	ND	0.004	遠
ケンサキイカ	1	0	ND	-	-	近	マスノスケ	1	0	ND	-	-	遠
コウイカ	1	0	ND	-	-	近	マダイ	3	3	0.002	-	0.002	近
ゴマサバ	1	1	0.001	-	0.001	遠	マダコ	1	1	0.004	-	0.004	近
サクラマス	1	1	0.001	-	0.001	近	マダラ	1	0	ND	-	-	遠
サザエ	1	0	ND	-	-	近	マハタ	2	2	0.011	0.009	0.010	近
サワラ	1	1	0.006	-	0.006	近	ミナミマグロ	2	0	ND	-	-	遠
サンマ	1	0	ND	-	-	遠	ムラサキイガイ	1	1	0.002	-	0.002	近
シバエビ	1	1	0.001	-	0.001	近	メカジキ	1	0	ND	-	-	遠
シマアジ	2	2	0.001	-	0.001	近	メダイ	2	0	ND	-	-	近
シロギス	1	0	ND	-	-	近	メバチマグロ	1	0	ND	-	-	遠
シロサケ	2	0	ND	-	-	遠	メバル	1	0	ND	-	-	近
スズキ	2	2	0.025	0.007	0.016	近	モロトゲアカエビ	1	0	ND	-	-	近
スルメイカ	1	1	0.001	-	0.001	遠	ヤリイカ	1	0	ND	-	-	近
タイセイヨウサケ	2	0	ND	-	-	近	ユメカサゴ	1	0	ND	-	-	近
タイラギ	1	1	0.004	-	0.004	近	ワカサギ	1	0	ND	-	-	近
タチウオ	1	1	0.004	-	0.004	近	天使のエビ	2	0	ND	-	-	近
チダイ	1	0	ND	-	-	近	総計	120	52	0.025	ND	0.002	
トコブシ	1	0	ND	-	-	近							

ND：検出せず

表 2-8-22 平成 25 年度 流通魚介類の TPT 検出結果

(ND=0、単位：ppm)

魚種	検体数	検出数	最大値	最小値	平均	分類	魚種	検体数	検出数	最大値	最小値	平均	分類
アイナメ	2	2	0.010	0.006	0.008	近	トビウオ	1	1	0.004	-	0.004	遠
アカガイ	2	2	0.052	0.003	0.028	近	ナミガイ	1	0	ND	-	-	近
アカカマス	2	2	0.007	0.007	0.004	近	バナナエビ	1	0	ND	-	-	近
アカガレイ	1	1	0.002	-	0.002	近	バナメイ	2	0	ND	-	-	近
アサリ	2	0	ND	-	-	近	ハマグリ	1	0	ND	-	-	近
アユ	1	0	ND	-	-	近	ハマダイ	1	1	0.004	-	0.004	近
イイダコ	1	1	0.002	-	0.002	近	ハモ	1	1	0.005	-	0.005	近
イサキ	1	1	ND	-	-	近	ビクトリアアワビ	1	0	ND	-	-	近
イトヨリダイ	1	1	0.012	-	0.012	近	ヒラスズキ	1	1	0.011	-	0.011	近
イボダイ	1	1	ND	-	-	近	ヒラマサ	1	1	0.012	-	0.012	近
イワガキ	2	0	ND	-	-	近	ヒラメ	3	3	0.010	0.006	0.008	遠
ウシエビ	2	1	0.009	ND	0.005	近	ブリ	3	2	0.015	ND	0.008	近
ウチムラサキ	1	0	ND	-	-	近	ホウボウ	1	0	ND	-	-	近
ウマヅラハギ	1	1	0.003	-	0.003	近	ホタテ	3	1	0.002	ND	0.001	近
エゾアワビ	1	1	ND	-	-	近	ホタルイカ	1	1	0.008	-	0.008	近
エッチュウバイ	1	1	0.033	-	0.033	近	ホッキガイ	1	0	ND	-	-	近
カツオ	3	3	0.045	0.005	0.017	遠	ホッコクアカエビ	1	1	ND	-	-	近
カワハギ	1	1	ND	-	-	近	ホンビノスガイ	1	1	0.001	-	0.001	近
カンパチ	2	2	0.008	-	0.008	近	マアジ	2	2	0.016	0.016	0.008	近
キチジ	1	1	0.002	-	0.002	遠	マアナゴ	2	2	0.005	0.004	0.005	近
キンメダイ	1	1	0.015	-	0.015	近	マイワシ	2	2	0.007	0.004	0.006	遠
クルマエビ	2	0	ND	-	-	近	マガキ	3	1	ND	ND	-	近
クロアワビ	1	1	0.002	-	0.002	近	マコガレイ	1	1	0.002	-	0.002	近
クロマグロ	4	4	0.033	0.002	0.017	遠	マゴチ	1	1	0.008	-	0.008	近
クロムツ	1	1	0.057	-	0.057	近	マサバ	2	2	0.002	-	0.001	遠
ケンサキイカ	1	1	0.005	-	0.005	近	マスノスケ	1	0	ND	-	-	遠
コウイカ	1	1	0.004	-	0.004	近	マダイ	3	1	0.001	ND	0.000	近
ゴマサバ	1	1	0.010	-	0.010	遠	マダコ	1	1	0.001	-	0.001	近
サクラマス	1	1	0.008	-	0.008	近	マダラ	1	1	0.001	-	0.001	遠
サザエ	1	0	ND	-	-	近	マハタ	2	1	0.001	ND	0.001	近
サワラ	1	1	0.015	-	0.015	近	ミナミマグロ	2	1	0.005	ND	0.003	遠
サンマ	1	0	ND	-	-	遠	ムラサキイガイ	1	0	ND	-	-	近
シバエビ	1	1	0.002	-	0.002	近	メカジキ	1	1	0.001	-	0.001	遠
シマアジ	2	1	0.005	ND	0.003	近	メダイ	2	2	0.003	0.002	0.003	近
シロギス	1	1	0.004	-	0.004	近	メバチマグロ	1	1	0.008	-	0.008	遠
シロサケ	2	0	ND	-	-	遠	メバル	1	1	0.003	-	0.003	近
スズキ	2	2	0.009	0.001	0.005	近	モロトゲアカエビ	1	1	0.008	-	0.008	近
スルメイカ	1	1	ND	-	-	遠	ヤリイカ	1	0	ND	-	-	近
タイセイヨウサケ	2	0	ND	-	-	近	ユメカサゴ	1	1	0.017	-	0.017	近
タイラギ	1	0	ND	-	-	近	ワカサギ	1	0	ND	-	-	近
タチウオ	1	1	ND	-	-	近	天使のエビ	2	0	ND	-	-	近
チダイ	1	1	0.002	-	0.002	近							
トコブシ	1	0	ND	-	-	近	総計	120	79	0.057	ND	0.005	

ND：検出せず

表 2-8-23 平成 25 年度 流通魚介類のドリソ類検出結果 (ND=0、単位：ppm)

魚名	検体数	アルドリソ		エンドリン		ディルドリン		分類
		検出数	検出値	検出数	検出値	検出数	検出値	
アカウオ	1	0	ND	0	ND	0	ND	近
アカカマス	1	0	ND	0	ND	0	ND	近
イシガキダイ	1	0	ND	0	ND	0	ND	近
イボダイ	1	0	ND	0	ND	0	ND	近
エツチュウバイ	1	0	ND	0	ND	0	ND	近
カマス	1	0	ND	0	ND	0	ND	近
カラスガレイ	1	0	ND	0	ND	1	0.002	近
ギンダラ	1	0	ND	0	ND	0	ND	遠
キンメダイ	1	0	ND	0	ND	0	ND	近
クロソイ	1	0	ND	0	ND	0	ND	近
クロマグロ	2	0	ND	0	ND	0	ND	遠
クロムツ	1	0	ND	0	ND	0	ND	近
サワラ	3	0	ND	0	ND	0	ND	近
スズキ	3	0	ND	0	ND	0	ND	近
タチウオ	1	0	ND	0	ND	0	ND	近
ニベ	1	0	ND	0	ND	0	ND	遠
ハマチ	1	0	ND	0	ND	0	ND	近
ヒラメ	1	0	ND	0	ND	0	ND	遠
ブリ	1	0	ND	0	ND	0	ND	近
ホウボウ	1	0	ND	0	ND	0	ND	近
ホッケ	1	0	ND	0	ND	0	ND	遠
ホンビノスガイ	1	0	ND	0	ND	0	ND	近
マアジ	1	0	ND	0	ND	0	ND	近
マカジキ	1	0	ND	0	ND	0	ND	遠
マサバ	2	0	ND	0	ND	1	0.001	遠
マナガツオ	3	0	ND	0	ND	0	ND	近
ムツ	2	0	ND	0	ND	0	ND	近
メジナ	1	0	ND	0	ND	0	ND	近
メルルーサ	1	0	ND	0	ND	0	ND	遠
メロ	1	0	ND	0	ND	0	ND	近
ワラサ	1	0	ND	0	ND	0	ND	近
総計	40	0		0		2		

ND：検出せず

表2-8-24 平成25年度 流通魚介類のクロルデン類検出結果

(ND=0、単位：ppm)

魚名	検体数	t-クロルデン			c-クロルデン			オキシクロルデン			t-ノナクロル			c-ノナクロル			分類
		検出数	最大値	最小値	検出数	最大値	最小値	検出数	最大値	最小値	検出数	最大値	最小値	検出数	最大値	最小値	
アカウオ	1	0	ND	-	0	ND	-	0	ND	-	0	ND	-	0	ND	-	近
アカカマス	1	0	ND	-	1	0.001	-	1	0.001	-	0	ND	-	1	0.002	-	近
イシガキダイ	1	0	ND	-	0	ND	-	0	ND	-	0	ND	-	0	ND	-	近
イボダイ	1	0	ND	-	0	ND	-	0	ND	-	0	ND	-	0	ND	-	近
エッチュウバイ	1	0	ND	-	0	ND	-	0	ND	-	0	ND	-	1	0.001	-	近
カマス	1	0	ND	-	0	ND	-	0	ND	-	0	ND	-	0	ND	-	近
カラスガレイ	1	1	0.001	-	1	0.002	-	1	0.002	-	0	ND	-	1	0.003	-	近
ギンダラ	1	0	ND	-	1	0.002	-	1	0.002	-	0	ND	-	1	0.006	-	遠
キンメダイ	1	0	ND	-	0	ND	-	0	ND	-	0	ND	-	1	0.002	-	近
クロソイ	1	0	ND	-	0	ND	-	0	ND	-	0	ND	-	0	ND	-	近
クロマグロ	2	0	ND	-	0	ND	-	0	ND	-	0	ND	-	1	0.002	ND	遠
クロムツ	1	0	ND	-	0	ND	-	0	ND	-	0	ND	-	0	ND	-	近
サワラ	3	0	ND	-	0	ND	-	0	ND	-	0	ND	-	1	0.001	ND	近
スズキ	3	0	ND	-	0	ND	-	0	ND	-	0	ND	-	2	0.002	ND	近
タチウオ	1	0	ND	-	0	ND	-	0	ND	-	0	ND	-	0	ND	-	近
ニベ	1	0	ND	-	0	ND	-	0	ND	-	0	ND	-	0	ND	-	遠
ハマチ	1	0	ND	-	0	ND	-	0	ND	-	0	ND	-	0	ND	-	近
ヒラメ	1	0	ND	-	0	ND	-	0	ND	-	0	ND	-	0	ND	-	遠
ブリ	1	0	ND	-	0	ND	-	0	ND	-	0	ND	-	0	ND	-	近
ホウボウ	1	0	ND	-	0	ND	-	0	ND	-	0	ND	-	0	ND	-	近
ホッケ	1	0	ND	-	0	ND	-	0	ND	-	0	ND	-	0	ND	-	遠
ホンビノスガイ	1	0	ND	-	0	ND	-	0	ND	-	0	ND	-	0	ND	-	近
マアジ	1	0	ND	-	0	ND	-	0	ND	-	0	ND	-	0	ND	-	近
マカジキ	1	0	ND	-	0	ND	-	0	ND	-	0	ND	-	1	0.001	-	遠
マサバ	2	0	ND	-	0	ND	-	0	ND	-	0	ND	-	2	0.001	-	遠
マナガツオ	3	0	ND	-	0	ND	-	0	ND	-	0	ND	-	0	ND	-	近
ムツ	2	0	ND	-	0	ND	-	0	ND	-	0	ND	-	0	ND	-	近
メジナ	1	0	ND	-	0	ND	-	0	ND	-	0	ND	-	1	0.002	-	近
メルルーサ	1	0	ND	-	0	ND	-	0	ND	-	0	ND	-	0	ND	-	遠
メロ	1	0	ND	-	1	0.001	-	0	ND	-	0	ND	-	1	0.001	-	近
ワラサ	1	0	ND	-	0	ND	-	0	ND	-	0	ND	-	1	0.001	-	近
総計	40	1			4			3			0			15			

ND：検出せず



## 第6 汚染米調査

カドミウム及び残留農薬等に汚染された米穀の都内流通を防止するため、都内搬入時点（倉庫・精米工場）で米穀を採取し、カドミウム及び残留農薬等の含有量調査を実施している。

食品衛生法により、米に含有されるカドミウム及びその化合物は、玄米及び精米中にカドミウムとして0.4 ppmを超えて含有するものであってはならないと定められている。0.4 ppmを超えてカドミウムを検出した場合、都内の当該在庫米の流通停止、及び市場からの排除を行うとともに、農林水産省関東農政局東京地域センターを通じ、生産道府県に対して出荷停止、在庫米の調査、原因の究明等を要請する。

### 1 検査対象品目

都内に搬入される米穀

### 2 実施対象施設

都内に米穀倉庫を有する事業者

### 3 実施機関及び検査機関

健康安全研究センター

### 4 検査結果（表2-8-25）

183品目をカドミウム検査に供したところ、基準を超えて検出するものはなかった。

また、そのうち20品目を残留農薬検査に供したところ、1品目から残留農薬を検出したが、基準は越えなかった。検査対象農薬は表2-8-26のとおり。

表2-8-25 検査結果

	カドミウム	残留農薬
検査品目数	183	20
検出品目数	147	1
基準超過品目数	0	0
最小値 - 最大値 (ppm)	ND - 0.19	ND - 1

ND:検出下限 (0.01 ppm) 未満

表2-8-26 検査対象農薬

分類	用途	農薬
有機リン系農薬 (13種類)	殺虫剤 (11種類)	EPN、エチオン、キナルホス、クロルピリホス、総クロルフェンビンホス、ジメトエート、ダイアジノン、ピリミホスメチル、プロフェノホス、マラチオン、メチダチオン
	殺菌剤 (1種類)	エディフェンホス
	除草剤 (1種類)	ピペロホス
カーバメート系農薬 (9種類)	殺虫剤 (8種類)	イソプロカルブ、カルバリル、ピリミカーブ、フェノキシカルブ、フェノブカルブ、プロボキスル、ベンダイオカルブ、メチオカルブ
	殺菌剤 (1種類)	ジエトフェンカルブ
含窒素系農薬 (25種類)	殺虫剤 (8種類)	アセタミプリド、イミダクロプリド、クロチアニジン、チアクロプリド、チアメトキサム、テブフェンピラド、ピリダベン、ブプロフェジン
	殺菌剤 (16種類)	アゾキシストロビン、イソプロチオラン、オキサジキシル、クレソキシムメチル、ジフェノコナゾール、テトラコナゾール、テブコナゾール、トリアジメノール、トリアジメホン、ピラクロストロビン、フェンブコナゾール、フルシラゾール、フルトラニル、プロピコナゾール、ミクロブタニル、メタラキシル
	除草剤 (1種類)	シマジン
その他の農薬 (2種類)	殺菌剤 (1種類)	メプロニル
	除草剤 (1種類)	プロメトリン
その他 (1種)		臭素

## 第9節 JAS法及び健康増進法に基づく食品表示対策

食肉の偽装表示事件等を契機として、消費者の食品表示に対する関心は著しい高まりを見せている。東京都ではこのような状況においてより効果的に業務を推進するため、平成15年4月に、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「JAS法」という。）の食品表示に係る業務を生活文化局から健康局に移管し、食品表示について一元的に対応できる体制を整えた。さらに、平成17年3月に策定した「東京都食品安全推進計画」の中で、「食品表示を通じて正確な情報を都民へ提供する」ことを目的としたプランを掲げ、この一環として「食品の適正表示推進者等育成事業」を開始した。以後、食品衛生法関係各部署との連携の下、事業者に対するJAS法に基づく表示の調査、指導等を行うとともに、普及啓発に努めている。

また、現在の消費者の健康志向を反映し、栄養成分等の表示に対する関心も高まっている。従来、栄養改善法に規定されていた栄養成分等に関する表示については、平成15年5月1日から施行された健康増進法に引き継がれている。健康増進法に基づく食品の表示についても、制度の普及啓発とともに、食品衛生法関係各部署等と連携を図りながら相談指導等を実施している。

平成20年1月に輸入冷凍餃子を原因とする健康被害が発生し、調理冷凍食品の原産地を知りたいとの声が大きくなったことから、平成20年8月25日に東京都では調理冷凍食品の表示に原料原産地表示を義務付けることを告示した。

### 第1 JAS法等に基づく表示の適正化

消費者の商品選択に資するため、JAS法に基づく品質表示基準が定められており、生鮮食品については名称及び原産地を、加工食品においては名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法、製造者等の表示が義務付けられている。

さらに、調理冷凍食品、かまぼこ類、はちみつ類、カット野菜及びカットフルーツの4品目については、JAS法に基づく品質基準等に定めがない事項を食品ごとに制定し、事業者の表示を義務付けている。

これらの表示が適正に行われるよう、普及啓発や調査を行っている。

#### 1 指導・相談（表2-9-1）

事業者からの表示方法に関する相談を電話等により受け付けている。また、不適正な表示を行っている事業者に対して、適正な表示を行うよう指導を行っている。

平成15年度からは監視指導体制を強化し、食品監視課職員及び健康安全研究センターの食品衛生監視員による立入調査を実施している。また、平成16年度からは保健所等においても表示指導業務を実施している。

更に平成24年度から、健康安全研究センターに食品表示監視班を2班設置し、専門性の高い調査を実施している。

表2-9-1

項目	年間件数
口頭指導・相談	3,518件
指示・文書指導	8件

## 2 消費生活調査員による表示調査

食品の表示状況を消費者が監視することにより、表示の適正化を図るための調査として、消費生活調査員制度（生活文化局所管）に基づき委嘱された都民200人からなる消費生活調査員による店頭調査を実施している。表示すべき事項が適正に表示されているか否かについて、消費者の視点から調査し、疑義のある事例については食品監視課が個別に指導を行っている。

なお、平成25年度は1,762店舗を調査し、12件の指導を行った。

## 3 普及啓発

消費者に正確な情報が伝えられるよう、事業者等に対して表示に関する説明会等を随時開催し、表示制度の普及啓発を行っている（表2-9-2）。また、都民からの表示に関する苦情及び問合せについても対応している。

表 2-9-2

説明会	回数
事業者・消費者を対象とした表示説明会	2回
消費生活調査員研修会	3回

## 4 食品の適正表示推進者の育成

平成17年度より、「食品の適正表示推進者等育成事業」を開始し、「食品の適正表示推進者育成講習会」を通じて、各事業施設において適正表示を推進する核となる人材を育成することとした。（表2-9-3）

また、平成19年度より、講習会受講者に対して受講後のフォローアップを行う講習会を実施している。（表2-9-4）

### (1) 食品の適正表示推進者育成講習会

#### ア 講習会対象者

都内の食品製造業、輸入業、問屋業、スーパー、デパート等の食品関係従事者

#### イ 講習会の内容

(ア) 食品表示に関する主な法令（食品衛生法、JAS法、健康増進法、景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）、計量法）の解説

(イ) 表示作成に関する事例検討

(ウ) その他（質疑応答等）

表 2-9-3

回数(年月日)	会場	登録者数*
第1回(25年7月30日)	都庁大会議場	389人
第2回(26年2月4日)	都庁大会議場	274人
計		663人

※ 登録者 講習会を受講し、「食品の適正表示推進者」として登録された者

### (2) 食品の適正表示推進者フォローアップ講習会

#### ア 講習会対象者

食品の適正表示推進者育成講習会の受講者

#### イ 講習会の内容

(ア) 近年寄せられる食品表示に係る相談事例の傾向について／独立行政法人農林水産省消費安全技術センター

(イ) 表示作成に関する事例検討

(ウ) その他（質疑応答等）

表 2-9-4

実施年月日	会場	受講者数
25年11月5日	練馬文化センター	334人

## 第2 DNA鑑定等による食品の科学的検証

### 1 米穀における品質表示の検証

袋詰米穀の表示はJAS法に基づき販売者が責任を持って行うこととなっている。米は外見からだけでは品種、産地、産年等を見分ける事が困難であることから、DNA鑑定等科学的検証に基づく調査を行い、JAS法に基づいた表示の適正化を図っている。

#### (1) 分析対象品目

産地、品種、産年が単一の袋詰玄米及び精米

#### (2) 商品の購入先

都内小売店（スーパーマーケット、デパート、米穀）

#### (3) 実施及び分析機関

民間検査機関

#### (4) 分析方法

袋詰米穀のDNA鑑定による品種判定を行った。一次鑑定として表示の品種と100%一致しているかを確認し、表示と異なる品種が入っていた場合に、二次鑑定として品種を判定した。

(5) 判定結果に基づいた事業者指導（表 2-9-5）

表示されていた品種と中身が不一致であった7件の袋詰精米のうち、都域業者については、立入調査等を実施し、文書指導及び口頭指導を行った。

また、他県業者及び広域業者については、関係部署に対して情報提供を行った。

表 2-9-5

名称	品種	検体数	適正数	不適正数
精米	単一品種 100%	200 件	188 件	12 件

注 不適正数にはロットの異なる同一アイテムを含む。

2 生鮮牛肉に係る表示検証

畜産物（生鮮食品）については、JAS法に基づき名称、原産地の表示及び表示禁止事項が定められている。これにより、適正な表示を確保するため、都内に流通する対象商品を試買し、DNA鑑定を行う。

(1) 分析対象品目

黒毛和牛又は黒毛和種と表示され販売されている生鮮牛肉で、1枚肉又はブロック肉のもの

(2) 商品の購入先

都内小売店（スーパーマーケット、デパート等）及びインターネット販売からの購入

(3) 分析機関

民間検査機関

(4) 分析方法

検体の遺伝子検査により、黒毛和種かどうかの判別を行った。

(5) 判定結果（表 2-9-6）

50件中2件は「黒毛和種である確率は低い」という判定結果であった。この2件は、健康安全研究センター食品監視第一課で調査を実施し、口頭指導を行った。

また、その他48件は「黒毛和種である確率が高い」という判定結果であった。

表 2-9-6

名称	品種	検体数	適正数	不適正数
生鮮牛肉	黒毛和種	50 件	48 件	2 件

第3 遺伝子組換え食品の表示検証

JAS法に基づく遺伝子組換え食品に係る表示内容を確認するための科学的検証を行う。

1 分析対象品目

大豆、とうもろこしの加工品 40 検体

2 商品の購入先

都内のスーパーマーケット、デパート、小売店等

3 分析機関

健康安全研究センター

4 分析方法

JAS分析試験ハンドブック遺伝子組換え食品検査・分析マニュアル※<sub>1</sub>に準拠し、定性分析を行った後、検出された検体について定量分析を行った。

※<sub>1</sub> 独立行政法人農林水産消費安全技術センターにおいて、遺伝子組換え食品の検査分析方法の標準化のために作成した分析マニュアルである。  
定性分析とは遺伝子組換え原料由来のDNAの有無を判定するものであり、定量分析とは、検体原料中に含まれる遺伝子組換え原料の割合を判定するものである。

5 検査結果（表 2-9-7）

(1) 分析対象の80検体のうち、15検体から安全性審査済み遺伝子組換え食品に含まれる遺伝子を検出したが、いずれも5%以下の含有量であり、5%を超える検体はなかった。

(2) 安全性審査済み遺伝子組換え食品に含まれる遺伝子を検出した15検体中5検体の都域業者については、分別流通生産管理（IPハンドリング）※<sub>2</sub>の実施状況を確認したところ、適正に行われていた。

また、広域業者については、農林水産省に対して情報提供を行った。

※<sub>2</sub> 分別流通生産管理とは、遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物を生産及び加工の各段階で善良なる管理者の注意をもって分別管理し、その旨を証明する書類により明確にした管理の方法をいう。

\* 遺伝子組換え原料の混入率が5%以下の場合、IP  
ハンドリングが適正に行われ、遺伝子組換え原料の混  
入が意図的に行われていないときは、意図せざる混入

として、JAS法上は「遺伝子組換え」に関する表示  
をしなくてもよいとされている。

表2-9-7

(平成25年度)

対象品目		検体数	検査結果				
			検出 せず	5%以下の 検出	5%を 超える検出	検査不能*	
加工品	大豆 加工品	きな粉	10	10			
		大豆水煮	2	2			
		豆腐	9	6	3		
		凍り豆腐	2		2		
		豆乳類	6	6			
		その他の大豆加工品	11	9	2		
		小計	40	33	7		
	とうも ろこし 加工品	コーンフラワー	2	1	1		
		コーンスターチ	1	1			
		スイートコーン	13	13			
		コーンスープ	8	6	2		
		スナック菓子	12	9	2		1
		コーングリッツ	1		1		
		その他とうもろこし加工品	3	1	2		
		小計	40	31	8		1
加工品合計		80	64	15		1	

※ 加工度合いが高い、あるいは残存遺伝子の割合が低い等の理由により検査不能なもの

(JAS法においては、加工品のみを対象とし、農作物は対象外である。)

#### 第4 健康増進法に基づく表示の適正化

健康増進法に基づく表示に関する規定として、栄養表示基準と特別用途食品制度がある。

栄養表示基準は食品の栄養成分に関する適切な情報を広く提供することにより、食を通じた健康づくりを推進することを目的に導入された制度で、一般の消費者に販売される加工食品等に、日本語で栄養成分・熱量に関する表示をする場合に適用される基準である。栄養表示基準には、特定の栄養成分を含むものとして、定められた基準に従って、その栄養成分について機能の表示をしている「栄養機能食品」についても規定されている。

特別用途食品制度とは、病者用等の特別の用途に適する旨の表示をする食品について、国民が安心して利用できるようにその表示事項を消費者庁長官が許可する制度であり、特定の保健の用途に役立つ旨の表示を行う特定保健用食品も特別用途食品に含まれる。なお食品衛生法においては、栄養機能食品及び特定保健用食品を併せて「保健機能食品」と総称している。

また、広告等の表示について、健康の保持増進効果等について著しく事実に相違する表示又は著しく人を誤認させるような表示をすることが禁止されている。

これらの制度の普及啓発及び相談指導により、表示の適正化を図っている。

##### 1 相談指導等

栄養表示基準等について、パンフレット「食品に栄養表示するときは……」（改訂第8版）やホームページ等により、制度の普及啓発を図るとともに制度の適正な活用のための相談指導等を保健所等で行っている。

また、健康の保持増進効果に関する虚偽・誇大広告の禁止に関しても、多摩地域における販売施設等への立ち入りによる検査や講習会等を開催し、広告の適正化に向け営業者に対する監視指導等を保健所等で行っている。

平成25年度の相談件数は、312件であった（食品監視課及び都保健所における実施件数。区部、八王子市及び町田市は含まない。）。

##### 2 特別用途食品（特定保健用食品を含む。）表示許可申請の経由事務及び許可食品の監視指導

営業者に対し申請に係る相談指導を行うとともに内閣総理大臣への許可申請の経由事務を行っている。許可された食品に対する指導等を併せて実施している。

##### 3 表示検査

制度の適正な普及、表示の適正化及び品質の確保のため、店頭で販売されている食品の成分及び表示について検査を行い、必要に応じて指導等を行っている。

###### (1) 対象品目

栄養表示のある食品（栄養機能食品を含む。）及び特別用途食品

###### (2) 収去実施場所

多摩地域における(1)の製造施設、貯蔵施設及び販売施設

###### (3) 検査項目

ア 表示内容検査

イ 栄養成分検査

###### (4) 検査実施機関

ア 表示内容検査 都保健所

イ 栄養成分検査 健康安全研究センター

###### (5) 実施結果

実施結果は表2-9-8のとおりであった。51品目について検査を行ったところ、表示内容検査では3品目に健康増進法上の不適正表示が発見され、栄養成分検査では不適正表示は4品目であった。不適正表示については表示責任者である製造者等を所管する自治体あて通報、指導依頼を行った。

表2-9-8 特別用途食品及び栄養表示食品の収去検査結果（平成25年度）

区分	収去件数	適正	不適正※		
			合計	表示内容	栄養成分分析結果
特別用途食品	0	0	0	0	0
栄養表示食品	51	45	6	3	4

※ 不適正総数については、表示内容と成分分析結果の重複があるため一致しないことがある。

## 第10節 食品衛生自主管理認証制度

### 第1 制度の概要

食品関係施設における自主的な衛生管理を推進することは、食品の安全性確保対策の一つとして大きな行政課題となっており、平成15年8月、食品関係業者等の自主的な衛生管理を積極的に評価する制度として、「東京都食品衛生自主管理認証制度」を創設した。

認証する施設が増えることにより、食品営業施設等全体の衛生管理水準を向上させ、消費者に、より安全性の高い食品の提供を図ることを目的としている。

認証を申請できる施設は、都内にある食品衛生法及び食品製造業等取締条例に基づく許可を受けた施設と同条例に基づき届出を行った施設（給食施設）である。また、食品衛生法に基づく許可を受けた施設であって、都内流通食品を製造する施設は、都域外であっても対象である。

認証を受けようとする食品関係業者等は、施設の状況に応じた衛生管理の方法（管理内容、実施頻度及び記録方法）を自ら定め、それを基本に東京都の定めた認証基準を満たした衛生管理マニュアルを作成し、その衛生管理マニュアルを添えて、都が指定した指定審査事業者に申請する。

申請を受けた指定審査事業者は、衛生管理マニュアルに記載された衛生管理の方法が認証基準に合致しているかどうか及びその衛生管理マニュアルに従った衛生管理が実行されているかどうかを審査し、合格した施設を認証する。

認証施設は、東京都のホームページ等により広く都民へ公表される。また、認証施設に交付される認証マークにより、都民等に認証施設であることをPRできる。

### 第2 平成25年度の主な取組

#### (1) 「本部認証」と「特別認証」の制定

平成25年10月から認証制度のさらなる活用の推進を目的として、2つの新たな仕組みを開始した。

**本部認証**：チェーン店の本部による統括管理と各店舗での衛生管理を一体として認証する仕組み

**特別認証**：知事が都認証と同等以上と認めた国際規格等を取得している場合、その認証書を提出するだけで都認証を取得できる仕組み

#### (2) 制度の普及

ア 食品事業者及び関係団体等への説明会及び講習会を実施した。また、食品業界の事業者が集う催事に出席し、普及啓発を行った。(29回)。

イ 行政、業界団体が発行している機関誌及び情報誌への掲載を行い、周知を図った。

#### (3) 対象施設向けセミナーの開催

対象施設の事業者向けに、同制度の概要、マニュアル作成等についてのセミナーを4回開催した。

#### (4) 認証施設の公表（表2-10）

指定審査事業者から新たに報告のあった148施設を食品監視課ホームページ「食品衛生の窓」で公表した。平成25年度末の公表施設は426施設となった。

表2-10 (平成25年度末)

認証区分	認証施設数
給食	74
調理	165
製造	98
加工	14
販売	74
氷雪販売	1
魚介類せり売	0
合計	426

#### (5) 制度の信頼性確保

指定審査事業者が行う認証業務について、信頼性、透明性を確保するため、「指定審査事業者監査実施要領」に基づき適切な指導、勧告等を実施した。

## 第11節 食品安全条例に基づく自主回収報告制度

### 第1 制度の概要

東京都食品安全条例では、「事業者責任を基礎とする安全確保」、「最新の科学的知見に基づく安全確保」、「都、都民、事業者の相互理解と協力に基づく安全確保」という三つの基本理念を掲げている。「自主回収報告制度」は、この理念に基づき本条例に規定された東京都独自の制度であり、平成16年11月から施行されている。

本制度は、行政が事業者による自主回収情報を的確に把握するとともに、都民に対し適切に提供できる仕組みを構築することで、事業者による自主回収を促進し、健康への悪影響を未然に防止することを目的としている。

都内に事業拠点を有する食品関係事業者(特定事業者)が取り扱う都内に流通する食品について、食品衛生法違反や健康への悪影響のおそれ自ら気づき、自主回収に着手した場合、定められた様式により都知事への報告を義務付けるものである。また、自主回収を終了する場合についても同様に報告を義務付けている。これらの報告に基づき、食品監視課ホームページ「食品衛生の窓」において「食品等の自主回収情報」として公表し、広く都民に周知するものである。

### 第2 平成25年度の自主回収情報の公表

平成25年4月から平成26年3月の間に特定事業者からの報告を受け、食品監視課ホームページ「食品衛生の窓」において119件の自主回収情報の公表を行った(表2-11)。

表2-11 自主回収情報の内訳

(平成25年4月～平成26年3月)

食品分類	件数	回収理由				
		異物混入	変質	アレルギー表示	期限表示	その他
合計	119	13	37	24	16	29
魚介類	1			1		
冷凍食品	0					
肉・卵類	6		1	1	3	1
乳類	8	2	1	1		4
農産物	19	6	3		2	8
菓子類	49	1	24	17	4	3
飲料	5	1	3			1
器具類	0					
その他※	31	3	5	4	7	12

※ 弁当、缶詰、調味料など



## 第12節 東京都における「食の安全」普及啓発事業

食中毒をはじめ、飲食に起因する危害の未然防止等、食の安全を確保するためには、事業者や消費者に対する正しい知識の普及が不可欠である。

東京都では、食品関係業者のほか、非営利の給食供給者等の食品取扱者や一般消費者に対する衛生講習会、地域で行われる各種催し等への出展、消費者団体等を対象とした講演等により食品安全の普及啓発に努めるとともに、ポスター、パンフレット、パネル等の衛生教材等を製作、配布及び掲示することにより普及啓発効果の向上を図っている。

また、食の安全に対する信頼を確保するには、法令等による規制を行うだけでなく、多くの関係者が正しい情報を共有するとともに、相互理解を推進することが重要である。この考えに基づき、平成15年度から、食に関する様々な問題について情報提供や意見交換を行う場として「食の安全都民フォーラム」を開催している。

### 第1 食の安全に関する相談

実施主体：都保健所、健康安全研究センター広域監視部、  
市場衛生検査所、芝浦食肉衛生検査所

表 2-12-1 (平成 25 年度)

内容	相談件数		合計
	電話	窓口	
営業許可	11,561	13,572	25,133
表示	1,640	1,022	2,662
規格・基準	885	482	1,367
食中毒	3,148	991	4,139
残留農薬	633	249	882
輸入食品	598	297	895
添加物	337	179	516
新規開発食品	27	17	44
食用の可・不可に関する疑義	1,296	391	1,687
マスコミ報道に関する事項	2,655	450	3,105
その他 <sup>注</sup>	5,452	8,970	14,422
合計	28,232	26,620	54,852

注「その他」の主な内容

- ・食品衛生責任者
- ・調理師免許・製菓衛生師免許
- ・縁日・祭礼等での模擬店の出店
- ・食品の異物混入・苦情(第5章に記載したものを除く)
- ・食品中の放射性物質
- ・食物アレルギー 等

### 第2 衛生展、街頭相談等の開催

実施主体：都保健所、健康安全研究センター広域監視部、  
市場衛生検査所、芝浦食肉衛生検査所

表 2-12-2 (平成 25 年度)

名称	開催回数	参加人数
市民まつり・産業まつり等	7	1,758
食品衛生街頭相談	5	1,656
計	12	3,414

第3 情報誌及びその他の普及啓発資料等の製作、発行

実施主体：食品監視課、都保健所、健康安全研究センター、市場衛生検査所、芝浦食肉衛生検査所

表 2-12-3

(平成 25 年度)

名 称	発行回数	発行部数
パンフレット等 計	16	990,000
食品関係営業許可申請の手引 (リーフレット)	1	3,300
大切です！食品表示 (東京都消費生活条例に基づく調理冷凍食品の品質表示 Q&A 編) (リーフレット)	1	5,000
食品に栄養表示するときは…栄養表示基準について (改訂第 8 版)	1	3,500
臨時出店者が出店する場合には… (リーフレット)	1	2,000
移動・行商関係営業許可申請の手引 (リーフレット)	1	550
包装食品のみを販売する営業を始められる皆さんへ (リーフレット)	1	600
行事において臨時営業を始められる皆さんへ (リーフレット)	1	600
給食の供給を始められる皆さんへ (リーフレット)	1	700
自動車関係営業許可申請等の手引 (リーフレット)	1	750
東京都食品衛生自主管理認証制度に関するリーフレット (事業者向け)	1	12,000
東京都食品衛生自主管理認証制度に関するリーフレット (都民向け)	1	17,000
東京都におけるふぐの取扱いについて～ふぐによる食中毒を防ぐために～	1	10,000
ノロウイルス・サボウイルスによる食中毒防止対策 (ポスター)	1	6,000
食中毒を防ごう！ (リーフレット)	1	12,000
ご存知ですか？寄生虫による食中毒 (リーフレット)	1	15,000
身近にある有毒植物 (パンフレット)	1	10,000
情報誌等 (都保健所)	40	120,338
情報誌等 (健康安全研究センター、市場衛生検査所、芝浦食肉衛生検査所)	18	23,700
計	74	1,134,038

第4 食品衛生講習会

1 保健所等における食品衛生講習会

保健所等において消費者及び食品関係業者に対して行われた食品衛生講習会は、次のとおりである。

表 2-12-4

(平成 25 年度)

		都保健所		都その他 <sup>注4</sup>		都合計		
		回数	人数	回数	人数	回数	人数	
消費者	合計	20	1249	26	1,519	46	2,768	
営業者	合計	367	15,602	210	5,872	577	21,474	
	実務講習会 A <sup>注1</sup>	許可更新	-	-	-	-	-	-
		業種・業態別	2	61	4	562	6	623
		集団給食	17	1,123	-	-	17	1,123
		責任者	33	4,422	-	-	33	4,422
		その他	3	466	-	-	3	466
	実務講習会 B <sup>注2</sup>	許可更新	83	1,551	-	-	83	1,551
		業種・業態別	69	2,014	96	2,904	165	4,918
		集団給食	45	1,770	3	46	48	1,816
		責任者	27	961	-	-	27	961
その他		77	2,826	2	115	79	2,941	
	その他 <sup>注3</sup>	11	408	105	2,245	116	2,653	

注1 2時間講習 食品衛生責任者対象  
 注2 1時間講習 食品衛生責任者対象  
 注3 注1及び注2以外の衛生講習会、消費者懇談会等  
 注4 健康安全研究センター広域監視部、市場衛生検査所、芝浦食肉衛生検査所

## 2 その他の講習会等

## (1) 輸入食品関係事業者衛生講習会

都内に流通する輸入食品の安全確保のため、輸入食品を扱う食品関係事業者を対象とした「輸入食品関係事業者衛生講習会」を年1回開催し、営業者の自主管理について一層の推進を図っている。

日時 平成25年10月4日

場所 都庁第一本庁舎5階大会議場

参加人数 416名

内容 ・食品等輸入事業者における自主管理推進のポイント  
・輸入食品事業者に求められるリスクコミュニケーションとガバナンス

## (2) 健康食品取扱事業者講習会

「健康食品」の表示、広告、販売方法等の適正化を図るため、関連法規を所管する部署が連携して「健康食品」を扱う事業者を対象とした「健康食品取扱事業者講習会」を年1回開催している。

日時 平成25年12月13日

場所 練馬文化センター

参加人数 873名

内容 ・法令解説  
・食品表示に関する行政の動き  
・事例紹介

## 第5 食の安全都民フォーラム

食の安全に関する様々な問題について、都民や事業者、行政等が正しい情報を共有し、理解を深めることにより、食の安全確保及び安心につなげていくことを目的として、平成15年度から、都民、事業者、行政等が一堂に会し意見交換等を行う「食の安全都民フォーラム」を実施している。平成25年度の開催状況は以下のとおりである。

また、平成19年度からは、「食の安全調査隊」活動として都民を公募し、グループ活動と中心とした施設見学やメンバー間のディスカッション等、参加者の主体的な取組を通じた新たなリスクコミュニケーション手法の充実を図っている。平成25年度は、53名の参加者により、「食の安全都民フォーラム」での活動報告を含む全5回の活動を実施した。

表 2-12-5 平成25年度 食の安全都民フォーラム開催状況

開催回数 <sup>注</sup>	開催日	テーマ	形式	参加者数
第22回	平成25年 6月21日	牛海綿状脳症（BSE）を考えよう！	・基調講演 ・パネルディスカッション	126人 (募集100人)
第23回	平成26年 2月27日	調理製造から考える 食物アレルギー	・食の安全調査隊活動報告 ・基調講演 ・パネルディスカッション	233人 (募集200人)

注 開催回数は平成15年度からの通算回数

### 第6 その他の都民向けセミナー

#### (1) 平成25年度夏休み子供セミナー

健康安全研究センターでは、毎年夏休みに小学生を対象としたセミナーを開催し、健康と安全に関する体験学習の場を提供している。

日時 平成25年8月1日

場所 健康安全研究センター

参加人数 22名

内容 「取り出してみよう！遺伝子」をテーマにした実験

- ・たまねぎの細胞核観察
- ・ブロッコリーやバナナからの遺伝子抽出実験

### 第7 インターネットによる情報提供

都民への食品安全に関する情報提供機能の向上を図るため、食品監視課、健康安全研究センター（食品医薬品情報係）及び保健所等において、食品安全情報サイト「食品衛生の窓」をはじめとするインターネットでの情報提供を行っている。

#### 1 食品監視課のホームページ

食品監視課では、平成9年度からインターネットでの情報提供を行っている。平成25年度の閲覧件数は、4,163,494件であった。

平成26年3月末の主な掲載内容は、報道発表資料、食品安全条例、食品安全審議会、食品衛生法第63条に基づく食品衛生法違反者等の公表、制度（法令、表示、許可）、調査・統計データ（食中毒発生状況、食品の違反及び苦情、都内流通食品の放射性物質検査結果等）、食品衛生自主管理認証制度等である。

#### 2 健康安全研究センター（食品医薬品情報係）のホームページ

健康安全研究センター（食品医薬品情報係）では、平成14年度からインターネットでの情報提供を行っている。平成26年3月末の主な掲載内容は、食品安全情報評価委員会、食の安全都民フォーラム、たべもの安全情報館、食品安全FAQ、健康食品ナビ、印刷物関係等である。平成25年度は、健康食品の試買調査結果及び食品安全情報評価委員会で評価検討された安全情報等、最新の食品衛生情報を随時ホームページに掲載した。平成26年3月末のアクセス数は、延べ3,397,292件であった。

#### 3 保健所等のホームページ

平成25年度は6保健所、市場衛生検査所及び芝浦食肉衛生検査所がインターネットでの情報提供を行っており、閲覧件数の合計は4,258,602件であった。

#### 4 メールマガジン

平成16年度から月2回、食と薬の安全情報に関するメールマガジンを発行し、最新のトピックスや東京都の事業、関連ホームページの新着情報等を紹介している。平成26年3月末の読者数は5,312人であった。

## 第13節 その他の事業

## 第1 シアン化合物含有豆類の処理状況

シアン化合物含有豆類の取扱いについては、昭和37年5月26日付け厚生省告示第192号をもって「豆類の成分規格」等が定められた。この運用については、同年5月26日環発第175号厚生省環境衛生局長による通達「シアン化合物含有豆類の取扱いについて」に基づき実施してきた。

しかし、平成12年3月30日付け厚生省通知をもって

既存の通達が廃止されたため、東京都では、従来の「シアン化合物含有豆類の取扱および監視指導実施要領」を平成13年3月31日をもって廃止し、新たに実施要領を定め(平成13年4月1日から適用)、監視指導等を行っている。

シアン豆取扱業者が平成25年度に購入したシアン化合物含有豆類の種類と数量は、表2-13-1のとおりである。

表2-13-1 シアン化合物含有豆類の購入数量

(平成25年度)

	合計		ベビーライマ豆		バター豆		サルタニ・サルタピア豆			
	袋数	重量(t)	袋数	重量(t)	袋数	重量(t)	袋数	重量(t)		
平成24年度	20,931	649.9	18,598	567.7	2,333	82.2	0	0		
平成25年度総計	20,603	622.5	17,444	523.5	3,159	99.0	0	0.0		
内訳	平成25年	4月	2,366	72.6	2,116	63.5	250	9.1	0	0.0
		5月	1,305	39.6	1,165	35.0	140	4.6	0	0.0
		6月	1,503	45.5	1,413	42.4	90	3.1	0	0.0
		7月	1,879	57.6	1,659	49.8	220	7.8	0	0.0
		8月	1,393	41.8	1,159	34.8	234	7.0	0	0.0
		9月	1,179	36.0	966	29.0	213	7.0	0	0.0
		10月	2,331	70.0	1,805	54.2	526	15.8	0	0.0
		11月	1,100	33.0	967	29.0	133	4.0	0	0.0
	12月	1,813	54.4	1,396	41.9	417	12.5	0	0.0	
	平成26年	1月	1,451	43.5	1,291	38.7	160	4.8	0	0.0
		2月	1,170	35.1	931	27.9	239	7.2	0	0.0
3月		3,113	93.4	2,576	77.3	537	16.1	0	0.0	

注 重量(t)は小数点100分の1で四捨五入

第2 修学旅行時の食中毒等事故発生防止のための事前連絡件数

食品取扱施設の衛生確保については通常監視の中で実施されているが、修学旅行等で都内の宿泊施設又は飲食店等を利用するに当たり、事前に各学校から衛生管理の徹底について依頼のあった件数等について、表2-13-2及び表2-13-3に取りまとめた。

1 旅館及び宿泊所

表2-13-2 月別の利用学校数及び利用人数 (平成25年度)

		平成25年										平成26年			合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
小学校	学校数	0	1	3	0	0	0	24	15	1	0	0	0	44	
	利用人数	0	43	34	0	0	0	1,271	726	105	0	0	0	2,179	
中学校	学校数	5	16	11	0	0	0	1	1	0	0	2	1	37	
	利用人数	263	1,634	2,239	0	0	0	41	117	0	0	147	67	4,508	
高等学校	学校数	0	0	1	0	1	1	2	0	4	0	1	0	10	
	利用人数	0	0	18	0	11	31	496	0	530	0	315	0	1,401	
養護学校等	学校数	0	1	2	0	0	1	3	0	0	0	0	0	7	
	利用人数	0	11	59	0	0	21	19	0	0	0	0	0	110	
合計	学校数	5	18	17	0	1	2	30	16	5	0	3	1	98	
	利用人数	263	1,688	2,350	0	11	52	1,827	843	635	0	462	67	8,198	

2 食事提供施設及び弁当調製所

表2-13-3 月別の利用学校数及び利用人数 (平成25年度)

		平成25年										平成26年			合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
小学校	学校数	0	3	17	2	0	7	71	42	1	0	0	1	144	
	利用人数	0	261	1,199	142	0	596	5,933	2,932	10	0	0	50	11,123	
中学校	学校数	64	115	58	15	0	40	6	5	5	4	10	0	322	
	利用人数	5,119	15,920	10,243	2,309	0	5,643	972	581	763	731	1,215	0	43,496	
高等学校	学校数	0	2	2	1	1	9	26	18	12	7	6	0	84	
	利用人数	0	242	418	188	62	1,511	4,984	4,743	2,123	1,105	1,093	0	16,469	
養護学校等	学校数	0	6	2	1	0	9	20	2	1	0	0	2	43	
	利用人数	0	329	70	37	0	166	517	48	7	0	0	26	1,200	
合計	学校数	64	126	79	19	1	65	123	67	19	11	16	3	593	
	利用人数	5,119	16,752	11,930	2,676	62	7,916	12,406	8,304	2,903	1,836	2,308	76	72,288	